

資料1

独立行政法人農林漁業信用基金の
平成28年度に係る業務の実績に関する評価書

財務省
農林水産省

様式1-1-1 中期目標管理法人 年度評価 評価の概要様式

| | | | |
|--|---|-------------|----------------|
| 1. 評価対象に関する事項 | | | |
| 法人名 | 独立行政法人農林漁業信用基金 | | |
| 評価対象事業年度 | 年度評価 | 平成28年度（第3期） | |
| | 中期目標期間 | 平成25～29年度 | |
| 2. 評価の実施者に関する事項 | | | |
| 主務大臣 | 農林水産大臣 | | |
| 法人所管部局 | 経営局 | 担当課、責任者 | 金融調整課長 河村 仁 |
| 評価点検部局 | 大臣官房 | 担当課、責任者 | 広報評価課長 長野 麻子 |
| 主務大臣 | 財務大臣（農業信用保険事業、林業信用保証事業及び漁業信用保険事業に関する評価を農林水産大臣と共管） | | |
| 法人所管部局 | 大臣官房 | 担当課、責任者 | 政策金融課長 片桐 聰 |
| 評価点検部局 | 大臣官房 | 担当課、責任者 | 文書課政策評価室長 田平 浩 |
| 3. 評価の実施に関する事項 | | | |
| ・7月14日：年度実績に係る自己評価及び大臣評価案について農林水産省独立行政法人評価有識者会議農林漁業信用基金部会からの意見聴取 | | | |
| ・7月25日：年度実績に係る自己評価について理事長及び監事からのヒアリング | | | |
| 4. その他評価に関する重要事項 | | | |
| ・平成25年度の業務実績評価は、財務省及び農林水産省それぞれの独立行政法人評価委員会において、評価を実施 | | | |
| ・平成26年度から平成28年度までの業務実績評価は、財務大臣及び農林水産大臣合同で評価を実施 | | | |

様式 1-1-2 農林漁業信用基金 年度評価 総合評定様式

| 1. 全体の評定 | | (参考) 本中期目標期間における過年度の総合評定の状況 | | | | |
|--------------------------|---|-----------------------------|------|------|------|------|
| 評定 (S、A、B、C、D) | B : 中期目標における所期の目標を達成していると認められる。 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | | A | B | B | B | |
| 評定に至った理由 | 項目別評定は 71 項目のうち、A が 2 項目、B が 58 項目、C が 4 項目、評価の対象外が 7 項目となっており、全体として中期目標における所期の目標を達成している。 また、全体の評定を引き下げる事象もなかったため B とした。 ※ 平成 25 年度の評価にあっては、農林水産省独立行政法人評価委員会及び財務省独立行政法人評価委員会の評価結果であり、A 評定が標準。平成 26 年度以降の評価にあっては、主務大臣の評価結果であり、B 評定が標準。 | | | | | |
| 2. 法人全体に対する評価 | | | | | | |
| 法人全体の評価 | 農業信用保険業務、林業信用保証業務、漁業信用保険業務、農業災害補償関係業務、漁業災害補償関係業務の実施に当たり、理事長のリーダーシップの下、業務の進捗や予算執行の把握に努め、業務運営の効率化を図りつつ的確に業務運営が遂行されており、特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、計画どおり順調に業務が実施されていると評価する。 | | | | | |
| 全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項 | 特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。 | | | | | |
| 3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など | | | | | | |
| 項目別評定で指摘した課題、改善事項 | ① 林業信用保証業務における業務収支の黒字化に向けた保証料収入の増については、事業者や金融機関への制度の普及や利用拡大の取組を進めたものの、保証料収入が所期の目標を下回っており、こうした保証料収入の確保のための取組を着実に実施する必要がある。 ② 農業信用保険業務及び林業信用保証業務における回収金の実績については、回収金収入が所期の目標を下回っており、回収実績向上のための取組を着実に実施する必要がある。 ③ 保険料等の確実な徴収については、林業信用保証業務において、入金データ及び未収保証料データのチェック体制に不備があったことにより保証料の適正な徴収がなされなかつた事案が発生したことから、講じた再発防止策を徹底する必要がある。 | | | | | |
| その他改善事項 | 該当なし | | | | | |
| 主務大臣による改善命令を検討すべき事項 | 該当なし | | | | | |
| 4. その他事項 | | | | | | |
| 監事等からの意見 | (理事長からの意見) | | | | | |
| その他特記事項 | (有識者会議委員からの意見) | | | | | |

年度評価 項目別評定総括表

| 評価項目 | 評価年度 | | | | | 項目別 No | 備考 | | |
|---|------|------|------|------|------|-----------|------|--|--|
| | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | | | | |
| 第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 | | | | | | | | | |
| 1 事業の効率化 | | | | | | | | | |
| 事業費の削減度合（24年度対比5%以上） | A | A | B | B | | 1-(1) | P 1 | | |
| 事業費の削減に向けての取組（農業信用保険業務） | A | B | B | B | | 1-(2) | P 3 | | |
| 事業費の削減に向けての取組（林業信用保証業務） | A | B | B | B | | 1-(3) | P 5 | | |
| 事業費の削減に向けての取組（漁業信用保険業務） | A | B | B | B | | 1-(4) | P 7 | | |
| 共済団体等に対し、民間金融機関から融資を受けるよう促すための取組 | A | B | B | B | | 1-(5) | P 9 | | |
| 林業寄託業務の見直しの着実な実施 | A | B | B | B | | 1-(6) | P 11 | | |
| 「民ができることは民で」の検討（農業・漁業信用保険業務） | A | B | B | B | | 1-(7) | P 13 | | |
| 2 信用リスクに応じた保証・保険料率に係る信用リスク評価の精緻な計測に向けたデータベース化を開始し与信上のデータを蓄積（農業信用保険業務） | A | A | B | B | | | P 15 | | |
| 3 業務運営体制の効率化 | | | | | | | | | |
| 組織体制・人員配置の見直し | B | B | B | B | | 3-(1) | P 17 | | |
| 効果的な研修の実施 | A | B | B | B | | 3-(2) | P 18 | | |
| 4 経費支出の抑制 | | | | | | | | | |
| 支出の要否を検討し、一般管理費を24年度比で5%以上の削減 | A | A | B | B | | 4-(1) | P 20 | | |
| 業務の見直し及び効率化 | A | B | B | B | | 4-(2) | P 22 | | |
| 政府の総人件費削減の取組を踏まえた適切な対応 | A | B | B | B | | 4-(3) | P 24 | | |
| ラスペイレス指数を中期目標期間中は100を上回らない水準とする | A | B | B | B | | 4-(4) | P 25 | | |
| 5 業務実施体制の強化 | | | | | | | | | |
| 内部監査の適切な実施と改善状況のフォローアップの実施 | A | B | B | B | | 5-(1) | P 27 | | |
| 役員会による理事長の意思決定の補佐 | - | - | B | B | | 5-(2) | P 29 | | |
| 内部統制委員会による適切なモニタリングの実施 | - | - | B | B | | 5-(3) | P 30 | | |
| 外部有識者の専門的知見を活用したコンプライアンスの推進に向けた取組並びに取組状況のチェック及びフォロー | A | B | B | B | | 5-(4) | P 33 | | |
| 5 業務実施体制の強化 | | | | | | | | | |
| リスク管理委員会による統合的なリスク管理の的確な実施 | - | - | B | B | | 5-(5) | P 36 | | |
| 事務リスク自主点検等を実施し業務改善への反映 | A | B | B | B | | 5-(6) | P 38 | | |
| 目標管理の導入による適切な人事評価、業績及び勤務成績等の給与・退職金等への一層の反映 | A | B | B | B | | 5-(7) | P 41 | | |
| 評価・分析の実施、その結果の業務運営への着実な反映 | A | B | B | B | | 5-(8) | P 43 | | |
| 情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化の取組 | B | B | B | B | | 5-(9) | P 45 | | |
| 6 業務運営の効率化等を踏まえた情報システムの整備 | | | | | | | | | |
| 7 調達方式の適正化 | | | | | | | | | |
| 調達等合理化計画に基づく一般競争入札等の着実な実施 | A | B | B | B | | 7-(1) | P 50 | | |
| 契約監視委員会において事後点検及び契審査委員会の活用等による適正な契約の実施 | A | B | B | B | | 7-(2) | P 53 | | |
| 取組状況の公表 | A | B | B | B | | 7-(3) | P 55 | | |
| 監事及び会計監査人による監査の実施 | A | B | B | B | | 7-(4) | P 57 | | |
| 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 | | | | | | | | | |
| 1 事務処理の迅速化 | | | | | | | | | |
| 保険引受審査等業務に応じた標準処理期間の達成（案件の85%以上の処理） | A | B | B | B | | 1-(1) | P 59 | | |
| 保険引受や支払審査等について、関係機関との情報共有・意見交換 | A | B | B | B | | 1-(2) | P 62 | | |
| 業務処理の方法の見直し | A | B | B | A | | 1-(3) | P 65 | | |
| 2 情報の提供・開示 | | | | | | | | | |
| 情報開示の充実を促進 | A | B | B | B | | 2-(1) | P 67 | | |
| 業務内容等に応じたセグメント情報の開示を徹底 | A | B | B | B | | 2-(2) | P 71 | | |
| 利用者意見の業務運営への適切な反映、苦情への適切な対応 | A | B | B | B | | 2-(3) | P 73 | | |
| 職員の勤務条件の公表 | A | B | B | B | | 2-(4) | P 77 | | |

※ 25年度評価は、農林水産省独立行政法人評価委員会における小項目評価である。なお、平成25年度においてはAが、平成26年度以降についてはBがそれぞれ標準。

| 評価項目 | 評価年度 | | | | | 項目別 No | 備考 | | |
|--|------|------|------|------|------|-----------|------|--|--|
| | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | | | | |
| 第3 財務内容の改善に関する事項 | | | | | | | | | |
| 1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定 | | | | | | | | | |
| 保険料率算定委員会における保険料率水準の点検及び必要に応じた見直し(農業信用保険業務) | A | B | B | A | | 1-(1) | P78 | | |
| 保証料率算定委員会における保証料率水準の点検及び必要に応じた見直し(林業信用保証業務) | A | B | B | B | | 1-(2) | P80 | | |
| 保険料率算定委員会における保険料率水準の点検及び必要に応じた見直し(漁業信用保険業務) | A | B | B | B | | 1-(3) | P82 | | |
| 業務収支の黒字化に向けた保証料収入の増(平成24年度対比1.6%増)(林業信用保証業務) | A | C | C | C | | 1-(4) | P84 | | |
| 適切な貸付金利の設定(農業・漁業信用保険業務) | A | B | B | B | | 1-(5) | P87 | | |
| 適切な貸付金利の設定(農業・漁業災害補償関係業務) | A | B | B | B | | 1-(6) | P89 | | |
| 2 引受審査の厳格化等 | | | | | | | | | |
| 基金協会との事前協議の実施及び事前協議対象の拡大への取組(農業信用保険業務) | A | A | B | B | | 2-(1) | P91 | | |
| 基金協会との事前協議の実施及び事前協議対象の拡大への取組(漁業信用保険業務) | A | A | B | B | | 2-(2) | P93 | | |
| 保証審査や求債権管理回収に係る研修会の開催 | A | B | B | B | | 2-(3) | P95 | | |
| 信用基金の相談機能の強化 | A | B | B | B | | 2-(4) | P97 | | |
| 審査の厳格化、債務保証先のフォローアップ(林業信用保証業務) | A | B | B | B | | 2-(5) | P100 | | |
| 3 モラルハザード対策 | | | | | | | | | |
| モラルハザード防止対策の導入効果の検証及び部分保証等の拡充の検討(農業信用保険業務) | A | B | B | B | | 3-(1) | P102 | | |
| モラルハザード防止対策の導入効果の検証及び部分保証等の拡充の検討(漁業信用保険業務) | A | B | B | B | | 3-(2) | P104 | | |
| 部分保証の拡充などの収支均衡に向けた取組(林業信用保証業務) | A | A | B | B | | 3-(3) | P106 | | |

| 評価項目 | 評価年度 | | | | | 項目別 No | 備考 |
|--|------|------|------|------|------|---------------------|------|
| | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | | |
| 4 求債権の管理・回収の強化等 | | | | | | | |
| 回収金の実績及び回収実績向上のための取組(農業信用保険業務) | A | C | C | C | | 4-(1) | P108 |
| 回収金の実績及び回収実績向上のための取組(林業信用保証業務) | A | C | C | C | | 4-(2) | P111 |
| 回収金の実績及び回収実績向上のための取組(漁業信用保険業務) | A | A | B | B | | 4-(3) | P113 |
| サービサー等の活用による回収策について費用対効果の検証及び回収委託基準の明確化等(林業信用保証業務) | A | B | B | B | | 4-(4) | P115 |
| 保険料・保証料・貸付金利息の確実な徴収 | A | C | C | C | | 4-(5) | P117 |
| 5 代位弁済率・事故率の低減 | | | | | | | |
| 事故率の低減(農業信用保険業務) | A | B | B | B | | 5-(1) | P119 |
| 代位弁済率の低減(林業信用保証業務) | A | B | B | B | | 5-(2) | P121 |
| 事故率の低減(漁業信用保険業務) | A | B | B | B | | 5-(3) | P123 |
| 6 基金協会及び共済団体等に対する貸付金の適正な審査及び回収 | | | | | | | |
| 7 宿舎の廃止に関する計画 | A | B | B | B | | | P127 |
| 8 農業融資資金業務に係る国庫納付 | A | - | - | - | | | P129 |
| 第4 その他の業務運営に関する重要事項 | | | | | | | |
| 第5 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画 | A | B | B | B | | | P133 |
| 第6 短期借入金の限度額 | A | - | B | - | | | P136 |
| 第7 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画 | A | - | - | - | | | P138 |
| 第8 重要な財産の譲渡等に関する計画 | - | - | - | - | | | P140 |
| 第9 剰余金の使途 | A | - | - | - | | | P141 |
| 第10 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 | | | | | | | |
| 1 施設及び設備に関する計画 | - | - | - | - | | | P142 |
| 2 人員に関する指標 | | | | | | | |
| 人員に係る指標 | A | B | B | B | | 2-(1) | P143 |
| 人材の確保 | A | B | B | B | | 2-(2) | P145 |
| 人材の養成 | A | B | B | B | | 2-(3) | P147 |
| 3 積立金の処分に関する事項 | A | - | - | B | | | P149 |
| 別 1. 平成28事業年度予算及び決算 | | | | | | 2. 平成28事業年度収支計画及び実績 | |
| 紙 3. 平成28事業年度資金計画及び実績 | | | | | | 平成28事業年度業務収支 | |

※ 25年度評価は、農林水産省独立行政法人評価委員会における小項目評価である。なお、平成25年度においてはAが、平成26年度以降についてはBがそれぞれ標準。

年度評価項目別評定調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | | | | | | |
|--------------------|------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|
| 第1-1 | 事業の効率化（事業費の削減度合（24年度対比5%以上）） | | | | | | | |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | | |
|--------------------|---------------------------|-------------------|-------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--|
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | (参考) 24年度(第2期) | | 25年度 (第3期) | 26年度 (第3期) | 27年度 (第3期) | 28年度 (第3期) | 29年度 (第3期) | (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| | | 予算 | 決算 | | | | | | |
| 事業費（百万円） | — | 15,823 | 8,885 | 8,252 | 6,385 | 6,919 | 9,036 | | |
| うち保険金（農業） | — | 10,437 | 4,628 | 5,131 | 3,926 | 3,749 | 5,441 | | 28年度は、27年度に比べ増加したものの、24年度予算対比47.9%の削減となった。 |
| 保険金（漁業） | — | 2,689 | 1,850 | 1,639 | 1,810 | 1,926 | 2,854 | | 28年度は、27年度に比べ増加し、24年度予算対比6.1%の増加となった。 |
| 代位弁済費 | — | 2,602 | 2,344 | 1,425 | 581 | 1,177 | 687 | | |
| 求償権管理回収助成（農業） | — | 28 | 28 | 28 | 28 | 28 | 28 | | |
| 求償権回収事業委託費（林業） | — | 45 | 13 | 14 | 21 | 20 | 13 | | |
| 回収奨励金（漁業） | — | 22 | 22 | 14 | 19 | 20 | 13 | | |
| 削減率（計画値） | 中期目標最終年度までに24年度予算対比5%以上削減 | — | — | 1% | 2% | 3% | 4% | 5% | |
| 24年度予算に対する削減率（実績値） | — | — | — | 47.9% | 59.7% | 56.3% | 42.9% | | |
| 24年度決算に対する削減率（実績値） | — | — | — | 10.8% | 28.1% | 22.1% | 1.8%の増加 | | |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価 | | | | | | | | | |
|--|---|--|--|---|---|--|--|------|--|
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | | | 自己評価 | |
| | | | | 業務実績 | | | | | |
| 第2 業務運営の効率化に関する事項 1 事業の効率化 ① 事業費（保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費）については、中期目標の期間中に、平成24年度比で5%以上削減する。この場合、経 | 第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 事業の効率化 (1) 事業費（保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費）については、その支出の要否を検討し、効率化を期すため、 | 第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 事業の効率化 (1) 事業費（保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費）については、以下の点など支出の要否及び支出方法等について | <主な定量的指標> 事業費削減率 <その他の指標> なし <評価の視点> 事業費の削減が図られているか | <主要な業務実績> 第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 事業の効率化 (1) 事業費の削減度合（24年度対比5%以上） ○ 事業費（保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費）の28年度の支出実績は90億36百万円（27年度69億19百万円）であり、24年度予算対比で42.9%の削減（削減目標4%）（27年度56.3%）となつた（24年度決算対比では、1.8%の増加（27年度22.1%の削減）となつた）。また、保険金及び代位弁済費のうち、東日本大震災を起因とするもの（下記（注））を除いた事業費総額は、89億82百万円であり、24年度予算対比で43.2%の削減となつた（24年度決算対比では1.1%の増加となつた）。 | <自己評価> 評定：B 年度毎の削減率目標を大幅に上回る削減を達成しており、定量評価ではAであるものの、保険及び保証の引受け残高の減少による影響もあることを勘案して、Bと | | | | |

済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。

中期目標の期間中に、平成24年度比で5%以上削減する。この場合、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。

検討し、効率化を期する。この場合、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。

- ・農業・漁業の信用基金協会（以下「基金協会」という。）との事前協議の徹底、部分保証の実施による保険金支払いの低減
- ・引受審査の厳格化等による代位弁済の抑制
- ・サービスの一括請求による求償権回収については、費用対効果を検証し、求償権回収事業委託費を効率的に支出

| 区分 | 24年度 予算(A) | 28年度 実績(B) | 増減率 (B-A)/A | | | (参考) | | |
|-------------------|-----------------|----------------|-----------------------|----------------------|---------|-------------------|----------------|----------------|
| | | | うち東日本 大震災分除 (注) | うち東日本 大震災分 (注) | △ 42.9% | 24年度 決算(C) | 増減率 (B-C)/C | △ 1.7% |
| | | | | | | 除く東日本 大震災 分 | △ 1.1% | △ 1.1% |
| 事業費総額 | 15,823 | 9,036 | 8,982 | 55 | △ 42.9% | △ 43.2% | 8,885 | 1.7% |
| うち保険金(農業) (漁業) | 10,437 2,689 | 5,441 2,854 | 5,411 2,854 | 30 | △ 47.0% | △ 48.2% | 4,628 1,850 | 17.6% 54.3% |
| 代位弁済費(林業) | 2,602 | 887 | 863 | 25 | △ 73.6% | △ 74.5% | 2,344 | △ 70.7% |
| 求償権管理回収助成(農業) | 28 | 28 | 28 | - | 0.0% | 0.0% | 28 | 0.0% |
| 求償権回収事業委託費(林業) | 45 | 13 | 13 | - | △ 70.7% | △ 70.7% | 13 | △ 0.4% |
| 回収奨励金(漁業) | 22 | 13 | 13 | - | △ 39.0% | △ 39.0% | 22 | △ 39.8% |

(注) 東日本大震災による被災農林漁業者に対し、予算措置された初日、復興対策事業対象の保険金・代位弁済費をいう。

○ このような大幅な削減率となった要因としては、農業・漁業の信用基金協会との事前協議の徹底、部分保証の実施による保険金支払いの低減、引受審査の厳格化等による代位弁済の抑制を図るとともに、求償権回収事業委託費の効率的な支出に取り組んだ一方で、農林漁業者への貸付けが減少基調にあることを背景とした保険及び保証の引受けの減少等により引受残高が減少し、結果として、事業費の大半を占める保険金及び代位弁済費の支出が、24年度予算で想定したよりも大幅に減少したことが考えられる。

する。

<課題と対応>
引き続き、引受審査の厳格化及びモラルハザード対策の実施等により、事業費の削減に向けた取組を着実に実施する。

4. 主務大臣による評価

主務大臣による評価

B

評定

<評定に至った理由>

事業費は、24年度予算比で全体で42.9%の削減となっており、28年度目標削減率を大幅に上回る削減率となったことは高く評価できるものの、基金協会の事前協議の徹底等の取組による結果だけでなく、農林漁業者への貸付けが減少基調にあることを背景とした保険及び保証の引受けの減少等により引受残高が減少し、事業費の大半を占める保険金及び代位弁済費の支出が、結果として大幅に減少したことによる影響もあることを踏まえ、評定をBとする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

引き続き、事業費削減に向けた取組を着実に実施し、目標達成に努める必要がある。

<その他事項>

年度評価項目別評定調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | | | | | | |
|--------------------|---------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|
| 第1-1 | 事業の効率化（事業費の削減に向けての取組（農業信用保険業務）） | | | | | | | |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | |
|-------------------------|------|--------------|------|------|------|------|------|-----------------------------|
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | (参考) 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| 大口保険引受事前協議 (条件変更を含む) | — | 333件 | 357件 | 320件 | 332件 | 438件 | 476件 | |
| うち取り下げ件数 | — | 19件 | 15件 | 11件 | 5件 | 11件 | 10件 | |
| 大口保険引受事前協議 (条件変更を除く) | — | — | — | 279件 | 264件 | 374件 | 415件 | |
| うち部分保証件数 | — | — | — | 25件 | 36件 | 20件 | 13件 | |
| 大口保険金請求事前協議 | — | 24件 | 21件 | 23件 | 14件 | 14件 | 16件 | |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価 | | | | |
|---|---|---|--|--|
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 |
| ② 農業・漁業信用保険業務及び林業信用保証業務については、「第4 財務内容の改善」に記載している引受審査の厳格化等、モラルハザード対策の取組を着実に実施する。 | (2) 農業・漁業信用保険業務及び林業信用保証業務については、「第3 財務内容の改善に関する事項」に記載している引受審査の厳格化等、モラルハザード対策の取組を着実に実施する。 | (2) 農業・漁業信用保険業務及び林業信用保証業務については、「第3 財務内容の改善に関する事項」に記載している引受審査の厳格化等、モラルハザード対策の取組を着実に実施する。 | <主な定量的指標> 引受事前協議等実績件数 <その他の指標> なし <評価の視点> 事業費の削減を図るために取組を着実に実施しているか | <p>法人の業務実績</p> <p>法人の業務実績・自己評価</p> <p>自己評価</p> <p><主要な業務実績></p> <p>(2) 事業費の削減に向けての取組（農業信用保険業務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 引受審査の厳格化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大口保険引受案件（注1）476件（条件変更を含む）について、基金協会からの提出資料又は対面により全て事前協議を実施した（27年度438件）。このうち、基金協会との対面での協議は16件であった（27年度13件）。 ・ 事前協議については、被保証者の財務内容、償還可能性等を総合的に勘査した協議を実施した。 ・ 大口保険引受案件事前協議476件（条件変更を含む）のうち、取り下げは10件であった（27年度11件）。 ○ 金融機関に対するモラルハザード対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 奈特資金、農業経営負担軽減支援資金、営農維持資金及び農業再生資金については、既存債務の返済に充てるための資金であり事故率が高いことから、モラルハザード防止対策として基金協会の債務保証に部分保証が実施されており、28年度は58件であった（27年度125件）。 ・ 事故率の高い資金を中心に、代位弁済時に金融機関に対して負担措置を求めるペナルティー方式が導入されている。 ・ 大口保険引受案件事前協議415件（条件変更を除く）のうち部分保証の対象となる奈特資金12件、農業経営負担軽減支援資金1件について部分保証が実施されていることを確認した（営農維持資金及び農業再生資金の実績はなし）。（27年度は奈特資金19件、農業経営負担軽減支援資金1件、営農維持資金0件、農業再生資金0件）。 <p><自己評価></p> <p>評定：B</p> <p>大口保険引受案件及び大口保険金請求案件に係る事前協議による審査の厳格化並びにモラルハザード対策を着実に実施したことから、Bとする。</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件に係る事前協議を着実に実施する。</p> |

○ 大口保険金請求案件（注2）の事前協議

大口保険金請求案件16件について、基金協会からの提出資料により全て事前協議を実施した（27年度14件）。

具体的には、記載事項の検証や保険金請求をしようとする額の妥当性等の審査を行った。なお、免責に該当するものはなかった。

（注1）大口保険引受案件とは、次に該当するものをいう。

既に大口保険被保証者（※）である者に対する農業近代化資金等の元本額（極度貸付の場合は極度額。以下「元本額等」という。）につき保険価額が1,000万円以上の保険関係が成立する保証及び農業近代化資金等の元本額等につき保険価額が1,000万円以上の保険関係が成立する保証であって、当該保証をすることにより、その被保証者が大口保険被保証者に該当するもの。

（※）大口保険被保証者とは、次に該当するものをいう。

保険関係が成立している保証に係る農業近代化資金等の元本額等の合計額が1億円以上である者、保険関係が成立している保証に係る金融公庫資金の元本額等の合計額が5,000万円以上である者又は保険関係が成立している保証に係る畜産特別資金、農家負担軽減支援特別資金、農業経営負担軽減支援資金、畜産経営維持緊急支援資金、家畜飼料特別支援資金、畜農維持資金及び農業再生資金の元本額等の合計額が5,000万円以上である者。

（注2）大口保険金請求案件とは、次に該当するものをいう。

保険金額が3,000万円以上の代位弁済及び一の被保証者について同時又は関連する一定の期間内に行う複数の代位弁済であって、これらの代位弁済の保険金額の合計額が3,000万円以上となるもの。

4. 主務大臣による評価

主務大臣による評価

評定

B

<評定に至った理由>

大口保険引受案件及び大口保険金請求案件に係る事前協議による厳格な審査並びにモラルハザード対策を着実に実施しており、中期目標の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

引き続き、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件に係る事前協議並びにモラルハザード対策等の取組を着実に実施する必要がある。

<その他事項>

年度評価項目別評定調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | | | | | | |
|--------------------------------------|------|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|-----------------------------|
| 第1-1 事業の効率化（事業費の削減に向けての取組（林業信用保証業務）） | | | | | | | | |
| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | |
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | (参考) 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| 保証引受審査件数 (条件変更を含む) | — | 1,944件 | 1,765件 | 1,800件 | 1,680件 | 1,547件 | 1,417件 | |
| うち審査協議件数 | — | 429件 | 632件 | 466件 | 385件 | 420件 | 427件 | |
| うち取り下げ等件数 | — | 89件 | 93件 | 93件 | 74件 | 46件 | 12件 | |
| 保証引受件数 (条件変更を除く) | — | 1,562件 | 1,359件 | 1,380件 | 1,235件 | 1,203件 | 1,121件 | |
| うち部分保証件数 | — | 355件 | 277件 | 315件 | 321件 | 346件 | 364件 | |
| 部分保証割合 | — | 22.7% | 20.4% | 22.8% | 26.0% | 28.8% | 32.5% | |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価 | | | | | | | | |
|--|---|---|--|--|---|--|--|------|
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | | | 自己評価 |
| | | | | 業務実績 | | | | |
| ② 農業・漁業信用保険業務及び林業信用保証業務について、「第4 財務内容の改善」に記載している引受審査の厳格化等、モラルハザード対策の取組を着実に実施する。 | (2) 農業・漁業信用保険業務及び林業信用保証業務については、「第3 財務内容の改善に関する事項」に記載している引受審査の厳格化等、モラルハザード対策の取組を着実に実施する。 | (2) 農業・漁業信用保険業務及び林業信用保証業務については、「第3 財務内容の改善に関する事項」に記載している引受審査の厳格化等、モラルハザード対策の取組を着実に実施する。 | <主な定量的指標> 引受事前協議等実績件数 <その他の指標> なし <評価の視点> 事業費の削減を図るために取組を着実に実施する。 | <主要な業務実績> (3) 事業費の削減に向けての取組（林業信用保証業務） ○ 引受審査の厳格化 ・ 全体の審査件数1,417件（条件変更を含む）のうち新規・増額・財務内容不良案件等427件について、総括調整役（林業担当）等を構成員とする債務保証審査協議会に付議した（27年度は全体の審査件数1,547件のうち420件）。この結果、財務内容不良等による取り下げ等は12件であった（27年度46件）。また、債務保証審査協議会に付議した案件以外についても、チェックリストに基づき確実に審査を行った。 ・ 保証引受審査に当たっては、定量要因について、当該申請企業等の財務諸表等を詳細に分析するとともに、必要に応じて当該申請企業等の保証取扱金融機関へのヒアリングを行いながら、信用基金が保有する資産査定データ等も活用して的確に評価した。 定性要因については、林業者等の特性を踏まえ、規模・生産性・経営体制・品質管理・金融機関の融資姿勢及び事業の発展性等の分析を行った。 ○ 金融機関に対するモラルハザード対策の実施 ・ 28年度の保証引受1,121件（条件変更を除く）のうち364件について、部分保証（80%保証）を実施した（27年度の保証引受1,203件のうち部分保証346件）。 ・ 26年10月から開始した部分保証である「木材安定供給保証（ウッド・サポート5000）」（注1）については、28年度の引受実績は22件6億34百万円（27年度24件5億68百万円）となった。 | <自己評価> 評定：B 保証引受審査件数は減少したものの、より厳正な審査を行う債務保証審査協議会への付議件数の割合は、27年度27.1%から28年度30.1%へ上昇し、また、モラルハザード対策として実施している部分保証の割合は27年度28.8%から28年度32.5%へ上昇したことから、Bとする。 <課題と対応> 引き続き、審査の厳格化や部分保証の拡大などを通じ | | | |

| | | | | |
|--|--|--|--|--------------------|
| | | | <p>また、新たな部分保証として、「素材生産推進保証(ログ・プロダクト3000)」(注2)を28年4月から開始し、28年度の引受実績は24件3億26百万円となつた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 適切な期中管理と専門家を交えた経営診断・指導等 実質管理案件(注3)について管理表を作成し、半年毎に金融機関を通じて収集した財務状況や借入金の弁済状況等をチェックし、的確な期中管理を行つた。 <p>また、経営状況が悪化した保証先に対して、専門家を交えたバンクミーティングや事業再生計画の策定及び策定した事業再生計画の進捗等を話し合う再生支援協議会主催の会議23件に出席した(27年度19件)。さらに、金融機関協調支援の場合には保証機関として協調する等、保証先の経営健全化への支援に向けた管理も行つた。</p> <p>(注1)木材安定供給保証とは、協定等を締結し安定的な木材取引を行う者を対象に、無担保かつ既存借入(与信額)とは別枠で50百万円を貸付限度額とする80%保証資金である。</p> <p>(注2)素材生産推進保証とは、立木の購入等素材生産に必要な運転資金を対象に、無担保かつ既存借入(与信額)とは別枠で30百万円を貸付限度額とする80%保証資金である。</p> <p>(注3)実質管理案件とは、被保証者の状況から代位弁済の可能性が高いと判断されるなど、個別の案件毎に、より厳格な期中管理に努めなければならない案件である。</p> | て事業費の削減に向けた取組を進める。 |
|--|--|--|--|--------------------|

| 4. 主務大臣による評価 | |
|---|-----------|
| | 主務大臣による評価 |
| 評定 | B |
| <評定に至った理由> | |
| 保証引受審査件数は減少したもの、より厳格な審査を行う債務保証審査協議会への付議件数の割合及びモラルハザード対策として実施している部分保証の割合はそれぞれ上昇しており、中期目標の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。 | |
| <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> | |
| 引き続き、厳格な審査や部分保証の拡大等を通じて、事業費の削減に向けた取組を進める必要がある。 | |
| <その他事項> | |

年度評価項目別評定調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | | | | | | |
|--------------------|------|---------------------------------|------|------|------|------|------|-----------------------------|
| 第1-1 | | 事業の効率化（事業費の削減に向けての取組（漁業信用保険業務）） | | | | | | |
| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | |
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | (参考) 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| 大口保険引受事前協議 | — | 51件 | 58件 | 81件 | 88件 | 76件 | 68件 | |
| 大口保険金請求事前協議 | — | 215件 | 33件 | 48件 | 45件 | 51件 | 38件 | |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価 | | | | | | | | |
|---|---|---|--|--|---|--|--|------|
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | | | 自己評価 |
| | | | | 業務実績 | | | | |
| ② 農業・漁業信用保険業務及び林業信用保証業務については、「第4 財務内容の改善」に記載している引受審査の厳格化等、モラルハザード対策の取組を着実に実施する。 | (2) 農業・漁業信用保険業務及び林業信用保証業務については、「第3 財務内容の改善に関する事項」に記載している引受審査の厳格化等、モラルハザード対策の取組を着実に実施する。 | (2) 農業・漁業信用保険業務及び林業信用保証業務については、「第3 財務内容の改善に関する事項」に記載している引受審査の厳格化等、モラルハザード対策の取組を着実に実施する。 | <主な定量的指標> 引受事前協議等実績件数 <その他の指標> なし <評価の視点> 事業費の削減を図るために取組を着実に実施しているか | <p><主要な業務実績></p> <p>(4) 事業費の削減に向けての取組（漁業信用保険業務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 引受審査の厳格化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大口保険引受案件（注1）68件について、基金協会からの提出資料又は対面により全て事前協議を実施した（27年度76件）。このうち、基金協会との対面での協議は5件であった（27年度11件）。 ・ 事前協議については、被保証者の財務内容、償還可能性等を総合的に勘査した協議を実施した。 ・ 大口保険引受案件事前協議68件のうち、保証条件が変更された案件はなかった（27年度なし）。 ○ 金融機関に対するモラルハザード対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急融資資金について、金融機関に対して貸し手としての一定の責任を求めるため、代位弁済があった際に金融機関が代位弁済額の5～15%を基金協会に対し出資する「特別出資」（28年度6件22百万円）を実施した。 ・ 事故率が高い緊急融資資金及び経営安定資金については、年度当初に基金協会と締結する漁業保証保険契約の対象から原則として除外し、該当案件が生じた際に、個別に基金協会と協議の上、保証保険契約金額を変更しており、28年度は借替緊急融資資金について契約金額の変更を13件実施した（27年度は借替緊急融資資金について14件変更を実施）。 ○ 大口保険金請求案件（注2）の事前協議 <p>大口保険金請求案件38件について、基金協会からの提出資料により全て事前協議を実施した（27年度51件）。</p> <p>具体的には、記載事項の検証、代位弁済の妥当性及び回収見込み等の審査を行った。なお、免責に該当するものはなかった。</p> <p>(注1) 大口保険引受案件とは、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 保証の額が次の額を超えるもの</p> | <p><自己評価></p> <p>評定：B</p> <p>大口保険引受案件並びに大口保険金請求案件に係る事前協議による審査の厳格化及びモラルハザード対策を着実に実施したことから、Bとする。</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件に係る事前協議を着実に実施する。</p> | | | |

- | | |
|---------------|-----|
| ① 遠洋かつお・まぐろ漁業 | 2億円 |
| ② その他 | 1億円 |
| ③ 水産業協同組合 | 3億円 |

ただし、借替緊急融資金については、3千万円を超えるもの
 イ 保証を行った後の被保証者に係る保証残高が次の額を超えるもの

- | | |
|---------------|-----|
| ① 遠洋かつお・まぐろ漁業 | 6億円 |
| ② その他 | 3億円 |
| ③ 水産業協同組合 | 6億円 |

(注2) 大口保険金請求案件とは、次のいずれかに該当するものをいう。
 ア 代位弁済額が5千万円以上であるもの
 イ 基金協会が事務処理の困難性が高いと判断したものの

4. 主務大臣による評価

主務大臣による評価

評定

B

<評定に至った理由>

大口保険引受案件及び大口保険金請求案件について、基金協会からの提出資料又は対面により全て事前協議を実施している。

また、特別出資制度の活用、事故率が高い緊急融資金及び経営安定資金については、年度当初に基金協会と締結する漁業保証保険契約の対象から原則として除外し、該当案件が生じた際に個別に基金協会と協議の上、保証保険契約金額を変更する等の取組により厳格な引受審査を実施する等、中期目標の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

引き続き、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件に係る事前協議並びにモラルハザード対策等の取組を着実に実施する必要がある。

<その他事項>

年度評価項目別評定調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | | | | | | |
|--------------------|--|------|------|------|------|------|------|-----------------------------|
| 第1-1 | 事業の効率化（共済団体等に対し、民間金融機関から融資を受けるよう促すための取組） | | | | | | | |
| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | |
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | (参考) | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| | | | | | | | | |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価 | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|------|--|
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | | 自己評価 | |
| | | | | 業務実績 | 自己評価 | 評定 | | |
| ③ 共済団体等に対する貸付業務については、信用基金の貸付けがセーフティネットであることを踏まえ、大災害時等の緊急的な対応を除き、信用基金から共済団体等に対して、民間金融機関から融資を受けるよう促す。 | (3) 共済団体等に対する貸付業務については、信用基金の貸付けがセーフティネットであることを踏まえ、大災害時等の緊急的な対応を除き、信用基金から共済団体等に対して、民間金融機関から融資を受けるよう促す。 | (3) 共済団体等に対する貸付業務については、信用基金の貸付けがセーフティネットであることを踏まえ、大災害時等の緊急的な対応を除き、信用基金から共済団体等に対して、民間金融機関から融資を受けるよう促す。 | <主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 共済団体等に対して、民間金融機関から融資を受けるよう促す取組がされているか | <主要な業務実績> (5) 共済団体等に対し、民間金融機関から融資を受けるよう促すための取組 (農業災害補償関係業務) ○ 農業共済団体等が信用基金に借入申込みを行う際、 ① 当該借入申込みが大災害時等の緊急的な対応かどうか ② 緊急的な対応ではない場合、民間金融機関からの融資を検討した上で信用基金から借入を行うこととした理由 を内容とする調書を徴求した（28年度は1件の借入申込みがあり、貸付実績は1件であった（28年5月））。 なお、本取組内容について、29年3月に開催された全国の農業共済団体の会長等が参集する全国会長等会議や（公社）全国農業共済協会が農業共済団体に対する情報等の提供のために運営管理しているNOSA Iインターネットを活用して引き続き周知するとともに、29年2月に開催された運営委員会において説明を行った。 (漁業災害補償関係業務) ○ 漁業共済団体が信用基金に借入申込みを行う際、 ① 当該借入申込みが大災害時等の緊急的な対応かどうか ② 緊急的な対応ではない場合、民間金融機関からの融資も検討した上で信用基金から借入を行うこととした理由 を内容とする調書を徴求することとしている（28年度の借入申込みなし）。 なお、本取組内容について、29年2月に開催された運営委員会において説明を行った。 | <自己評価> 評定：B 民間金融機関から融資を受けるよう促す取組として、共済団体に対する周知を行い、借入申込時に調書により確認していることから、Bとする。 | <課題と対応> 引き続き、借入申込みにあたっては民間金融機関からの資金調達を促すとともに、借入申込時の調書で確認を行う。 | | |

| 4. 主務大臣による評価 | | | | | | | | |
|--------------|--|--|--|--|--|--|--|---|
| 主務大臣による評価 | | | | | | | | |
| 評定 | | | | | | | | B |
| <評定に至った理由> | | | | | | | | |

農業共済団体等からの借入申込みは、大災害時等の緊急的な対応か、緊急的な対応ではない場合は、民間金融機関からの融資を検討したかを確認する調書を徴求している。

また、会議等において農業共済団体等へ民間金融機関からの調達について周知することで、着実に当該取組みが農業共済団体等に認識されていると考えられ、中期目標の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

引き続き、借入申込みにあたっては民間金融機関からの資金調達を促すとともに、借入申込時の調書で確認を行う必要がある。

<その他事項>

年度評価項目別評定調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | | | | | | |
|---|---|--|--|---|--|---------------------------------|--------|-----------------------------|
| 第1-1 | 事業の効率化（林業寄託業務の見直しの着実な実施） | | | | | | | |
| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | |
| 評価対象となる指標 (単位：百万円) | 達成目標 | (参考) 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| (寄託業務の状況) | | | | | | | | |
| 寄託額 A | — | 1,400 | 880 | 580 | 320 | 580 | 580 | |
| うち政府出資金 | — | 1,400 | 880 | 580 | 320 | — | — | |
| うち手持ち資金 (公庫からの返還金) | — | — | — | — | — | 580 | 580 | |
| 公庫からの返還金 B | — | 2,120 | 1,397 | 5,588 | 1,248 | 824 | 1,320 | |
| 年度末寄託残高 C(前年度末残高+A-B) | — | 37,016 | 36,499 | 31,491 | 30,563 | 30,319 | 29,579 | |
| 年度末政府出資金残高 | — | 26,775 | 27,655 | 28,235 | 28,555 | 28,555 | 28,555 | |
| 年度末長期借入金残高 | — | 11,063 | 9,055 | 6,890 | 6,291 | 4,244 | 2,761 | |
| 利子補給金 | — | 108 | 62 | 30 | 17 | 9 | 5 | |
| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価 | | | | | | | | |
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | | | |
| | | | | 業務実績 | 自己評価 | | | |
| ④ 林業寄託業務については、貸付枠の縮減及び民間からの長期借入方式から政府の出資方式への段階的な移行について、着実に実施する。 | (4) 林業寄託業務については、貸付枠の縮減及び民間からの長期借入方式から政府の出資方式への段階的な移行について、着実に実施する。 | (4) 林業寄託業務については、貸付枠を引き続き17億円とするとともに、寄託原資については、償還のあった寄託金を充てる。また、当該寄託金の一部を長期借入金の償還財源に充てることにより、長期借入金（借り換え）の抑制を図る。 | <主な定量的指標> 長期借入金、政府出資金 <その他の指標> なし <評価の視点> 長期借入金を抑制しているか | <主要な業務実績> (6) 林業寄託業務の見直しの着実な実施 ○ 日本政策金融公庫等による森林整備活性化資金の貸付枠は28年度も17億円であり、貸付に必要な寄託原資については、新たな長期借入金や政府出資金によらず、返還のあった寄託金（以下「寄託返還金」という。）で賄うこととし、28年度は5億80百万円（27年度5億80百万円）全額を寄託返還金から確保した。 ○ 民間からの長期借入金については、29年度以降の寄託見込額等を考慮しつつ可能な限り寄託返還金を償還財源として充当することにより長期借入金（借り換え）を抑制することとし、28年10月に償還した14億83百万円については、新たな借入れは行わず、全額を寄託返還金から確保したことにより、長期借入金残高を圧縮し、利払額を27年度比4百万円削減した。 ○ 民間からの長期借入金（29年3月末現在残高27億61百万円）に対する28年度の利払い（5百万円）については、全額、政府からの利子補給金により充当した。 | <自己評価> 評定：B 28年度の寄託原資に寄託返還金を充当するとともに、当該寄託返還金の一部を長期借入金の償還財源に充当して長期借入金の圧縮、利払いの抑制を図ったことから、Bとする。 | <課題と対応> 引き続き、長期借入金残高の抑制に努める。 | | |

| 4. 主務大臣による評価 | |
|---|---|
| 主務大臣による評価 | |
| 評定 | B |
| <評定に至った理由> | |
| <p>28年度の寄託原資については、新たな長期借入金や政府出資金によらず、寄託返還金により賄っている。</p> <p>また、寄託返還金の一部を長期借入金の償還財源に充当して長期借入金の圧縮するとともに、利払いも抑制されており、中期目標の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。</p> | |
| <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> | |
| <p>引き続き、寄託に係る償還額を踏まえ、長期借入金残高等の抑制に努める必要がある。</p> | |
| <その他事項> | |

年度評価項目別評定調査（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | | | | | | |
|---|------|------|------|------|------|------|------|-----------------------------|
| 第1-1 事業の効率化（「民でできることは民で」の検討（農業・漁業信用保険業務）） | | | | | | | | |
| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | |
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | (参考) | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| | | | | | | | | |

| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | | 自己評価 |
|---|---|---|--|---|--|--|------|
| | | | | 業務実績 | 自己評価 | | |
| ⑥ 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務の対象資金については、「民でできることは民で」という考え方を踏まえつつ、引き続き、検討を行う。 | (5) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務の対象資金については、「民でできることは民で」という考え方を踏まえつつ、これまでの検討結果を踏まえ、引き続き、検討を行う。 | (5) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務の対象資金については、「民でできることは民で」という考え方を踏まえつつ、検討会において、これまでの検討結果を踏まえ、引き続き、検討を行う。 | <主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 過去の検討結果を踏まえた検討が行われているか | <p><主要な業務実績></p> <p>(7) 「民でできることは民で」の検討（農業・漁業信用保険業務） (農業信用保険業務)</p> <p>○ 28年12月に農業信用保証保険業務あり方検討会を開催した。 対象資金については、農業は自然条件に左右されやすく不安定といった面から民間では十分な対応ができない部分を補完する観点で、民間との棲み分けは行われており、今後も役割分担を図りながら対応していくことが必要とした。 また、28年6月に閣議決定された「日本再興戦略2016」において、新たに講すべき施策として、民間金融機関による農業融資の活性化を掲げ、「民間金融機関からの資金調達に際して信用保証制度が幅広く利用可能となるよう保証制度を見直す」とされており、農業融資の活性化に向けて、本制度の果たす役割がこれまで以上に期待されている。</p> <p>これらのことに加え、28年11月に改訂された「農林水産業・地域の活力創造プラン」において、農山漁村の活性化を図るため、古民家等空き家・廃校・耕作放棄地等の地域資源を活用した交流等を推進するなど魅力ある農山漁村づくり等の取組を進めることとされた。さらに、今後増加が見込まれる訪日外国人旅行者の受入れも含めた農山漁村への旅行者の拡大を図るために持続的なビジネスとしての「農泊」の取組が掲げられている。</p> <p>こうした取組に対して、今後、本制度の果たす役割が益々期待されると考えられるところであり、農山漁村の活性化に必要な資金が円滑に融通されるよう、本制度を適切に運営し対応していく必要があるとした。</p> <p>(漁業信用保険業務)</p> <p>○ 28年12月に漁業信用保険業務あり方検討会を開催した。 漁業信用保険業務については、収支均衡に向けた保険料率の設定を行うに当たり、中小漁業者等の負担が過度に大きくなることがないよう政府の交付金助成措置による低廉な保険料の維持等の政策が依然として不可欠であり、対象資金の見直しを行える状況にはないとした。しかしながら、今後とも漁業経営の動向に注視しつつ、漁業信用保険業務の収支の状況を精査し、状況の変化を踏まえつつ検討を行ったことから、Bとする。</p> | <p><自己評価></p> <p>評定：B</p> <p>農業信用保険業務及び漁業信用保険業務とも、「民でできることは民で」という考え方を踏まえつつ検討を行ったことから、Bとする。</p> <p><課題と対応></p> <p>「民でできることは民で」という考え方を踏まえつつ、検討会において、これまでの検討結果を踏まえ、検討を行う。</p> | | |

まえた対応が必要であると認識した。

(農業信用保険業務・漁業信用保険業務)

- 29年1月に開催したリスク管理委員会において、上記のあり方検討会の検討結果を報告したが、意見はなかった。

4. 主務大臣による評価

主務大臣による評価

評定

B

<評定に至った理由>

農業信用保険業務及び漁業信用保険業務については、「民でできることは民で」という考え方を踏まえ、業務のあり方について検討会において検討を実施しており、中期目標の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

農業信用保険業務においては、28年度の検討結果を踏まえ、本制度が民間融資を補完する制度であることを基本として、農業者等の円滑な資金調達が図られるよう、引き続き、本制度を適切に運営していく必要がある。

また、漁業信用保険業務においては、漁業関係資金は概していずれの資金もリスクが高く政策的支援措置がとられていることを踏まえ、信用基金の漁業信用保証保険収支の推移、漁業経営の動向等に注視しつつ、29年度も引き続き民間保証との役割分担を検討する必要がある。

<その他事項>

年度評価項目別評定調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | | | | | |
|--------------------|------|---|------|------|------|------|-------------------|
| 第1-2 | | 信用リスクに応じた保証・保険料率に係る信用リスク評価の精緻な計測に向けたデータベース化を開始し与信上のデータを蓄積（農業信用保険業務） | | | | | |
| 2. 主要な経年データ | | | | | | | |
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | (参考) | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
| | | | | | | | 当該年度までの累積値等、必要な情報 |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価 | | | | | | | |
|--|--|---|---|---|---|--|------|
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | | 自己評価 |
| | | | | 業務実績 | | | |
| 2 信用リスクに応じた保証・保険料率の導入農業信用保証保険業務について、借入者の信用リスクに応じた保証・保険料率の中長期目標期間内の速やかな導入に向けて、検討する。 | 2 信用リスクに応じた保証・保険料率の導入農業信用保証保険業務について、農業における事業の特性を踏まえつつ、借入者の信用リスクに応じた保証・保険料率の中长期目標期間内の速やかな導入に向けて、検討する。検討に当たっては、農業信用基金協会等と連携を図りつつ、与信上のデータの収集・整理及びシステム構築等を計画的、着実に行う。 | 2 信用リスクに応じた保証・保険料率の導入農業信用保証保険業務について、農業における事業の特性を踏まえつつ、借入者の信用リスクに応じた保証・保険料率の運用を農業信用基金協会等と連携して平成27年4月から開始したところであるが、今後の信用リスク評価の精緻な計測に向けて、今年度からデータベース化を開始し、与信上のデータの蓄積を行う。 | <p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基金協会等と連携し、信用リスクに応じた保証・保険料率の運用がされているか ・ 信用リスク評価の精緻な計測に向けた検討が行われているか | <p><主要な業務実績></p> <p>2 信用リスクに応じた保証・保険料率に係る信用リスク評価の精緻な計測に向けたデータベース化を開始し与信上のデータを蓄積（農業信用保険業務）</p> <p>○ 信用リスクに応じた保証・保険料率の対象資金の28年度の引受件数35,844件のうちスコアリングを行ったのは9,137件、そのうち低い保険料率を適用したのは6,332件（69.3%）となった（引受件数のうち、低い保険料率を適用した割合は17.7%）。 信用リスクに応じた保証・保険料率を導入した27年度からの累計は、引受件数68,109件のうちスコアリングを行ったのは16,171件、そのうち低い保険料率を適用したのは10,772件（66.6%）となった（引受件数のうち、低い保険料率を適用した割合は15.8%）。</p> <p>○ 信用リスク評価の精緻な計測に向けて、上記スコアリング対象案件に係る決算書等のデータについて、28年4月からデータベース化を開始し、与信上のデータの蓄積を進めている。</p> <p>○ 蓄積した与信上のデータを基に、信用リスクに応じた保証・保険料率の本格的実施（信用リスク評価の精緻化〔※〕）に向け、基金協会を交えた検討会での取りまとめを踏まえ、必要に応じて基金協会からの意見を聞きながら、システム構築に向けて具体的な検討を進めることとなった。</p> <p>〔※〕 デフォルト率を活用した信用リスクに応じた保証・保険料率</p> | <p><自己評価></p> <p>評定：B</p> <p>信用リスクに応じた保証・保険料率の適用・運用を着実に行なったこと、また、信用リスク評価の精緻な計測に向けて、データベース化を開始し、与信上のデータの蓄積を行うとともに、基金協会からの意見を聞きながら、システム構築に向けて具体的な検討を進めることとしたことから、Bとする。</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き、信用リスク評価の精緻化に向けて、与信上のデータの蓄積を進めるとともに、信用リスク評価の精緻化による保険料率の本格的実施</p> | | |

に向けて検討を行
う。

| 4. 主務大臣による評価 | |
|-----------------------|---|
| 主務大臣による評価 | |
| 評定 | B |
| <評定に至った理由> | 信用リスクに応じた保険料率の適用・運用を着実に行なったこと、また、信用リスク評価の精緻な計測に向けて、データベース化を開始し、与信上のデータの蓄積を行うとともに、基金協会からの意見を開きながら、システム構築に向けて具体的な検討を進めることとしており、中期目標の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。 |
| <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> | 引き続き、信用リスク評価の精緻化に向けて、データベース化による与信上のデータ蓄積を進め、より農業者の経営努力に報いる信用リスクに応じた保険料率の本格的実施に向けて検討をしていく必要がある。 |
| <その他事項> | |

年度評価項目別評定調査（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報

第1-3 業務運営体制の効率化（組織体制・人員配置の見直し）

2. 主要な経年データ

| 評価対象となる指標 | 達成目標 | (参考) | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報 |
|-----------|------|------|------|------|------|------|------|-----------------------------|
| | | | | | | | | |

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 自己評価 |
|--|--|--|---|--|--|------|
| | | | | 業務実績 | | |
| 3 業務運営体制の効率化 ① 業務の質や量に対応した組織体制・人員配置の見直しを行い、業務運営の効率化を行う。 | 3 業務運営体制の効率化 (1) 業務の質や量に対応した組織体制・人員配置の見直しを行い、業務運営の効率化を行う。 | 3 業務運営体制の効率化 (1) 業務の質や量に対応した組織体制・人員配置の見直しを行い、業務運営の効率化を行う。 | <主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 組織体制や業務運営の効率化を踏まえた人員配置がされているか | <主要な業務実績> 3 業務運営体制の効率化 (1) 組織体制・人員配置の見直し <ul style="list-style-type: none">○ 各部門における業務の実施状況を踏まえ、併任発令等を行うことにより複数部署の業務を担う職員を配置する（28年度末10名）など、業務運営体制の効率化を勘査した人員配置を行った。○ 適正な人員配置に加えて、日常の業務及び研修等による専門的知識の取得や能力向上に努め、業務の適性を見極め、勤務実績等を踏まえた適材適所の人事配置を行った。○ 幅広い業務に対応できる人材育成を図るため、21年度以降の新規採用者については、採用から概ね2～3年後には他部門へ異動させた。 | <自己評価> 評定：B 業務体制の効率化を勘査して、人員配置を行ったことから、Bとする。 | |
| | | | | | <課題と対応> 引き続き、組織体制や業務運営の効率化を踏まえた人員配置に努める。 | |

4. 主務大臣による評価

主務大臣による評価

| 評定 | B |
|---|---|
| <評定に至った理由> | |
| 業務体制の効率化を勘査して、人員配置を行っており、中期目標の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。 | |
| <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> | |
| 引き続き、組織体制や業務運営の効率化を踏まえた人員配置をする必要がある。 | |
| <その他事項> | |

年度評価項目別評定調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------------------|-----------------------------------|---|---|---|-------------------------------------|------|------|-----------------------------|--|--|----|----|----|----|-----|------|------|----------------|------------------|---------------|------|----|-------------|------|----|---------------|----|----|-------------|------------|----|----------------|------|----|--------|----------------|--------|--------------|--------------|----|--------------|--------------|----|--------------|----------------------|----|-----------------|--------------|----|-----------------|--------------|----|------------|----------|------|----------------------------------|------|------|------|
| 第1-3 | 業務運営体制の効率化（効果的な研修の実施） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | (参考) | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ② 職員の能力の向上を図るために、各種研修を効果的に実施する。 | (2) 職員の能力の向上を図るために、各種研修を効果的に実施する。 | (2) 職員の能力の向上を図るために、研修計画に基づき各種研修を効果的に実施する。 ア. 養成研修 ・新規採用研修 ・一般職員研修 ・課長級研修 イ. 能力開発研修 ・専門研修 ウ. 法令遵守意識啓発研修 | <主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 職員の能力の向上を図るために研修計画を策定し、研修を実施しているか | <p>法人の業務実績・自己評価</p> <p>業務実績</p> <p><主要な業務実績></p> <p>(2) 効果的な研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 28年度は以下のとおり研修計画を策定し、研修を実施した。 なお、実施に当たっては、内部講師（信用基金職員）も活用し、費用の節減も考慮した。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">28年度研修計画</th> <th colspan="3">28年度研修実施状況</th> </tr> <tr> <th>種別</th> <th>内容</th> <th>対象</th> <th>内容</th> <th>受講者</th> <th>受講者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">養成研修</td> <td rowspan="5">階層別に必要な基礎知識を習得</td> <td rowspan="5">採用者、一般職員、課長級別に実施</td> <td>採用者研修（半日×2回）※</td> <td>採用者等</td> <td>8名</td> </tr> <tr> <td>初級職員研修（3日）※</td> <td>採用者等</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td>給与事務担当者研修（半日）</td> <td>補佐</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>財務会計研修（半日）※</td> <td>課長・補佐・一般職員</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td>会計事務職員研修（40日）※</td> <td>一般職員</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">能力開発研修</td> <td rowspan="5">業務に必要な専門的知識の習得</td> <td rowspan="5">各部⾨担当者</td> <td>財務会計基礎研修（4日）</td> <td>21年度以降の新規採用者</td> <td>9名</td> </tr> <tr> <td>融資法務基礎研修（6日）</td> <td>21年度以降の新規採用者</td> <td>6名</td> </tr> <tr> <td>融資審査実践研修（3日）</td> <td>21年度以降の新規採用者及び各部⾨担当者</td> <td>3名</td> </tr> <tr> <td>債権管理・回収基礎研修（3日）</td> <td>21年度以降の新規採用者</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>債権管理・回収実践研修（3日）</td> <td>21年度以降の新規採用者</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>法令遵守意識啓発研修</td> <td>コンプライアンス</td> <td>全役職員</td> <td>コンプライアンス研修、情報セキュリティ・個人情報保護研修（半日）</td> <td>全役職員</td> <td>105名</td> </tr> </tbody> </table> | 28年度研修計画 | | | 28年度研修実施状況 | | | 種別 | 内容 | 対象 | 内容 | 受講者 | 受講者数 | 養成研修 | 階層別に必要な基礎知識を習得 | 採用者、一般職員、課長級別に実施 | 採用者研修（半日×2回）※ | 採用者等 | 8名 | 初級職員研修（3日）※ | 採用者等 | 4名 | 給与事務担当者研修（半日） | 補佐 | 1名 | 財務会計研修（半日）※ | 課長・補佐・一般職員 | 4名 | 会計事務職員研修（40日）※ | 一般職員 | 2名 | 能力開発研修 | 業務に必要な専門的知識の習得 | 各部⾨担当者 | 財務会計基礎研修（4日） | 21年度以降の新規採用者 | 9名 | 融資法務基礎研修（6日） | 21年度以降の新規採用者 | 6名 | 融資審査実践研修（3日） | 21年度以降の新規採用者及び各部⾨担当者 | 3名 | 債権管理・回収基礎研修（3日） | 21年度以降の新規採用者 | 1名 | 債権管理・回収実践研修（3日） | 21年度以降の新規採用者 | 2名 | 法令遵守意識啓発研修 | コンプライアンス | 全役職員 | コンプライアンス研修、情報セキュリティ・個人情報保護研修（半日） | 全役職員 | 105名 | 自己評価 |
| 28年度研修計画 | | | 28年度研修実施状況 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 種別 | 内容 | 対象 | 内容 | 受講者 | 受講者数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 養成研修 | 階層別に必要な基礎知識を習得 | 採用者、一般職員、課長級別に実施 | 採用者研修（半日×2回）※ | 採用者等 | 8名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 初級職員研修（3日）※ | 採用者等 | 4名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 給与事務担当者研修（半日） | 補佐 | 1名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 財務会計研修（半日）※ | 課長・補佐・一般職員 | 4名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 会計事務職員研修（40日）※ | 一般職員 | 2名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 能力開発研修 | 業務に必要な専門的知識の習得 | 各部⾨担当者 | 財務会計基礎研修（4日） | 21年度以降の新規採用者 | 9名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 融資法務基礎研修（6日） | 21年度以降の新規採用者 | 6名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 融資審査実践研修（3日） | 21年度以降の新規採用者及び各部⾨担当者 | 3名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 債権管理・回収基礎研修（3日） | 21年度以降の新規採用者 | 1名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 債権管理・回収実践研修（3日） | 21年度以降の新規採用者 | 2名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 法令遵守意識啓発研修 | コンプライアンス | 全役職員 | コンプライアンス研修、情報セキュリティ・個人情報保護研修（半日） | 全役職員 | 105名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>※ 無償により実施したもの</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 上記の他、第3の2の(3)「保証審査や債権管理回収に係る研修会の開催」 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

に記載の研修を実施した。

- 研修の実効性の確保及び今後の研修の充実に反映させる観点から、研修受講者から受講報告を提出させ、次回以降の研修実施に際しての検討事項とともに、研修内容の理解度や効率的な業務運営に資する内容か否かを確認することにより、職員の能力向上や業務運営の効率化等に資する研修か否かの検証を行った。

この結果、業務能力やコンプライアンスに係る理解の向上が図られていることを確認した。

4. 主務大臣による評価

主務大臣による評価

評定

B

<評定に至った理由>

職員の能力向上を図るために必要な各種研修を研修計画に基づき実施しており、中期目標の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

引き続き、職員の能力向上を図るため、各種研修を実施する必要がある。

<その他事項>

年度評価項目別評定調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | | | | | | |
|--|------|----------------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-----------------------------|
| 第1-4 経費支出の抑制（支出の要否を検討し、一般管理費を24年度比で15%以上の削減） | | | | | | | | |
| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | |
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | (参考) 24年度(第2期) 予算 決算 | 25年度 (第3期) | 26年度 (第3期) | 27年度 (第3期) | 28年度 (第3期) | 29年度 (第3期) | (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| 一般管理費（百万円） | — | 582 412 | 335 | 390 | 489 | 497 | | |
| 削減率（計画値） 中期目標最終年度までに24年度予算対比15%以上削減 | — | — | 3% | 6% | 9% | 12% | 15% | |
| 24年度予算に対する削減率（実績値） | — | — | 42.5% | 33.0% | 16.0% | 14.6% | | |
| 24年度決算に対する削減率（実績値） | — | — | 18.7% | 5.2% | 18.8%の増加 | 20.8%の増加 | | |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価 | | | | | | | | |
|--|---|---|--|---|--|---|------|--|
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | | | |
| | | | | 業務実績 | | | 自己評価 | |
| 4 経費支出の抑制 ① 業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費、租税公課及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、中期目標の期間中に、平成24年度比で15%以上抑制する。 | 4 経費支出の抑制 (1) 業務の見直し及び効率化を進め、すべての支出について、当該支出の要否を検討するとともに、以下の措置を講じること等により、一般管理費（人件費、租税公課及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、中期目標の期間中に、平成24年度比で15%以上の節減を行う。 ・役職員に対し、費用対効果等のコスト意識を徹底させる。 ・業務実施方法を見直す。 ・予算執行状況の期中管理を徹底する。 | 4 経費支出の抑制 (1) 業務の見直し及び効率化を進め、すべての支出について、当該支出の要否を検討するとともに、以下の措置を講じること等により、一般管理費（人件費、租税公課及び特殊要因により増減する経費を除く。）の節減を行う。 ① 役職員に対し、費用対効果などのコスト意識を徹底させる。 ② 外部委託の推進を図るなど業務実施方法を見直す。 ③ 部署別の予算配分、予算執行の期中管理など予算の適正な執行管理を徹底する。 | <主な定量的指標> 一般管理費削減率 <その他の指標> なし <評価の視点> 一般管理費の削減が図られているか | <主要な業務実績> 4 経費支出の抑制 (1) 支出の要否を検討し、一般管理費を24年度比で15%以上の削減 ○ 経費支出の抑制に繋がるものとして、以下の取組を行った。 <ul style="list-style-type: none">契約については、原則として一般競争入札等（企画競争及び公募を含む）の競争性の高い契約方式によるものとした。定期購読物について、年度末までに翌年度における購読の必要性等を検討し、28年度においては3紙を購読中止とした。出張経費に係る割引制度（パック商品等）の利用、消耗品・備品（パソコン）の一括調達及びコピーの両面印刷等を実施した。出張先でレンタカーを利用せざるを得ない場合で、有料道路を通行する場合はETCカードを利用した。OA機器及び照明のこまめなスイッチオフに加えて、事務室内蛍光灯の間引きや昼休み時間における消灯などを実施した。会計監査人については、これまで毎年度、候補者の選定を行ってきたが、事務の効率化及び監査費用節減の観点から、当該選定に係る対象年度を27年度から29年度までの3年間の複数年度とした。 ○ 上記の取組の結果、一般管理費（人件費、租税公課及び特殊要因により増減する経費を除く。）の28年度の支出実績は4億97百万円（27年度4億89百万円）であり、24年度予算対比で14.6%（削減目標12%）・（27年度16.0%）の削減となった（24年度決算対比では20.8%の増加（27年度18.8%の増加）となった）。 | 評定：B 年度毎の削減率目標を上回る節減を達成したことから、Bとする。 | <自己評価> 評定：B 年度毎の削減率目標を上回る節減を達成したことから、Bとする。 <課題と対応> 引き続き、業務の見直しや効率化を進めるとともに、役職員のコスト意識の徹底及び予算の適正な執行管理の実施により、一般管理費の節減に向けた取組を着実に実施する。 | | |

4. 主務大臣による評価

主務大臣による評価

評定

B

<評定に至った理由>

一般管理費は24年度予算比で14.6%の削減となっており、28年度目標（24年度予算比12%削減）を上回る削減率となったことは評価できるものの、26年度及び27年度と同様に、28年度の削減率が前年度よりも減少していることを踏まえ、評定をBとする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

引き続き、目標達成に向けて一般管理費の削減に努める必要がある。

<その他事項>

年度評価項目別評定調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | | | | | | |
|--|---|---|---|---|--|------|-----------------------------|--|
| 第1-4 経費支出の抑制（業務の見直し及び効率化） | | | | | | | | |
| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | |
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | (参考) | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | |
| | | | | | | | (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報 | |
| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価 | | | | | | | | |
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | | 自己評価 | |
| 4 経費支出の抑制 ① 業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費、租税公課及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、中期目標の期間中に、平成24年度比で15%以上抑制する。 | 4 経費支出の抑制 (1) 業務の見直し及び効率化を進め、すべての支出について、当該支出の要否を検討するとともに、以下の措置を講じること等により、一般管理費（人件費、租税公課及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、中期目標の期間中に、平成24年度比で15%以上の節減を行う。 ・役職員に対し、費用対効果等のコスト意識を徹底させる。 ・業務実施方法を見直す。 ・予算執行状況の期中管理を徹底する。 | 4 経費支出の抑制 (1) 業務の見直し及び効率化を進め、すべての支出について、当該支出の要否を検討するとともに、以下の措置を講じること等により、一般管理費（人件費、租税公課及び特殊要因により増減する経費を除く。）の節減を行う。 ① 役職員に対し、費用対効果などのコスト意識を徹底させる。 ② 外部委託の推進を図るなど業務実施方法を見直す。 ③ 部署別の予算配分、予算執行の期中管理など予算の適正な執行管理を徹底する。 | <主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 一般管理費の削減を図るために取組を着実に実施しているか | <p><主要な業務実績></p> <p>(2) 業務の見直し及び効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 役職員のコスト意識の徹底 支出の無駄を削減するための自律的な取組を推進する「支出点検プロジェクトチーム」の第12回会合を28年4月に開催し、27年度の取組目標に対する取組状況について報告を行うとともに、28年度の取組目標を設定した。 また、取組状況のモニタリングにより内部統制を推進する観点から、支出点検プロジェクトチームにおいて審議した上記事項について、内部統制委員会において審議を行い、その内容を承認した。 28年度の具体的な取組目標については、以下のとおり掲げ、この内容については役職員専用情報サイトに掲載することで役職員に効率的な予算執行・無駄な支出の削減への取組を周知しコスト意識の徹底を図った。 ・ 契約については、原則として一般競争入札等（企画競争及び公募を含む）の競争性の高い契約方式によるものとする。 ・ 定期購読物について、年度末までに翌年度における購読の必要性等を検討し、効率化に努める。 ・ 出張経費に係る割引制度（パック商品等）の利用、消耗品・備品（パソコン）の一括調達及びコピーの両面印刷等を実施する。 ・ 出張先でレンタカーを利用せざるを得ない場合で、有料道路を通行する場合はETCカードを利用する。 ・ OA機器及び照明のこまめなスイッチオフに加えて、事務室内蛍光灯の間引きや昼休み時間における消灯などを行う。 <p>○ 業務実施方法の見直し 林業者等の出資者（利用者）が保有する出資持分の譲渡し等にあたっては、郵送の手間とコストを削減する観点から、次の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 出資手続きに必要な書式のウェブサイト掲載 28年7月に出資手続きに必要な書式を信用基金ウェブサイトに掲載し、利用者が直接当該書式をダウンロードできるよう見直しを行った。 | <p><自己評価></p> <p>評定：B 無駄な支出の削減に向けた取組目標を設定し、役職員に周知を図った。 また、業務実施方法を見直すとともに、予算の適正な執行管理を行った。以上により、経費の節減に努めたことから、Bとする。</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き、業務の見直しや効率化を進めるとともに、役職員のコスト意識の徹底及び予算の適正な執行管理の実施により、一般管理費の節減に向けた取組を着実に実施する。</p> | | | |

② 出資証券の廃止

出資証券は従来、林業者等の出資者が保有する出資持分に譲渡し等が発生する都度、回収、発行してきたが、譲渡しの場合にはほぼ全ての事案で譲渡しが完了するまで出資証券の回収・発行手続きが複数回に及び、出資者にとって、出資証券の保管、譲渡し時の名義の書き換えや紛失時の届出手続きなどが必要となることから、出資持分の確認手法を見直し、28年12月に出資証券を廃止した。

○ 予算の適正な執行管理

予算の効率的かつ適正な執行を図るため、各勘定毎に業務計画や過去の支出実績等を勘査した「予算執行見込」を策定し、支出実績を勘査しつつ、必要に応じた見直しを行うなど、適切な期中管理を行った。

4. 主務大臣による評価

主務大臣による評価

評定

B

<評定に至った理由>

予算の適正な執行管理を行うとともに、無駄な支出の削減に向けた取組目標を設定し、役職員に周知を図り、また、業務実施方法を見直し、経費の削減に向けた取組を行っており、中期目標の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

引き続き、業務実施方法の見直しを行い、効率化による経費削減、役職員のコスト意識の徹底及び予算の適正な執行管理の実施等により、一般管理費削減に向けた取組を着実に実施する必要がある。

<その他事項>

年度評価項目別評定調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | |
|--------------------|---------------------------------|
| 第1-4 | 経費支出の抑制（政府の総人件費削減の取組を踏まえた適切な対応） |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | |
|-------------|------|------|------|------|------|------|------|-----------------------------|
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | (参考) | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| | | | | | | | | |

| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 自己評価 |
|---|---|---|---|---|--|---|
| | | | | 業務実績 | 自己評価 | |
| ② 人件費（退職手当及び法定福利費を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、政府における総人件費削減の取組を踏まえつつ、適切に対応する。 | (2) 人件費（退職手当及び法定福利費を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、政府における総人件費削減の取組を踏まえつつ、適切に対応する。 | (2) 人件費（退職手当及び法定福利費を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、政府における総人件費削減の取組を踏まえつつ、適切に対応する。 | <主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 政府における総人件費削減の取組を踏まえた対応がされているか | <主要な業務実績> (3) 政府の総人件費削減の取組を踏まえた適切な対応 ○ 人事院勧告を受けた国家公務員の給与改定を基礎として、関係規程等を改正している。 ・ 55歳以上の職員について、26年1月から引き続き、昇給を抑制している。 | <自己評価> 評定：B 国家公務員の給与改定を基礎として給与改定を行っていることから、Bとする。 | <課題と対応> 引き続き、国家公務員の給与改定を基礎として、関係規程等の改正を行う。 |

| 4. 主務大臣による評価 | |
|-----------------------|---|
| | 主務大臣による評価 |
| 評定 | B |
| <評定に至った理由> | 国家公務員の給与改定を基準として給与改定を行っており、中期目標の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。 |
| <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> | 引き続き、政府における総人件費削減の取組を踏まえつつ、適切に対応する必要がある。 |
| <その他事項> | |

年度評価項目別評定調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | | | | | | |
|---|---|---|--|--|-------|-------|-------|-----------------------------|
| 第1-4 | 経費支出の抑制（ラスパイレス指数を中期目標期間中は100を上回らない水準とする） | | | | | | | |
| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | |
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | (参考) 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| 対国家公務員地域・学歴別指數 | 100以下 | 96.2 | 96.0 | 97.0 | 98.9 | 97.3 | 97.4 | |
| (参考)対国家公務員指數 | 一 | 112.9 | 112.8 | 113.1 | 115.6 | 113.4 | 114.4 | |
| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価 | | | | | | | | |
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | | | |
| | | | | 業務実績 | | | 自己評価 | |
| ③ 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、対国家公務員地域・学歴別指數（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指數）が中期目標期間中は、毎年度100を上回らない水準とし、給与水準の適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表し、国民に対して納得が得られる説明を行う。 | (3) 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、対国家公務員地域・学歴別指數（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指數）が中期目標期間中は、毎年度100を上回らない水準とし、給与水準の適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表し、国民に対して納得が得られる説明を行う。 | <主な定量的指標> 対国家公務員地域・学歴別指數（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指數） | <主要な業務実績> (4) ラスパイレス指數を中期目標期間中は100を上回らない水準とする ○ 人事院勧告を受けた国家公務員の給与改定を基礎として、関係規程等を改正している。 ・ 55歳以上の職員について、26年1月から引き続き、昇給を抑制している。 | <自己評価> 評定：B 様々な取組により、地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指數は100を下回ったことから、Bとする。 | | | | |
| | | <その他の指標> なし | <評価の視点> 給与水準の適正化を確保する取組がされているか | <課題と対応> 引き続き、適正な給与水準を確保する取組を行う。 公表にあつては、期限にあわせて確實に行う。 | | | | |
| 4. 主務大臣による評価 | | | | | | | | |
| 主務大臣による評価 | | | | | | | | |
| 評定 | B | | | | | | | |
| <評定に至った理由> 様々な取組により、地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指數は100を下回っており、中期目標の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。 | | | | | | | | |
| <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> | | | | | | | | |

引き続き、給与水準の適正水準を確保する取組を行う必要がある。

<その他事項>

年度評価項目別評定調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|------|------|-----------------------------|----------------|---|--|------|--|
| 第1-5 業務実施体制の強化（内部監査の適切な実施と改善状況のフォローアップの実施） | | | | | | | | | | | | |
| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | | | | | |
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | (参考) | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | | | | | |
| | | | | | | | (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報 | | | | | |
| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価 | | | | | | | | | | | | |
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | | | | | | | |
| 5 業務実施体制の強化 内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。 ① 内部監査の充実 業務の適正化を図るために、信用基金の各業務を横断的に監査する内部監査体制を充実・強化する。 | 5 業務実施体制の強化 内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。 (1) 内部監査の充実 業務の適正化を図るために、信用基金の各業務を横断的に監査する内部監査体制を充実・強化する。 | 5 業務実施体制の強化 内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。 (1) 内部監査の充実 業務の適正化を図るために、内部監査規程及び内部監査マニュアルに基づき、監事と連携しつつ、内部監査年度計画に従い信用基金の各業務について内部監査を適切に実施する。 また、内部監査の実施にあたっては、内部監査チェックリストを準備するとともに、指摘事項（要改善事項）の改善が速やかに図られるようフォローアップを適切に実施する。 | <主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 内部監査及びフォローアップを適切に実施しているか | <p>法人の業務実績・自己評価</p> <p>業務実績</p> <p>5 業務実施体制の強化 (1) 内部監査の適切な実施と改善状況のフォローアップの実施 ○ 監事監査の実施状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施期間</th><th>期初監査</th><th>期末監査</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定期監査会 監査報告等</td><td>28年4月～6月 27事業年度監査報告（6月27日理事長宛提出・6月30日主務大臣宛提出、信用基金ウェブサイトにて公表）</td><td>28年10月～12月 監査報告書（中間とりまとめ）(12月28日理事長宛提出)</td></tr> </tbody> </table> <p>上記定期監査の他に、以下のとおり実施した。 ① 役員会その他監査会議等での監査の実施 ② 決算監査の開催等による日常監査 ③ 理事長(5回)、内部監査部(5回)及び内部統制部署(2回)との定期的な打ち合わせ</p> <p>○ 内部監査チェックリストの整備及び内部監査の実施 - 内部監査の実施に当たり、内部監査計画を策定し、計画的な監査を実施するとともに、監査項目のリスク度合に応じて具体的な監査のポイントを確認できるよう、事前に監査項目毎にチェックリストを整備し、これにより効率的かつ効果的な実施を図った。 - 28年度においては、以下の監査についてチェックリストの検討・見直しを行った上で内部監査を実施した結果、5件の改善指摘を行った。 このうち、⑦及び⑩については、28年度から新たに実施した。 ① 漁業災害補償関係業務 (28年4月実施) ② コンプライアンスに係る事務 (28年4月実施) ③ 総務課及び人事課業務 (28年6月～7月実施) ④ 金庫現物（現金・郵便切手類等）実査 (28年7月実施) ⑤ 漁業信用保険業務 (28年9月実施)</p> | 実施期間 | 期初監査 | 期末監査 | 定期監査会 監査報告等 | 28年4月～6月 27事業年度監査報告（6月27日理事長宛提出・6月30日主務大臣宛提出、信用基金ウェブサイトにて公表） | 28年10月～12月 監査報告書（中間とりまとめ）(12月28日理事長宛提出) | 自己評価 | |
| 実施期間 | 期初監査 | 期末監査 | | | | | | | | | | |
| 定期監査会 監査報告等 | 28年4月～6月 27事業年度監査報告（6月27日理事長宛提出・6月30日主務大臣宛提出、信用基金ウェブサイトにて公表） | 28年10月～12月 監査報告書（中間とりまとめ）(12月28日理事長宛提出) | | | | | | | | | | |

- ⑥ 預金・有価証券・借入金残高確認（28年10月実施）
- ⑦ リスク管理態勢の確認（28年10月～11月実施）
- ⑧ 法人文書の管理状況（28年12月実施）
- ⑨ 情報セキュリティ対策及び保有個人情報の管理状況（29年1月～2月実施）
- ⑩ 事故発生対応フォローアップ（29年2月実施）
- ・ 内部監査の実効性を高めるため、上記④、⑥及び⑨については事前通知を行わずに実施した。
- ・ 29年3月に、28年度に実施した内部監査で改善指摘をした案件について、フォローアップを行った結果、全ての指摘事項について改善措置がなされていることを確認した。

4. 主務大臣による評価

主務大臣による評価

評定

B

<評定に至った理由>

無予告の内部監査や改善事項のフォローアップなど、実効性のある内部監査を実施しており、中期目標の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

引き続き、業務の適正化に向け内部監査体制の充実・強化を図り、実効性ある内部監査を実施する必要がある。

<その他事項>

年度評価項目別評定調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | | | | | |
|--|--|--|---|---|--|------|-------------------------------------|
| 第1-5 | 業務実施体制の強化（役員会による理事長の意思決定の補佐） | | | | | | |
| 2. 主要な経年データ | | | | | | | |
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | (参考) | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| | | | | | | | |
| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価 | | | | | | | |
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | | |
| | | | | 業務実績 | 自己評価 | | |
| 内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。 ② 内部統制機能の強化 | 内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。 ② 内部統制機能の強化 | 内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。 ア 理事長の意思決定を補佐するための役員会を開催する。 | <主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 理事長の意思決定を補佐するための役員会を開催しているか | <p><主要な業務実績></p> <p>(2) 役員会による理事長の意思決定の補佐</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 役員会を毎月開催した（28年度は臨時開催を含めて13回開催）。 役員会においては、各業務に係る業務実績の報告を受け、年度計画の進捗管理を行ったほか、業務方法書の改正や業務実績等報告書の提出等、業務運営に関する重要事項について意見交換を行い、理事長の意思決定を補佐した。 ○ 法人の長たる理事長が28年4月に示した①同年3月に開催した運営委員会において運営委員から出された意見の今後の業務運営への反映、②保証保険を巡る状況として留意すべき事項、③今後の課題を主な内容とする28年度の業務運営に向けての方針を役職員専用情報サイトに掲載し、役職員に周知した。 また、理事長が同年10月に示した職員宿舎の廃止に伴う対応や各部門における今後の課題等を主な内容とする28年度下半期に向けての方針を役職員専用情報サイトに掲載し、役職員に周知した。 | <p><自己評価></p> <p>評定：B</p> <p>役員会を開催し、理事長の意思決定を補佐したことから、Bとする。</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き、理事長の意思決定を補佐するため、役員会を着実に開催する。</p> | | |
| 4. 主務大臣による評価 | | | | | | | |
| 主務大臣による評価 | | | | | | | |
| 評定 | B | | | | | | |
| <評定に至った理由> | | | | | | | |
| 理事長の意思決定を補佐するための役員会を定期的に開催するとともに、必要に応じて臨時に開催しており、中期目標の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。 | | | | | | | |
| <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> | | | | | | | |
| 引き続き、理事長の意思決定を補佐するため、役員会を着実に開催する必要がある。 | | | | | | | |
| <その他事項> | | | | | | | |

年度評価項目別評定調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | | | | | | |
|--|------|------|------|------|------|------|------|-----------------------------|
| 第1-5 業務実施体制の強化（内部統制委員会による適切なモニタリングの実施） | | | | | | | | |
| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | |
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | (参考) | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| | | | | | | | | |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価 | | | | | |
|--|--|---|---|--|--|
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | |
| | | | | 業務実績 | |
| 内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。 ② 内部統制機能の強化 | 内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。 (2) 内部統制機能の強化 | 内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。 (2) 内部統制機能の強化 イ 理事長をトップとする内部統制委員会を開催し、モニタリングを実施するなど内部統制を推進する。 | <主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 内部統制委員会によるモニタリング等内部統制を推進しているか | <主要な業務実績> (3) 内部統制委員会による適切なモニタリングの実施 ○ 28年度は内部統制委員会を4回開催（4月、7月、10月及び1月）し、内部統制に関する事項を審議する各種委員会から、委員会の取組状況について報告を受け、モニタリングを実施した。 ○ 27年度及び28年度に林業信用保証業務において判明した保証料未徴収・過徴収事案並びに27年度に漁業信用保険業務において発生した保険料の誤請求事案について、内部統制部署で対応状況の進捗管理を行い、内部統制委員会において対応状況を確認するとともに、対応策を承認した。 また、28年度に林業信用保証業務において判明した出資者に係る接受文書の管理手続きの遺漏等及び出資者原簿の記載内容の誤り並びに28年度に農業信用保険勘定において判明した27年度責任準備金の計上額の誤りの事案について、内部統制委員会において対応状況を確認するとともに、対応策を承認した。 | <自己評価> 評定：B 内部統制委員会を開催し、各種委員会からの報告や保険料・保証料の誤請求事案等の報告を受けるとともに、対応状況の確認及び今後の対応策の検討を行い、モニタリングを実施したことから、Bとする。 |

<課題と対応>
内部統制委員会を開催し、内部統制の推進に必要な事項の報告を受け、モニタリングを実施し、内部統制の推進を図る。

| 開催時期 | 報告元 | 報告事項 |
|--------|---------------------|--|
| 28年4月 | コンプライアンス委員会 | <ul style="list-style-type: none"> 27年度コンプライアンス・チェックの実施結果 28年度コンプライアンス・プログラムの策定 コンプライアンス・マニュアルの一部改正 |
| | 業務改善委員会 | <ul style="list-style-type: none"> 27年度事故発生・対応状況等報告概要 27年度業務改善提案及び業務改善取組事例の概要 |
| | 支出点検プロジェクトチーム | <ul style="list-style-type: none"> 27年度取組目標に係る取組状況 28年度取組目標（案）について |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 保険料の誤請求について（27年度発生事案の追加報告）（漁業信用保険業務） 保証料の未徴収・過徴収について（28年度発生事案の報告及び27年度発生事案の追加報告）（林業信用保証業務） |
| 28年7月 | 情報化推進委員会及び個人情報管理委員会 | <ul style="list-style-type: none"> 27年度情報セキュリティ対策自己点検の結果概要 保有個人情報管理チェックリストの点検結果（27年度） 27年度特定個人情報管理の点検結果 情報セキュリティ対策及び個人情報の取扱いに関する周知について |
| 28年10月 | － | <ul style="list-style-type: none"> 保険料の誤請求について（27年度発生事案の追加報告）（漁業信用保険業務） 保証料の未徴収・過徴収について（28年度発生事案及び27年度発生事案の追加報告）（林業信用保証業務） |
| 29年1月 | 業務改善委員会 | <ul style="list-style-type: none"> 28年度事務リスク自主点検結果 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 出資者に係る接受文書の管理手続きの適正等について（28年度発生事案の追加報告）（林業信用保証業務） 27年度責任準備金の計上額の誤りについて（漁業信用保険業務） 出資者原簿の記載内容の誤りについて（林業信用保証業務） |

4. 主務大臣による評価

主務大臣による評価

B

評定

<評定に至った理由>

内部統制委員会を開催し、各種委員会からの報告や保険料・保証料の誤請求事案等の報告を受けるとともに、対応状況の確認及び今後の対応策の検討を行い、モニタリングを実施しており、中期目標の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

引き続き、内部統制委員会において、モニタリングを実施するとともに、問題事案（保険料・保証料の誤請求等）の対応状況の管理を行う等、内部統制の推進を図る必要がある。

<その他事項>

年度評価項目別評定調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | |
|--------------------|--|
| 第1-5 | 業務実施体制の強化（外部有識者の専門的知見を活用したコンプライアンスの推進に向けた取組並びに取組状況のチェック及びフォロー） |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | |
|-------------|------|------|------|------|------|------|------|-----------------------------|
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | (参考) | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| | | | | | | | | |

| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | | 自己評価 |
|--|--|--|--|---|--|--|------|
| | | | | 業務実績 | | | |
| <p>内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。</p> <p>② 内部統制機能の強化 ア 業務の適正な執行を図るために、コンプライアンス委員会において外部の有識者の専門的知見を活用するなどコンプライアンス（法令等遵守）への取組を充実・強化する。</p> | <p>内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。</p> <p>② 内部統制機能の強化 ア 業務の適正な執行を図るために、コンプライアンス委員会において外部の有識者の専門的知見を活用するなどコンプライアンス（法令等遵守）への取組を充実・強化する。</p> | <p>内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。</p> <p>② 内部統制機能の強化 ア 業務の適正な執行を図るために、コンプライアンス委員会において外部の有識者の専門的知見を活用するなどコンプライアンス（法令等遵守）への取組を充実・強化する。</p> | <p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> コンプライアンスの推進に繋がる取組がなされているか</p> | <p><主要な業務実績></p> <p>(4) 外部有識者の専門的知見を活用したコンプライアンスの推進に向けた取組並びに取組状況のチェック及びフォロー</p> <p>○ 役職員からの法令違反行為等の通報又は相談をし易くするための役職員専用情報サイトの3本の窓口「コンプラホットライン」(①～③参照)を常時開設して対応した。</p> <p>① 法令違反行為等に関する相談又は通報窓口【通報窓口・相談窓口】 ② 職員個人情報の処理等に関する苦情及び相談窓口【職員個人情報受付窓口】 ③ 業務処理方法の効率化、経費の節減等に関する提案窓口【業務改善提案窓口】</p> <p>28年度において、①及び②については相談・通報等はなかった。③については29年1月に業務改善提案を1件（規程集における用語検索機能の追加）受け付けた。</p> <p>当該提案に対する回答（PDFソフトウェアの高度な検索機能を用いた用語検索機能の紹介）については、業務改善委員会（29年2月開催）において審議・承認し、役職員専用情報サイトに掲載するとともに、メールにより全役職員に通知し、周知を図った。</p> <p>○ コンプライアンスの推進に向けて、28年度コンプライアンス・プログラムに基づき、以下のとおり計画的に取り組むとともに、取組状況のチェック及びフォローを行った。</p> <p>① コンプライアンスの推進体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 内部統制委員会への報告（28年4月） 取組状況のモニタリングにより内部統制を推進する観点から、27年度コンプライアンス委員会において審議した27年度コンプライアンス・チェック（全職員で実施する37チェック項目に対する回答）の実施結果及び28年度コンプライアンス・プログラム（コンプライアンスを推進するための実施計画）の策定等について、内部統制委員会において審議し、その内容を了承した。 | <p><自己評価></p> <p>評定：B</p> <p>コンプラホットラインを的確に運用するとともに、28年度コンプライアンス・プログラムに基づき、コンプライアンス推進に向けた取組を着実に実施したことから、Bとする。</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き、コンプラホットラインを的確に運用するとともに、29年度コンプライアンス・プログラムに基づいた取組を着実に実施する。</p> | | |

- 外部有識者を委員に含むコンプライアンス委員会の開催（29年3月）
コンプライアンス・マニュアル等の一部改正、コンプライアンス・チェックの実施結果・分析結果・改善策の提案、28年度コンプライアンス取組状況及び29年度コンプライアンス・プログラムの策定について報告、審議した。
- ② コンプライアンス研修の実施
 - 新規職員研修会（28年4月）
コンプライアンス・マニュアル及びコンプライアンス基本方針等を記載した印刷物を配付して説明を行い、コンプライアンスの理解・促進を図った。また、信用基金の情報セキュリティ担当者による情報セキュリティ対策に関する研修を実施し、信用基金における情報セキュリティ水準の向上を図った。
 - コンプライアンス研修（28年11月）
信用基金の全役職員を対象にコンプライアンス研修を実施し、また、その際に、個人情報保護及び情報セキュリティについても併せて研修を実施した。
- ③ コンプライアンスの推進に向けた取組
 - コンプライアンスの推進についての周知（28年4月）
「平成27年度コンプライアンス・チェック集計結果を踏まえた更なるコンプライアンスの推進について」を役職員専用情報サイトに掲載するとともにメールにより全役職員に通知し、コンプライアンスの向上に取り組むよう注意を促した。
 - コンプライアンス・マニュアル等の改正（28年10月・29年3月）
コンプライアンス・マニュアルについて、関係規程の改正内容の反映及び事故発生・対応状況等報告制度の図解の追加の一部改正を、また、コンプライアンスに関するQ&A集について、新たな事例の追加等の一部改正を行い、役職員専用情報サイトに掲載するとともに、メールにより全役職員に通知し、周知を図った。
 - コンプライアンス・プログラムの策定（29年3月）
コンプライアンス研修の実施方法について、役職員の理解と認識を高めるため、eラーニングの導入を含めて検討することとし、29年度コンプライアンス・プログラムを策定し、29年4月に役職員専用情報サイトに掲載するとともに、メールにより全役職員に通知し、周知を図った。
 - コンプライアンス・チェックの実施（29年2月）
コンプライアンスの推進状況を点検するため、コンプライアンス・チェックを実施し、その結果を29年4月に役職員専用情報サイトに掲載するとともに、メールにより全役職員に通知し、周知を図った。
 - 情報セキュリティ対策自己点検（28年4月）
28年4月に、新たに役員を点検対象に加え、派遣職員等を含めた全役職員を対象に情報セキュリティ対策自己点検を行い、改善の必要があった者には個別に改善指示を行うとともに、それらの結果を5月に開催した情報化推進委員会において報告し、情報共有を図った。
 - 保有個人情報の管理状況点検（28年4月）

28年4月に保有個人情報の保護管理者を対象とした保有個人情報の管理状況点検を行い、その結果を5月に開催した個人情報管理委員会において報告し、情報共有を図った。

・特定個人情報の管理状況点検（28年4月）

28年4月に特定個人情報の事務取扱担当者を対象とした特定個人情報の管理状況点検を行い、その結果を5月に開催した個人情報管理委員会において報告した。

・諸規程改正内容の役職員への周知（28年4月～29年3月）

諸規程の改正及び変更内容等について、役職員専用情報サイトに掲載するとともに、メールにより全役職員に通知し、周知を図った。

4. 主務大臣による評価

主務大臣による評価

評定

B

<評定に至った理由>

コンプライアンスホットラインを的確に運用するとともに、28年度コンプライアンス・プログラムに基づき、コンプライアンス推進向けた取組を着実に実施しており、中期目標の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

引き続き、コンプライアンスホットラインを的確に運用するとともに、29年度コンプライアンス・プログラムに基づいた取組を着実に実施する必要がある。

<その他事項>

年度評価項目別評定調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|---|--|---|------|------|--------------|--|--------------|--|---|--|--|--|
| 第1-5 業務実施体制の強化（リスク管理委員会による統合的なリスク管理の的確な実施） | | | | | | | | | | | | | | |
| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | | | | | | | |
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | (参考) | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報 | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価 | | | | | | | | | | | | | | |
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | | | 自己評価 | | | | | | |
| 内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。 | 内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。 | 内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。 | <主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> リスク管理委員会による統合的なリスク管理を実施しているか | <p><主要な業務実績></p> <p>(5) リスク管理委員会による統合的なリスク管理の的確な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 28年4月に統合的リスク管理規程を変更・施行し、リスク量が資本の範囲内に収まっているかを確認するための基準として資本充足率を用いる旨の明確化を図った。 28年3月末及び28年9月末時点の事業実績に基づき各種リスクの計量化を行い、業務毎に算出したリスク量が資本の範囲に収まっていることを確認した。 このリスク計量結果を含むリスク管理に係る対応状況等を28年7月及び29年1月に開催した外部有識者を含むリスク管理委員会に報告し、統合的なリスク管理を実施した。 ○ 28年10月にリスク管理態勢の確認に係る内部監査を初めて実施し、その結果判明した農業信用保険勘定における27年度の責任準備金の計上誤りについて、リスク管理委員会において報告したが、意見はなかった。 <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>開催時期</th><th>議事</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1回 28年7月</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 27年度のリスクの対応状況について ・ 27年度の事業実績、リスク管理に係る28年度対応方針等の概要 ・ 27年度決算の概要、28年3月末時点の業務実績に基づくリスク計量結果 ・ 統合的リスク管理規程の改正について（報告） </td></tr> <tr> <td>第2回 28年1月</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 28年度のリスクの対応状況について ・ 28年度事業実績、28年度リスク対応状況 ・ 28年9月末時点の業務実績に基づくリスク計量結果 ・ 料率算定委員会及び方検討会における検討結果及びこれを踏まえた保険料率の見直し ・ リスク管理態勢の確認に係る内部監査結果 </td></tr> </tbody> </table> | 開催時期 | 議事 | 第1回 28年7月 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 27年度のリスクの対応状況について ・ 27年度の事業実績、リスク管理に係る28年度対応方針等の概要 ・ 27年度決算の概要、28年3月末時点の業務実績に基づくリスク計量結果 ・ 統合的リスク管理規程の改正について（報告） | 第2回 28年1月 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 28年度のリスクの対応状況について ・ 28年度事業実績、28年度リスク対応状況 ・ 28年9月末時点の業務実績に基づくリスク計量結果 ・ 料率算定委員会及び方検討会における検討結果及びこれを踏まえた保険料率の見直し ・ リスク管理態勢の確認に係る内部監査結果 | <自己評価> 評定：B 外部有識者を含むリスク管理委員会を開催するとともに、計量したリスクと資本金額を比較し、統合的なリスク管理を実施したことから、Bとする。 | | | |
| 開催時期 | 議事 | | | | | | | | | | | | | |
| 第1回 28年7月 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 27年度のリスクの対応状況について ・ 27年度の事業実績、リスク管理に係る28年度対応方針等の概要 ・ 27年度決算の概要、28年3月末時点の業務実績に基づくリスク計量結果 ・ 統合的リスク管理規程の改正について（報告） | | | | | | | | | | | | | |
| 第2回 28年1月 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 28年度のリスクの対応状況について ・ 28年度事業実績、28年度リスク対応状況 ・ 28年9月末時点の業務実績に基づくリスク計量結果 ・ 料率算定委員会及び方検討会における検討結果及びこれを踏まえた保険料率の見直し ・ リスク管理態勢の確認に係る内部監査結果 | | | | | | | | | | | | | |
| ② 内部統制機能の強化 | (2) 内部統制機能の強化 | (2) 内部統制機能の強化 エ 外部有識者を委員に含むリスク管理委員会を開催するとともに、金融業務に固有のリスクについては、できる限り計量化した上で統合的なリスク管理を的確に実施する。 | | <課題と対応> 引き続き、リスク管理委員会を開催するとともに、計量したリスクと資本金額を比較し、統合的なリスク管理を実施する。 | | | | | | | | | | |

| 4. 主務大臣による評価 | |
|---|---|
| 主務大臣による評価 | |
| 評定 | B |
| <評定に至った理由> | |
| 外部有識者を含むリスク管理委員会を開催するとともに、計量化したリスク量と資本金額を比較する等の手法により統合的なリスク管理を実施しており、中期目標の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。 | |
| <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> | |
| 引き続き、リスク管理委員会において、リスク量の定期的な把握を行い、統合的なリスク管理手法を用いた管理を実施する必要がある。 | |
| <その他事項> | |

年度評価項目別評定調査（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | | | | | | |
|---|------|------|------|------|------|------|------|-----------------------------|
| 第1-5 業務実施体制の強化（事務リスク自主点検等の実施及び業務改善への反映） | | | | | | | | |
| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | |
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | (参考) | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| | | | | | | | | |

| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | | | 自己評価 |
|--|--|---|---|--|---|--|--|------|
| | | | | 業務実績 | | | | |
| 内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。 ② 内部統制機能の強化 イ 業務の適正化を図るために、事務リスク自主点検等事務改善への取組を着実に実施する。 | 内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。 (2) 内部統制機能の強化 イ 業務の適正化を図るために、事務リスク自主点検等事務改善への取組を着実に実施する。 | 内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。 (2) 内部統制機能の強化 オ 業務の適正化を図るために、部室が所掌する事務の自主的な点検及び職員からの業務改善提案に対する取組を適切に実施する。 | <主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 事務リスク自主点検等業務改善への取組を着実に実施しているか | <p><主要な業務実績></p> <p>(6) 事務リスク自主点検等を実施し業務改善へ反映</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事務リスク自主点検等の実施 28年8月に各部署で「点検実施計画」を作成し、9月に同計画に従って各部署において事務リスク自主点検（過去の主務省検査や内部監査の指摘事項等を踏まえた、押印漏れ、書類の添付漏れ等の確認）を実施した。 28年11月に業務改善委員会を開催し、各部署の点検責任者から事務リスク自主点検の結果及び事故発生・対応状況等報告書についての報告を受け、事務ミス防止対策等の改善策の検討・審議を行うとともに、業務改善委員及び点検責任者間で事故発生の未然防止に対する意識の統一を図った。 また、取組状況のモニタリングにより内部統制を推進する観点から、業務改善委員会において審議した上記事項について、内部統制委員会において審議を行い、その内容を承認した。 ○ 業務改善への反映及び取組状況 <ul style="list-style-type: none"> ① 業務改善委員会の実施結果概要 事務リスク自主点検実施結果の概要について、役職員専用情報サイトに掲載するとともに、メールにより全役職員に通知し、周知を図った。 ② 業務改善提案及びその他業務改善への取組事例 28年4月、7月、10月及び29年1月の各初旬に、業務改善提案及び業務改善への取組事例の募集を役職員専用情報サイトに掲載し、メールにより全役職員に通知した。 なお、29年1月に業務改善提案を1件（規程集における用語検索機能の追加）受け付けた。 当該提案に対する回答（PDFソフトウェアの高度な検索機能を用いた用語検索機能の紹介）については、業務改善委員会（29年2月開催）において審議・承認し、役職員専用情報サイトに掲載するとともに、メールにより全役職員に通知し、周知を図った。 | <p><自己評価></p> <p>評定：B</p> <p>事務リスク自主点検や事故発生・対応状況等報告制度の運用等を通じて、業務改善への取組を着実に実施したことから、Bとする。</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き、事務リスク自主点検を実施するとともに、役職員に対して、事務リスクの軽減、事故発生の未然防止について注意喚起を行っていく。 また、業務改善への取組事例を募集し、役職員に周知する等して業務改善への取組を着実に実施する。</p> | | | |
| | | | | | | | | |

○ 事故発生・対応状況等報告

27年度に報告があった8件について、業務改善委員会（28年4月開催）及び内部統制委員会（28年4月開催）において対応状況を確認するとともに、対応策を承認した。

28年度は以下のとおり報告があり、特に重要な事案（保証料の未徴収、出資者原簿管理に係る手続きの遺漏等及び出資者原簿の記載内容の誤り）については、内部統制委員会において対応状況を確認するとともに、対応策を承認した。

| No | 内容 |
|----|---------------------|
| 1 | 保証料の未徴収 |
| 2 | 出資持分譲渡代金送金手続未了 |
| 3 | 出資持分譲渡手続未了 |
| 4 | 27年度業務実績等報告書の一部誤記載① |
| 5 | 27年度業務実績等報告書の一部誤記載② |
| 6 | 出資者原簿管理に係る手続きの遺漏等 |
| 7 | 27年度財務諸表の注記事項の一部誤記載 |
| 8 | 出資者原簿の記載内容の誤り |
| 9 | 基金協会宛文書の誤送付 |
| 10 | 旅費振込額の誤り |
| 11 | 給与システムへの登録事項の誤り |

なお、28年4月に事故発生報告のあった保証料の未徴収事案については、理事長の指示により設置したプロジェクトチームにおいて原因究明及び再発防止対策の策定を行った上で、内部統制委員会において対応状況を確認し、再発防止対策を承認した。

また、事故発生の防止に向けた注意喚起のため、過去（26年度及び27年度）の事故発生・対応状況等報告概要について、28年6月に役職員専用情報サイトに掲載するとともに、メールにより全役職員に通知し、周知を図った。

4. 主務大臣による評価

主務大臣による評価

B

評定

<評定に至った理由>

事務リスク自主点検や事故発生・対応状況等報告制度の運用等を通じて、業務の適正化は着実に実施されており、中期目標の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

引き続き、事務リスク自主点検の実施や役職員に対する事務リスクの軽減、事故発生の未然防止及び再発防止についての注意喚起を行うとともに、業務改善への取組事例を募集し、役職員に周知する等して業務改善への取組を着実に実施する必要がある。

<その他事項>

年度評価項目別評定調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報

第1-5 業務実施体制の強化（目標管理の導入による適切な人事評価、業績及び勤務成績等の給与・退職金等への一層の反映）

2. 主要な経年データ

| 評価対象となる指標 | 達成目標 | (参考) | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報 |
|-----------|------|------|------|------|------|------|------|-----------------------------|
| | | | | | | | | |

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 自己評価 |
|--|--|--|---|--|---|------|
| | | | | 業務実績 | | |
| 内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。 | 内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。 | 内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。 | <主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 業績及び勤務成績等を給与・退職金等に反映しているか | <p><主要な業務実績></p> <p>(7) 目標管理の導入による適切な人事評価、業績及び勤務成績等の給与・退職金等への一層の反映</p> <p>○ 目標管理の導入による人事評価制度については、人事評価実施規程に基づき、24年4月から実施している。</p> <p>人事評価の方法については、能力評価（判断力、業務への取り組み方等）及び業績評価（年度計画に則した業務目標の達成状況等）並びにこれらを総合した総合評価により実施し、直属の課長等による一次評価の後に、理事・部長等が一次評価についての事実とのくい違いや甘辛の偏りなど、不均衡の有無について審査を行い、理事長が最終評価することとし、公正、効率的な業務運営に資するものとなるよう実施している。</p> <p>○ 人事評価の結果は、職員の勤勉手当、昇格・昇給の基礎資料として活用し、給与等に反映した。</p> <p>○ 役員の期末特別手当や退職手当については、役員給与規程・役員退職手当規程により、「独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率の算定ルールについて」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、年度評価における役員の職務に係る担当業務等の評定を用いて決定した業績勘案率等を勘案して支給した。</p> | <p><自己評価></p> <p>評定：B</p> <p>人事評価実施規程に基づき、人事評価を着実に実施し、結果について給与等に反映したことから、Bとする。</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き、人事評価を確実に実施し、結果については給与等に反映させる。</p> | |
| ② 内部統制機能の強化 ウ 役職員に対して、目標管理を取り入れた適切な人事評価を定着させるとともに、その業績及び勤務成績等を給与・退職金等に確実に反映させることにより業務遂行へのインセンティブを向上させる。 | (2) 内部統制機能の強化 ウ 役職員に対して、目標管理を取り入れた適切な人事評価を定着させるとともに、その業績及び勤務成績等を給与・退職金等に確実に反映させることにより業務遂行へのインセンティブを向上させる。 | (2) 内部統制機能の強化 カ 目標管理を取り入れた適切な人事評価を定着させるとともに、業務遂行へのインセンティブの向上を目指して、業績及び勤務成績等を給与・退職金等に確実に反映させる。 | | | | |

4. 主務大臣による評価

主務大臣による評価

B

評定

<評定に至った理由>

人事評価実施規程に基づき、人事評価を着実に実施し、結果については給与等に反映しており、中期目標の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

引き続き、人事評価を確實に実施し、結果については給与等に反映する必要がある。

<その他事項>

年度評価項目別評定調査（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | | | | | |
|--------------------|--|--------------------------------------|--|--|--|--|--|
| 第1～5 | | 業務実施体制の強化（評価・分析の実施、その結果の業務運営への着実な反映） | | | | | |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | |
|-------------|------|------|------|------|------|------|-----------------------------|
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | (参考) | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
| | | | | | | | (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報 |

| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 自己評価 |
|--|--|--|--|---|--|---|
| | | | | 業務実績 | | |
| 内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。 ③ 評価・分析の実施 事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析を四半期毎に実施し、その結果を着実に業務運営に反映させる。 | 内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。 ③ 評価・分析の実施 事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析を四半期毎に実施し、その結果を着実に業務運営に反映させる。 | 内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。 ③ 評価・分析の実施 事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析を四半期毎に実施し、その結果を着実に業務運営に反映させる。 | <主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 評価結果を業務運営に反映するよう、評価・分析を実施しているか | <主要な業務実績> (8) 評価・分析の実施、その結果の業務運営への着実な反映 ○ 年4回（4月、7月、10月及び1月）評価・分析を実施し、中期計画や年度計画の進捗状況管理を適切に行うとともに、27年度の自己評価結果並びに主務省から指摘された課題及び改善事項を着実に業務運営に反映した。 なお、評価・分析結果については、理事長、理事等が出席する役員会において意見交換を行い、今後の対応方針等を理事長が最終決定しており、決定事項については、着実に業務に反映させるため、メールにより職員へ通知し共有した。 | | <自己評価> 評定：B 27年度の自己評価並びに主務省から指摘された課題及び改善事項を踏まえ、評価・分析を実施し、進捗状況管理を適切に行うとともに、業務運営に反映したことから、Bとする。 <課題と対応> 四半期毎に評価・分析を実施し、その結果や主務省からの指摘事項等を着実に業務運営に反映するよう取り組む。 |
| | | | | | | |

| 4. 主務大臣による評価 | |
|--------------|-----------|
| 評定 | 主務大臣による評価 |
| | B |

<評定に至った理由>
自己評価や主務省から指摘された課題及び改善事項を踏まえ、評価・分析を実施し、その結果については理事長等が出席する役員会において意見交換し、対応方針を決定した上で業務運営に反映しており、中期目標の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

引き続き、四半期毎に評価及び分析を行うとともに、その結果や主務省からの指摘事項等を着実に業務運営に反映するよう取り組んでいく必要がある。

<その他事項>

年度評価項目別評定調査（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | | | | | | |
|--|------|------|------|------|------|------|------|-----------------------------|
| 第1-5 業務実施体制の強化（情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化の取組） | | | | | | | | |
| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | |
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | (参考) | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| | | | | | | | | |

| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | | |
|--|---|--|---|--|--|--------|--|
| | | | | 業務実績 | 自己評価 | | |
| 内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。 ④ 情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化に取り組み、業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図る。 | 内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。 ④ 情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化の取り組みについて、業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図るために、次の事項を推進・実施する。 ア 政府機関統一基準群を含む政府機関における一連の対策を踏まえ、適宜、独立行政法人農林漁業信用基金情報セキュリティ規程等の見直し等を行うこととし、情報セキュリティ対策に係るPDCAサイクルを構築するための取組を推進する。 イ 緊急時を含め、農林 | 内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。 ④ 情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化の取り組みについて、業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図るために、次の事項を推進・実施する。 ア 政府機関統一基準群を含む政府機関における一連の対策を踏まえ、適宜、信用基金の情報セキュリティ規程等の見直し等を行う。 イ セキュリティインシデントの発生を防止するため、平成27年度に実施した外部専門家による情報セキュリティに関するコンサルティングの結果を踏まえ、 | <主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 情報セキュリティ対策の向上に繋がる取組を実施しているか | <主要な業務実績> (9) 情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化の取組 ○ 政府機関統一基準群を含む一連の対策や指針等を踏まえた情報セキュリティに関する規程の整備等 情報セキュリティ対策自己点検、保有個人情報の管理状況点検、特定個人情報の管理状況点検及び情報セキュリティ等に係る内部監査結果を踏まえ、28年7月に情報セキュリティ規程及び個人情報取扱規程を改正し、①機密性の高い情報の他部署への送信等の取扱いに係る牽制機能の強化、②物理的情報セキュリティ対策として、事務室の入退室管理の強化等を図った。 なお、28年10月に政府統一基準群が改正され、新たに「クラウドサービスの利用」や「データベース」等について定められたことを受け、これに準拠した規程の整備に向け検討を進めた。 ○ 情報化推進委員会及び個人情報管理委員会の開催 28年5月に情報化推進委員会及び個人情報管理委員会を開催し、27年度に実施したセキュリティ・コンサルティングの指導・助言に基づく28年度におけるセキュリティ対策（案）等について審議を行ったほか、情報セキュリティ対策自己点検結果等について報告を行い、情報共有を図った。 ○ 27年度に実施したセキュリティ・コンサルティングの指導・助言に基づく措置 ・ 情報セキュリティ規程を改正し、物理的情報セキュリティ対策として、28年7月から事務所の入退室管理の強化等を図った。 ・ サイバーセキュリティ対策の強化を図るため、ネットワーク（LAN）の再構築により情報系ネットワークを統合し、ユーザー管理、ログ管理、資産管理を一元的に実施できるようにしたほか、入口対策や外部への情報漏えい対策も含めた多層防御を図った。また、パソコンの盗難防止のためセキュリティワイヤーを導入した。 ・ 既知の技術を用いて侵入を試みてシステムに脆弱性がないかテストするため、必要な技術的 | <自己評価> 評定：B 情報セキュリティ対策の自己点検の実施等に伴う規程の改正を行うとともに、27年度に実施したコンサルティング結果を踏まえたセキュリティ対策を実施したことから、Bとする。 | <自己評価> | |

| | | | |
|--|--|---|------------------|
| <p>水産省・財務省との実効性のある連絡体制を整備し、情報セキュリティ上の課題について、農林水産省・財務省との情報交換を積極的に行う。</p> <p>特に、事故・障害等が発生した場合は、速やかに農林水産省・財務省の情報セキュリティ責任者に連絡して適切な対策を実施する。</p> | <p>技術的対策等の見直しを行う。</p> <p>ウ 役職員が情報セキュリティ対策の重要性を理解し実践していくため、情報セキュリティに関する研修を行う。</p> <p>エ 情報セキュリティに関する監査及び点検を引き続き実施し、結果についてフォローアップを行う。</p> <p>オ 緊急時を含め、農林水産省・財務省との実効性のある連絡体制を整備し、情報セキュリティ上の課題について、農林水産省・財務省との情報交換を積極的に行う。</p> <p>特に、事故・障害等が発生した場合は、速やかに農林水産省・財務省の情報セキュリティ責任者に連絡して適切な対策を実施する。</p> | <p>法であるペネトレーションテストの結果に基づき是正措置が望まれるとされた一部サーバの脆弱性を解消した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 標的型攻撃メールに対する役職員の意識向上のため、28年12月に予告無しで標的型攻撃メール訓練を実施し、その結果を役員会において報告するとともに、役職員専用情報サイトに掲載し、注意喚起を図った。 <p>○ 情報セキュリティに関する研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 28年4月に行った新規職員研修会において、情報セキュリティ対策に関する研修を実施し、情報セキュリティ対策の重要性について、意識付けを行った。 28年11月に全役職員を対象に行ったコンプライアンス研修の中で情報セキュリティ対策についても研修を実施し、情報セキュリティに対する意識の向上を図った。 NISC（内閣サイバーセキュリティセンター）が開催する情報セキュリティ勉強会（28年7月～29年1月にかけて4回）に担当職員が参加し、28年度に改正された「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」等について理解を深めた。 NISCが開催する情報セキュリティ勉強会（28年12月）に担当理事が参加し、最近のサイバーセキュリティの動向や独立行政法人等におけるサイバーセキュリティ対策について理解を深めた。 総務省が主催した実践的サイバー防衛演習（CYDER）（29年1月）に担当職員が参加し、サイバー攻撃が発生した際の組織的な対処方法について理解を深めた。 <p>○ 情報セキュリティ対策自己点検及び内部監査</p> <ul style="list-style-type: none"> 28年4月に、新たに役員を点検対象に加え、派遣職員等を含めた全役職員を対象に情報セキュリティ対策自己点検を行い、改善の必要があった者には個別に改善指示を行うとともに、それらの結果を5月に開催した情報化推進委員会において報告し、情報共有を図った。 29年1月に、全部署を対象に、情報セキュリティ対策及び保有個人情報の管理状況に関する内部監査を実施するとともに、27年度に実施した内部監査で改善指摘した事項についてフォローアップを実施し、全ての指摘事項について改善措置がなされていることを確認した。 <p>○ 主務省からの修正プログラム対応</p> <p>主務省からの情報セキュリティに関する注意喚起情報については、役職員に対してメールにより通知するとともに、役職員専用情報サイトに掲載して、信用基金内での情報共有を適切に行つた。また、主務省から提供を受けたMicrosoft社Windows OS等に関する脆弱性情報と当該脆弱性対応のための修正プログラム情報について、情報システムの状況に照らし適切に対応を行つた。</p> | <p>対策等を実施する。</p> |
|--|--|---|------------------|

4. 主務大臣による評価

主務大臣による評価

| | |
|--|---|
| 評定 | B |
| <評定に至った理由> | |
| 政府統一基準群を含む一連の対策や指針等を踏まえた情報セキュリティに関する規程の整備を図るとともに、情報セキュリティ対策の点検の実施や、情報セキュリティに係る連絡体制を整備し、情報セキュリティ対策の向上を図ったほか、情報セキュリティ体制の一層の強化を図るために27年度に実施したセキュリティコンサルティングで受けた指導・助言を踏まえた改善措置を講じるなど、中期目標を達成する見込まれることから、評定をBとする。 | |
| <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> | |
| 情報セキュリティ管理体制を強化するため、引き続き28年8月に改正された政府統一基準群を踏まえた情報セキュリティ規程等の見直し等を推進するとともに、専門知識を有する外部の専門家を配置するなど、情報セキュリティの強化に向けて適切な対策を実施する必要がある。 | |
| <その他事項> | |

年度評価項目別評定調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | |
|--------------------|-------------------------|
| 第1-6 | 業務運営の効率化等を踏まえた情報システムの整備 |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | |
|-------------|------|------|------|------|------|------|-----------------------------|
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | (参考) | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
| | | | | | | | (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報 |

| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | | 自己評価 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|--|---|---|-------|------|------|------|----------|---------------------------|--------|-----------|----------|----------------------------|-------|-----------|------------|---------------------------------|-------|------------------|----------|---------------------------|-------|-----------|-----------|---|----------------|--|--|-------------------------------|-------|------------------|--|---------------------------|-------|--------------------------|--------|---|-----------------|--|--------|---------------------------|-------|-----------|---|
| | | | | 業務実績 | 自己評価 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 情報システムの整備 主要な情報システムについて、コストの削減、調達における透明性の確保及び業務運営の効率化・合理化を図る観点から、システムの改善に努める。 | 6 情報システムの整備 主要な情報システムについて、コストの削減、調達における透明性の確保及び業務運営の効率化・合理化を図る観点から、システムの改善に努める。 | 6 情報システムの整備 主要な情報システムについて、コストの削減、調達における透明性の確保及び業務運営の効率化・合理化を図る観点から、システムの改善に努める。 | <主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> システムの改善がコスト削減、調達における透明性、業務運営の合理化・効率化を確保するものであるか | <p><主要な業務実績></p> <p>6 業務運営の効率化等を踏まえた情報システムの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 28年度中に予定する各情報システムの改修計画等を内容とする情報システム整備計画について、28年5月に開催した情報化推進委員会において審議を行い、6月に改正した。 ○ 部署毎に規定、運用・管理を行っていた LANについて一元的な運用・管理を行うため、28年11月に情報化推進規程を改正し、「基幹 LANシステム」として一本化した。 ○ 業務運営の合理化・効率化を確保するため、改正した情報システム整備計画に基づき、以下のプログラム改修等を行った。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>システム名</th> <th>実施内容</th> <th>完了時期</th> <th>実施方式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人事管理システム</td> <td>ネットワークテストの結果認められたサーバの機能付与</td> <td>28年12月</td> <td>(保守により実行)</td> </tr> <tr> <td>財務会計システム</td> <td>アクセス権限監視機能の強化を図るためのプログラム改修</td> <td>28年6月</td> <td>(保守により実行)</td> </tr> <tr> <td>販売在庫管理システム</td> <td>販売計画について複数化した処理を単純化するためのプログラム改修</td> <td>28年3月</td> <td>一般競争入札(混合評価混合方式)</td> </tr> <tr> <td>社員登録システム</td> <td>ネットワークテストの結果認められたサーバの機能付与</td> <td>28年8月</td> <td>(保守により実行)</td> </tr> <tr> <td>清算往來物システム</td> <td>28年度予算で指摘された清算室は毎月決算業務のうちの既存法人型清算室登録事務に付随するためのプログラム改修 既存清算室登録の既存仕事に付随する既存登録事務に付随するためのプログラム改修</td> <td>28年5月 28年6月</td> <td>少額競争実行 (既存の業者による見積合せ) 少額競争実行 (既存の業者による見積合せ)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>28年4月の10基生協会合併に付随するためのプログラム改修</td> <td>28年1月</td> <td>一般競争入札(混合評価混合方式)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ネットワークテストの結果認められたサーバの機能付与</td> <td>28年2月</td> <td>少額競争実行 (既存の業者による見積合せ)</td> </tr> <tr> <td>基幹 LAN</td> <td>ネットワークテストの結果認められたサーバの機能付与 システムの一元的な運用・管理を行うためのLAN再構築等の移設等の実施</td> <td>28年6月 28年11月</td> <td>少額競争実行 (既存の業者による見積合せ) 一般競争入札(混合評価混合方式)</td> </tr> <tr> <td>計算 LAN</td> <td>ネットワークテストの結果認められたサーバの機能付与</td> <td>28年8月</td> <td>(保守により実行)</td> </tr> </tbody> </table> | システム名 | 実施内容 | 完了時期 | 実施方式 | 人事管理システム | ネットワークテストの結果認められたサーバの機能付与 | 28年12月 | (保守により実行) | 財務会計システム | アクセス権限監視機能の強化を図るためのプログラム改修 | 28年6月 | (保守により実行) | 販売在庫管理システム | 販売計画について複数化した処理を単純化するためのプログラム改修 | 28年3月 | 一般競争入札(混合評価混合方式) | 社員登録システム | ネットワークテストの結果認められたサーバの機能付与 | 28年8月 | (保守により実行) | 清算往來物システム | 28年度予算で指摘された清算室は毎月決算業務のうちの既存法人型清算室登録事務に付随するためのプログラム改修 既存清算室登録の既存仕事に付随する既存登録事務に付随するためのプログラム改修 | 28年5月 28年6月 | 少額競争実行 (既存の業者による見積合せ) 少額競争実行 (既存の業者による見積合せ) | | 28年4月の10基生協会合併に付随するためのプログラム改修 | 28年1月 | 一般競争入札(混合評価混合方式) | | ネットワークテストの結果認められたサーバの機能付与 | 28年2月 | 少額競争実行 (既存の業者による見積合せ) | 基幹 LAN | ネットワークテストの結果認められたサーバの機能付与 システムの一元的な運用・管理を行うためのLAN再構築等の移設等の実施 | 28年6月 28年11月 | 少額競争実行 (既存の業者による見積合せ) 一般競争入札(混合評価混合方式) | 計算 LAN | ネットワークテストの結果認められたサーバの機能付与 | 28年8月 | (保守により実行) | <自己評価> 評定：B システム整備計画を改正し、当該計画に基づき業務運営の合理化、効率化に繋がるシステム改善を図ったことから、Bとする。 |
| システム名 | 実施内容 | 完了時期 | 実施方式 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 人事管理システム | ネットワークテストの結果認められたサーバの機能付与 | 28年12月 | (保守により実行) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 財務会計システム | アクセス権限監視機能の強化を図るためのプログラム改修 | 28年6月 | (保守により実行) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 販売在庫管理システム | 販売計画について複数化した処理を単純化するためのプログラム改修 | 28年3月 | 一般競争入札(混合評価混合方式) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 社員登録システム | ネットワークテストの結果認められたサーバの機能付与 | 28年8月 | (保守により実行) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 清算往來物システム | 28年度予算で指摘された清算室は毎月決算業務のうちの既存法人型清算室登録事務に付随するためのプログラム改修 既存清算室登録の既存仕事に付随する既存登録事務に付随するためのプログラム改修 | 28年5月 28年6月 | 少額競争実行 (既存の業者による見積合せ) 少額競争実行 (既存の業者による見積合せ) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 28年4月の10基生協会合併に付随するためのプログラム改修 | 28年1月 | 一般競争入札(混合評価混合方式) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ネットワークテストの結果認められたサーバの機能付与 | 28年2月 | 少額競争実行 (既存の業者による見積合せ) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 基幹 LAN | ネットワークテストの結果認められたサーバの機能付与 システムの一元的な運用・管理を行うためのLAN再構築等の移設等の実施 | 28年6月 28年11月 | 少額競争実行 (既存の業者による見積合せ) 一般競争入札(混合評価混合方式) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計算 LAN | ネットワークテストの結果認められたサーバの機能付与 | 28年8月 | (保守により実行) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

なお、プログラム改修等に当たっては、コストの削減、調達における透明性の確保を図る観点から、一般競争入札（総合評価落札方式）や複数の業者による見積合わせにより業者の選定を行った。

4. 主務大臣による評価

主務大臣による評価

評定

B

<評定に至った理由>

システム整備計画を改正し、当該計画に基づき業務運営の合理化、効率化に繋がるシステム改善を図っており、中期目標の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

引き続き、各システムの稼働状況を踏まえシステム整備計画を改正するとともに、当該計画に基づき業務運営の合理化、効率化を確保するシステム改善を適宜行う必要がある。

<その他事項>

年度評価項目別評定調査（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------------|------|-------------------------------------|------------------|-------------|------------------|-------------|------------------|------------|------------------|------------|------------------|------------|-----------------------------|
| 第1-7 | | 調達方式の適正化（調達等合理化計画に基づく一般競争入札等の着実な実施） | | | | | | | | | | | |
| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | | | | | | |
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | (参考) | 24年度 実績 件数 | 構成比 100% | 25年度 実績 件数 | 構成比 100% | 26年度 実績 件数 | 構成比 95% | 27年度 実績 件数 | 構成比 93% | 28年度 実績 件数 | 構成比 90% | (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| 一般競争 入札等 件数 金額(百万円) | — | — | 12件 | 100% | 12件 | 100% | 18件 | 95% | 14件 | 93% | 9件 | 90% | |
| 随意契約 件数 金額(百万円) | — | — | 65 | 100% | 65 | 100% | 187 | 99% | 297 | 99% | 122 | 92% | |
| 合計 件数 金額(百万円) | — | — | — | — | — | — | 1件 | 5% | 1件 | 7% | 1件 | 10% | |
| | | | — | — | — | — | 3 | 1% | 3 | 1% | 11 | 8% | |
| | | | 12件 | 100% | 12件 | 100% | 19件 | 100% | 15件 | 100% | 10件 | 100% | |
| | | | 65 | 100% | 65 | 100% | 190 | 100% | 300 | 100% | 133 | 100% | |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価 | | | | | | | | | |
|--|---|---|--|---|--|---|--|--|------|
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | | | | 自己評価 |
| | | | | 業務実績 | | | | | |
| 7 調達方式の適正化 調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知）等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。 ① 調達等合理化計画に基づき、一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募）を着実に実施する。 | 7 調達方式の適正化 調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知）等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。 （1）調達等合理化計画に基づき、一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募）を着実に実施する。 | 7 調達方式の適正化 調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知）等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。 （1）調達等合理化計画に基づき、一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募）を着実に実施する。 | <主な定量的指標> 一般競争入札等の割合 <その他の指標> なし <評価の視点> 調達等合理化計画に基づき一般競争入札等が実施されているか | <主要な業務実績> 7 調達方式の適正化 (1) 調達等合理化計画に基づく一般競争入札等の着実な実施 ○ 28年6月に「平成28年度独立行政法人農林漁業信用基金調達等合理化計画」を制定し、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組んだ。また、当該計画は、信用基金ウェブサイトで公表した。 ○ 28年度に締結した契約は10件 1億33百万円で、一般競争入札等 9件 1億22百万円、随意契約（競争性なし）1件 11百万円であった。 なお、随意契約（競争性なし）1件は、27年度に企画競争により複数年度（27~29年度の3事業年度）で締結した監査契約の平成28事業年度分に係るもので、2年目の契約継続にあたり、27年度監査業務実績及び28年度の監査計画について契約審査会で審査を行い、適正と認められたことから、継続することとし、主務大臣による選任を受けて、随意契約を行ったものである。 ○ 1者応札・1者応募の改善の取組事項については、以下のとおり実施した。 <ul style="list-style-type: none">・ 評価項目の見直し 応募者数を増やすため、過去の業務実績を競争参加要件としている点について見直しを行い、過去に信用基金に係るプログラム改修を行ったことがない者であっても応募できるようにした結果、28年度において1者応札・1者応募となったのはプログラム改修に係る調達5件であった。・ 公告期間及び業務等準備期間の十分な確保 毎年予定されている契約の名称・公告掲載時期等については、28年4月に信用基金ウェブサイトの「契約関連情報」に掲載し、また、年度中の実施が | <自己評価> 評定：B 10件中9件が一般競争入札等となつておらず、1者応札・1者応募の改善に向けた取組も着実に実施したことから、Bとする。 | <課題と対応> 引き続き、一般競争入札等を実施するとともに、1者応札・1者応募の改善に向けた取組を実施する。 | | | |

見込まれる契約についても公告時期よりも1ヵ月以上前倒しして、同サイトに掲載して事前公告することにより、応募者数の確保に努めた。

また、全案件について、契約事務細則に定める公告期間（10日）よりも長い27日以上をとて十分な期間を設定することにより、応募者の仕様書作成に必要な期間の確保に努めた。

・ 業者等からの聴き取りを踏まえた改善方策

信用基金ウェブサイトへ公告を掲載するほか、過去入札参加したことのある事業者等へ声がけすることにより、一般競争入札等9件のうち4件が3者以上の応札となつた。また、入札説明資料の交付を受けたが応札しなかつたため1者応札となつた5件について、不参加理由及び改善の方策を検討するため、応札しなかつた業者に対するヒアリングを行い、「自社以外の業者が開発したシステムの改修業務であるため、既存システムや業務フローの現地調査が必要であり、理解に時間を要し採算がとれない」等の理由で入札に参加しなかつたとの意見を聴取し、公告期間のさらなる延長を行うこととした。

○ 調達に関するガバナンスの徹底

・ 契約事務に関する内部チェックの強化

適正な契約方法の実施や競争性を確保した業者選定に努めるため、28年4月に「一般競争入札及び企画競争を行う場合の「1者応札・1者応募」の改善に係る取組状況の総務部経営課における点検について」を制定し、個別の契約事案について事前に総務課が担当部署からヒアリングを行い内容チェックを実施した。

・ 契約事務担当者以外の職員の立会いによる検収の徹底

不祥事等の発生を未然に防止するため、28年4月に契約事務取扱細則を改正し、調達対象物品等の納品時の検査に際しては、当該契約の事務に直接関係しない担当者が立会い、検査調書に記名した。（28年度の検査調書は16件）

・ 隨意契約に関する内部統制の確立

28年度において契約審査会で審議した契約案件は、会計監査業務に係る監査法人との随意契約（1件11百万円）である。これは、27年度に企画競争により複数年度（27～29年度の3事業年度）で締結した監査契約の平成28事業年度分に係るもので、2年目の契約継続にあたり、27年度監査業務実績及び28年度の監査計画について審査を行つたものである。

・ 調達担当者に対する、調達に関する研修の実施

28年11月に「平成28年度官公需確保対策地方推進協議会」において実施された新規中小企業者等の活用のための措置等の研修に担当職員2名が参加した。

29年2月に「グリーン購入法基本方針及び環境配慮契約法基本方針説明会」において実施された環境物品の調達の推進と29年2月の環境配慮契約法基本方針の改定を踏まえた29年度の調達に関する研修に担当職員1名が参加した。

これらの研修で受講した内容については、物品購入を行う場合の事前確認に活用したほか、契約担当部署と情報を共有することで、中小企業者等との契約や環境物品の調達の推進を図った。

| 4. 主務大臣による評価 | |
|-----------------------|---|
| 主務大臣による評価 | |
| 評定 | B |
| <評定に至った理由> | <p>調達等合理化計画に基づき27年度に企画競争により複数年度（27～29年度の3事業年度）で締結した監査契約を除き、一般競争入札が行われており、随意契約に当たっては契約審査会に諮った上で契約が行われていることから、契約の適正化に向けた取組が行われている。実績としては、28年度に締結した10件の契約のうち9件が一般競争入札となっている。このうち5件が一者応札となったが、一者応札の解消に向けた取組も実施されており、目標の水準は満たしており、中期目標の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。</p> |
| <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> | <p>引き続き、一般競争入札等を実施するとともに、一者応札の解消に向けた取組を実施していく必要がある。</p> |
| <その他事項> | |

年度評価項目別評定調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | | | | | |
|--|---|---|--|---|---|------|-----------------------------|
| 第1～7 | 調達方式の適正化（契約監視委員会において事後点検及び契約審査委員会の活用等による適正な契約の実施） | | | | | | |
| 2. 主要な経年データ | | | | | | | |
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | (参考) | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
| | | | | | | | (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価 | | | | | | | |
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | | 自己評価 |
| 調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知）等を踏まえ、次の事項を踏まえ、次の事項を着実に実施する。 ② 契約監視委員会において、調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、個々の契約案件の事後点検を行う。 また、契約審査委員会の活用等により、一般競争入札等が真に競争性・透明性が確保される方法により実施されているか等契約の適正な実施を図る。 | 調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知）等を踏まえ、次の事項を踏まえ、次の事項を着実に実施する。 | 調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知）等を踏まえ、次の事項を踏まえ、次の事項を着実に実施する。 | <主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 契約監視委員会等により、契約の適正化が図られているか | <主要な業務実績> (2) 契約監視委員会において事後点検及び契約審査委員会の活用等による適正な契約の実施 ○ 契約監視委員会（注1）は、28年4月に開催し、①27年度調達等合理化計画の自己評価（案）、②28年度調達等合理化計画（案）について、点検・検討を実施した。 その際、委員から、①27年度に随意契約となった契約（1件）について複数年契約の方法がとれなかったのか、②1者応札・応募となつた競争入札案件の中で、「入札参加要件に「過去の業務実績を必須」とあるが、具体的には何か」との意見・質問が出され、①については、複数年契約を交渉したものとの契約期間の変更はできなかつたものであるが、次回の契約において再交渉に努めることとし、②については、「過去の業務実績」とは「過去の金融業務等に関するシステム開発・保守業務の実績」であるが、今後は参加要件とせずに評価項目とするよう見直すこととした旨を説明した。 ○ 契約審査会（注2）は、28年9月に開催し、平成28事業年度監査契約の適正性について公正性・透明性を確保するため審議し点検した結果、適正と認められた。 (注1) 契約監視委員会は、弁護士、公認会計士、税理士及び信用基金監事をもつて構成し、調達等合理化計画の策定及び同計画の自己評価の点検を行うとともに、個々の契約案件の競争性が確保されているかの事後点検を行うもので、年1回以上開催することとしており、その構成委員名、議事結果を信用基金ウェブサイトで公表している。 (注2) 契約審査会は、総括理事（総務担当）、財務会計担当理事、総括調整役及び参考をもって構成し、調達等合理化計画の推進及び随意契約（少額随意契約及び公募による随意契約を除く）の審査を行うものである。 | <自己評価> 評定：B 契約監視委員会及び契約審査会の活用等により、契約の適正化を図ったことから、Bとする。 <課題と対応> 引き続き契約監視委員会及び契約審査会の活用等による契約の適正化を図るとともに、契約監視委員会においてなされた提案について、検討の上実施する。 | | |

4. 主務大臣による評価

主務大臣による評価

評定

B

<評定に至った理由>

契約監視委員会及び契約審査会の活用等により、契約手続きの適正化は図られており、目標の水準を満たしている。中期目標の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

引き続き、契約監視委員会及び契約審査会の活用等による契約の適正化を図るとともに、契約監視委員会においてなされた提案について、検討の上実施していく必要がある。

<その他事項>

年度評価項目別評定調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 第1-7 調達方式の適正化（取組状況の公表） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|------|------|------|-----------------------------|-----------|------|------|--------|--------------|------|------|------|-----------------------------|------|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 2. 主要な経年データ <table border="1"><thead><tr><th>評価対象となる指標</th><th>達成目標</th><th>(参考)</th><th>24年度</th><th>25年度</th><th>26年度</th><th>27年度</th><th>28年度</th><th>(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> | | | | | | | | | 評価対象となる指標 | 達成目標 | (参考) | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報 | | | | | | | | | |
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | (参考) | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価 <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">中期目標</th><th rowspan="2">中期計画</th><th rowspan="2">年度計画</th><th rowspan="2">主な評価指標</th><th colspan="4">法人の業務実績・自己評価</th><th rowspan="2">自己評価</th></tr><tr><th colspan="4">業務実績</th></tr></thead><tbody><tr><td>調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知）等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。 ③ 調達等合理化計画を踏まえた取組状況をウェブサイトに公表し、フォローアップを実施する。</td><td>調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知）等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。 ③ 調達等合理化計画を踏まえた取組状況をウェブサイトに公表し、フォローアップを実施する。</td><td><主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 公表すべき契約を公表し、契約状況のフォローアップが行われているか</td><td><主要な業務実績> (3) 取組状況の公表 ○ 契約情報取扱公表要領に基づき、予定価格が以下の額を超える28年度に契約締結した10件1億33百万円について、信用基金ウェブサイトで公表した。 また、各個別案件については、改善状況取組状況表による1者応札・1者応募の改善項目毎の取組状況の確認、契約監視委員会による事後点検を行うことによりフォローアップを実施した。 【公表する契約】（消費税相当分を含む。） 工事又は製造·····予定価格250万円超 財産の購入·····予定価格160万円超 賃貸·····予定価格 80万円超 その他の役務·····予定価格100万円超</td><td><自己評価> 評定：B 公表すべき契約を全て公表し、調達等合理化計画を踏まえた取組状況についてフォローアップを実施したことから、Bとする。 <課題と対応> 公表すべき契約を公表し、取組状況についてフォローアップを着実に実施する。</td></tr></tbody></table> | | | | | | | | | 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | | | 自己評価 | 業務実績 | | | | 調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知）等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。 ③ 調達等合理化計画を踏まえた取組状況をウェブサイトに公表し、フォローアップを実施する。 | 調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知）等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。 ③ 調達等合理化計画を踏まえた取組状況をウェブサイトに公表し、フォローアップを実施する。 | <主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 公表すべき契約を公表し、契約状況のフォローアップが行われているか | <主要な業務実績> (3) 取組状況の公表 ○ 契約情報取扱公表要領に基づき、予定価格が以下の額を超える28年度に契約締結した10件1億33百万円について、信用基金ウェブサイトで公表した。 また、各個別案件については、改善状況取組状況表による1者応札・1者応募の改善項目毎の取組状況の確認、契約監視委員会による事後点検を行うことによりフォローアップを実施した。 【公表する契約】（消費税相当分を含む。） 工事又は製造·····予定価格250万円超 財産の購入·····予定価格160万円超 賃貸·····予定価格 80万円超 その他の役務·····予定価格100万円超 | <自己評価> 評定：B 公表すべき契約を全て公表し、調達等合理化計画を踏まえた取組状況についてフォローアップを実施したことから、Bとする。 <課題と対応> 公表すべき契約を公表し、取組状況についてフォローアップを着実に実施する。 |
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | | | 自己評価 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 業務実績 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知）等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。 ③ 調達等合理化計画を踏まえた取組状況をウェブサイトに公表し、フォローアップを実施する。 | 調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知）等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。 ③ 調達等合理化計画を踏まえた取組状況をウェブサイトに公表し、フォローアップを実施する。 | <主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 公表すべき契約を公表し、契約状況のフォローアップが行われているか | <主要な業務実績> (3) 取組状況の公表 ○ 契約情報取扱公表要領に基づき、予定価格が以下の額を超える28年度に契約締結した10件1億33百万円について、信用基金ウェブサイトで公表した。 また、各個別案件については、改善状況取組状況表による1者応札・1者応募の改善項目毎の取組状況の確認、契約監視委員会による事後点検を行うことによりフォローアップを実施した。 【公表する契約】（消費税相当分を含む。） 工事又は製造·····予定価格250万円超 財産の購入·····予定価格160万円超 賃貸·····予定価格 80万円超 その他の役務·····予定価格100万円超 | <自己評価> 評定：B 公表すべき契約を全て公表し、調達等合理化計画を踏まえた取組状況についてフォローアップを実施したことから、Bとする。 <課題と対応> 公表すべき契約を公表し、取組状況についてフォローアップを着実に実施する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4. 主務大臣による評価 主務大臣による評価 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 評定 | | | | | | | | B | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <評定に至った理由> 公表すべき契約をすべて公表するとともに、調達等合理化計画を踏まえた取組状況についてフォローアップを実施しており、中期目標の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、公表すべき契約を公表し、取組状況のフォローアップを着実に行う必要がある。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

<その他事項>

年度評価項目別評定調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | | | | | | |
|---|---|---|---|--|------|------|------|-----------------------------|
| 第1-7 | 調達方式の適正化（監事及び会計監査人による監査の実施） | | | | | | | |
| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | |
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | (参考) | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| | | | | | | | | |
| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価 | | | | | | | | |
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | | | 自己評価 |
| 調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知）等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。 ④ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。 | 調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知）等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。 ④ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。 | 調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知）等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。 ④ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。 | <主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 監事や会計監査人による入札・契約の適正なチェックを受けているか | <p><主要な業務実績></p> <p>(4) 監事及び会計監査人による監査の実施 (監事による監査の実施)</p> <p>○ 監事による監査の実施 契約に関する文書は、監事監査規程に基づき、決裁文書を施行前に監事に交付することにより、契約の適正性について事前チェックを受けた（予定価格が少額である場合の随意契約に関する文書を除く）が、指摘はなかった。 このほか、定期監査（期末監査（28年4月～6月）及び期中監査（28年10月～12月））において、契約の適正性について事後チェックを受けたが、指摘はなかった。</p> <p>(会計監査人による監査の実施)</p> <p>○ 会計監査人による監査の実施 会計監査人により、期末監査（28年4月～6月）、期中監査（28年10月、29年2月～3月）、監事に対する監査計画説明等（28年11月）及び理事長とのディスカッション（28年11月）が実施された。</p> <p>① 期末監査 資産の実在性を確かめるため、各勘定毎に現金、預金通帳・証書、有価証券、切手印紙類について、現物の実査が実施されるとともに、相手方に対しての残高確認が行われ、実在性が確認された。 また、各勘定毎に28年3月の期中取引及び決算整理事項について、各種証憑類の金額合否等により、取引の実在性、帳簿記入の正確性、内部統制の有効性等についての検証が行われた。 それらの結果、信用基金の27年度財務諸表等については、適正に表示しているものと認められ、6月に会計監査人より監査結果報告書が発出された。</p> <p>② 期中監査 農業、林業、漁業3勘定の保険料等収入から保険金等の計上に至るまでの業務フローの理解のため、ヒアリングが実施された。 また、農業保証保険システム、林業業務システム及び漁業保証保険システ</p> | | | | |

| | | | | |
|--|--|--|--|--|
| | | | <p>ムの概況に関する監査により、各情報システムに関する全般的な統制及び業務処理の統制について検証が行われたが、指摘はなかった。</p> <p>③ 監事に対する監査計画説明等 監事に対して28事業年度監査計画の概要説明が行われたほか、期中監査及び期末監査の実施結果を踏まえたディスカッションが行われた。</p> <p>④ 理事長とのディスカッション 会計監査の実施に際しての監査リスクの特定・評価に役立てるごと及び効率的な会計監査の実施につなげることを目的として、信用基金の運営方針及び内部統制に対する取組や運営上の課題、財務諸表に重要な影響を与える不正及び誤謬等の発生状況とその未然防止に係る取組状況等について、理事長とのディスカッションが行われた。</p> | |
|--|--|--|--|--|

4. 主務大臣による評価

主務大臣による評価

評定

B

<評定に至った理由>

監事による契約に係る事前事後チェックが行われ、会計監査人による期中・期末監査や理事長とのディスカッションも実施されており、中期目標の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

引き続き、監事及び会計監査人による適正な監査を受ける必要がある。

<その他事項>

年度評価項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置）

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------------|-------------|---|--------|--------|--------|-----------------------------|------|----|------|------|------|------|------|
| 第2-1 | | 事務処理の迅速化（保険引受審査等業務に応じた標準処理期間の達成（案件の85%以上の処理）） | | | | | | | | | | | |
| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | | | | | | |
| ①主要なアウトプット（アウトカム）情報【標準期間処理率】 | | | | | | ②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報） | | | | | | | |
| 指標 | 第3期 達成目標 | (参考) 第2期目標 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 指標 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| (農業信用保険業務) | | | | | | | | | | | | | |
| 保険通知・保険料徴収 | 85%以上 | 80%以上 | 99.7% | 99.9% | 99.8% | 99.9% | | | | | | | |
| 保険金支払審査 | 85%以上 | 80%以上 | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | | | | | | | |
| 納付回収金受納 | 85%以上 | 80%以上 | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | | | | | | | |
| 長期貸付金審査 | 85%以上 | 80%以上 | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | | | | | | | |
| 短期貸付金審査 | 85%以上 | 80%以上 | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | | | | | | | |
| (林業信用保証業務) | | | | | | | | | | | | | |
| 保証審査 | 85%以上 | 80%以上 | 90.7% | 92.9% | 91.8% | 96.4% | | | | | | | |
| 代位弁済審査 | 85%以上 | 80%以上 | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 86.8% | | | | | | | |
| 貸付審査 | 85%以上 | 80%以上 | 100.0% | 100.0% | 97.6% | 100.0% | | | | | | | |
| (漁業信用保険業務) | | | | | | | | | | | | | |
| 保険通知・保険料徴収 | 85%以上 | 80%以上 | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | | | | | | | |
| 保険金支払審査 | 85%以上 | 80%以上 | 97.9% | 100.0% | 100.0% | 99.0% | | | | | | | |
| 納付回収金受納 | 85%以上 | 80%以上 | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | | | | | | | |
| 長期貸付金審査 | 85%以上 | 80%以上 | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | | | | | | | |
| 短期貸付金審査 | 85%以上 | 80%以上 | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | | | | | | | |
| (農業災害補償業務) | | | | | | | | | | | | | |
| 貸付審査 | 85%以上 | 80%以上 | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | | | | | | | |
| (漁業災害補償業務) | | | | | | | | | | | | | |
| 貸付審査 | 85%以上 | 80%以上 | 100.0% | 100.0% | - | - | | | | | | | |

| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 自己評価 |
|--|--|--|----------------------|---|--|------|
| | | | | 業務実績 | 自己評価 | |
| 第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 | 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 | 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 | <主な定量的指標> 標準期間処理率 | <主要な業務実績> 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 | <自己評価> 評定：B 各業務全て目標を達成したことから、Bとする。 | |
| 1 事務処理の迅速化 利用者の手続面での負担の軽減を図るために、次の事項を実施し、事務処理の迅速化を図る。 利用者の手続面での負担及び事務コストの軽減を図るために、以下の措置を講じて、事務処理の迅 | 1 事務処理の迅速化 利用者の手続面での負担及び事務コストの軽減を図るために、以下の措置を講じて、事務処理の迅 | 1 事務処理の迅速化 利用者の手続面での負担及び事務コストの軽減を図るために、以下の措置を講じて、事務処理の迅 | <その他の指標> なし | 1 事務処理の迅速化 (1) 保険引受審査等業務に応じた標準処理期間の達成（案件の85%以上の処理） ○ 標準処理期間の事務処理について、28年度の実績は以下のとおりとなった。 ○ 標準処理期間の事務処理について、28年度の実績は以下のとおりとなった。 | <課題と対応> 引き続き目標達成に向け取り組む。 | |

| | | (処理状況) | | |
|--|----------|--|-------------------------|---------------------|
| | | (単位：件) | | |
| | | 区分 | 28年度 | |
| ① 保険引受審査・保険金支払審査、納付回収金の受納、貸付審査等の業務内容に応じ、利用者の利便性の向上に資する観点から、標準処理期間内に案件の85%以上を処理する。また、保険金の支払審査、代位弁済の実行等に係る標準処理期間を5%以上短縮する。 | 速化を実現する。 | (1) 保険引受審査・保険金支払審査、納付回収金の受納、貸付審査等の業務内容に応じ、利用者の利便性の向上に資する観点から、標準処理期間内に案件の85%以上を処理する。 | 全処理件数 (A) | 標準処理期間内の処理件数 (B) |
| | 速化を実現する。 | (1) 保険引受審査・保険金支払審査、納付回収金の受納、貸付審査等の業務内容に応じ、利用者の利便性の向上に資する観点から、以下の標準処理期間内に案件の85%以上を処理する。 | 標準処理期間内の処理割合 (B ÷ A) | |
| | | ア 保険通知の処理・保険料徴収 37日 | 57,366 | 57,327 99.9% |
| | | イ 保険金支払審査 25日 | 1,065 | 1,065 100.0% |
| | | ウ 納付回収金の受納 29日 | 69,247 | 69,247 100.0% |
| なお、標準処理期間等の見直しに当たっては、経費の増大を招かないようとする。 | | エ 保証審査 7日 | 161 | 161 100.0% |
| | | オ 代位弁済 135日 | 44 | 44 100.0% |
| | | カ 貸付審査 農業長期資金 償還日と同日付貸付 農業短期資金 月3回(5のつく日) 農業災害補償 4日 林業 3日 漁業長期資金 償還日と同日付貸付 漁業短期資金 8日 漁業災害補償 4日 | 1,129 | 1,089 98.4% |
| | | シ 保証審査 7日 | 38 | 33 86.8% |
| | | ス 代位弁済 135日 | 38 | 38 100.0% |
| 農業信用保険業務 | | 農業通知の処理・保険料徴収 保険金支払審査 納付回収金の受納 農業長期資金の貸付審査 農業短期資金の貸付審査 | 49,861 | 49,861 100.0% |
| | | 林業通知の処理・保険料徴収 保険金支払審査 納付回収金の受納 農業長期資金の貸付審査 農業短期資金の貸付審査 | 202 | 200 99.0% |
| | | 漁業通知の処理・保険料徴収 保険金支払審査 納付回収金の受納 農業長期資金の貸付審査 農業短期資金の貸付審査 | 10,854 | 10,854 100.0% |
| | | 農業災害補償関係業務 貸付審査 | 123 | 123 100.0% |
| | | 漁業災害補償関係業務 貸付審査 | 11 | 11 100.0% |
| 農業災害補償関係業務 | | 農業災害補償関係業務 貸付審査 | 1 | 1 100.0% |
| | | 漁業災害補償関係業務 貸付審査 | - | - - |

4. 主務大臣による評価

主務大臣による評価

B

評定

<評定に至った理由>

各業務全て目標を達成しており、中期目標の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

引き続き、目標達成に向けて取り組んでいく必要がある。

<その他事項>

年度評価項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置）

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|------|------|-------------|-----------------------------|------------|------------|------------|----|------|------|------|------|------|--|--|
| 第2-1 事務処理の迅速化（保険引受や支払審査等について、関係機関との情報共有・意見交換） | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | | | | | | | | |
| ①主要なアウトプット（アウトカム）情報 | | | | ②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報） | | | | | | | | | | | |
| 指標 | 達成目標 | (参考) | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 指標 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | | |
| (農業信用保険業務) | | | | | | | | | | | | | | | |
| 保証要綱等改正協議 うち東日本大震災 資金に係るもの | — | — | 193件 13件 | 167件 4件 | 248件 2件 | 225件 1件 | 168件 3件 | | | | | | | | |
| 大口保険引受協議 | — | — | 357件 | 320件 | 332件 | 438件 | 476件 | | | | | | | | |
| 大口保険金請求協議 | — | — | 21件 | 23件 | 14件 | 14件 | 16件 | | | | | | | | |
| 保証保険に関する相談 件数 | — | — | 57件 | 47件 | 57件 | 61件 | 43件 | | | | | | | | |
| 大口保険引受案件等現 地協議 | — | — | 11協会 | 13協会 | 12協会 | 11協会 | 14協会 | | | | | | | | |
| 保険金支払・回収現地 協議 | — | — | 8協会 | 9協会 | 9協会 | 9協会 | 7協会 | | | | | | | | |
| (漁業信用保険業務) | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大口保険引受協議 | — | — | 58件 | 81件 | 88件 | 76件 | 68件 | | | | | | | | |
| 大口保険金請求協議 | — | — | 33件 | 48件 | 45件 | 51件 | 38件 | | | | | | | | |
| 保険金支払・回収現地 協議 | — | — | 12協会 | 13協会 | 13協会 | 13協会 | 13協会 | | | | | | | | |

| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 自己評価 |
|---|---|---|---|--|--|------|
| | | | | 業務実績 | | |
| 利用者の手続面での負担の軽減を図るため、次の事項を実施し、事務処理の迅速化を図る。 | 利用者の手続面での負担及び事務コストの軽減を図るために、以下の措置を講じて、事務処理の迅速化を実現する。 (2) 農業・漁業の信用基金協会（以下「基金協会」という。）等関係機関との間で、保険引受審査、保険金支払審査等に係る情報の共有、意見調整を着実に行う。 | 利用者の手続面での負担及び事務コストの軽減を図るために、以下の措置を講じて、事務処理の迅速化を実現する。 (2) 基金協会等関係機関との間で、保険引受審査、保険金支払審査等に係る情報の共有、意見調整を着実に行う。 | <主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 基金協会等関係機関と情報の共有、意見調整を着実に実施しているか | <主要な業務実績> (2) 保険引受や支払審査等について、関係機関との情報共有・意見交換（農業信用保険業務） ○ 基金協会が定めている債務保証要綱等の制定・改定168件について、基金協会からの提出資料又は対面により協議を実施した（27年度225件）。このうち、基金協会との対面での協議は13件であった（27年度13件）。 ○ 大口保険引受案件等に関する情報の共有 ・ 大口保険引受案件476件（条件変更を含む）について、基金協会からの提出資料又は対面により事前協議を実施した（27年度438件）。このうち、基金協会との対面での協議は16件であった（27年度13件）。 ・ 基金協会との対面を通じて事故防止等に関する情報の共有化を図るために、大口保険引受案件等に係る経営状況や期中管理状況に係る現地協議を28年9月 <課題と対応> 今後も基金協会等 | <自己評価> 評定：B 基金協会等との要綱協議、事前協議、現地協議等の実施により、基金協会等との間で情報の共有、意見調整を図ったことから、Bとする。 | |
| ② 基金協会等関係機関との間で、保険引受審査、保険金支払審査等に係る情報の共有、意見調整を着実に行う。 | | | | | | |

関係機関との要綱協議、事前協議、現地協議等の実施により、情報の共有、情報蓄積を図り業務に活用する。

月～10月にかけて14基金協会で実施した（27年度11基金協会）。このうち7基金協会については、銀行等融資の保証引受の取組状況等に係る情報を共有した（27年度3基金協会）。

・ 大口保険引受案件の事前協議を通じて得られた情報及び知見を基金協会向けの研修会の機会を通じてフィードバックすることにより、基金協会の保証審査能力の向上、事故の回避を図った。

○ 大口保険金請求案件に関する情報の共有

- ・ 大口保険金請求案件16件について、基金協会からの提出資料により全て事前協議を実施した（27年度14件）。
- ・ 事前協議については、記載事項の検証や保険金請求をしようとする額の妥当性等の審査を行っており、保険金支払審査に係る情報の共有を図ることにより、保険金支払審査の事務処理期間の短縮に寄与した。

○ 求償権に関する情報の共有

大口求償債務者（注）の現況等の情報を共有するため、各基金協会から、28年3月末時点の「大口求償債務者の現況及び今後の回収方針等の報告書」の提出を受け、求償債務者の現況、回収経過及び回収見込額と回収促進のための取組状況等に係る現地協議を28年9月に7基金協会で実施した（27年度9基金協会）。

（注）大口求償債務者とは、次に該当するものをいう。

保険金残高の合計額が3千万円以上（基金協会において求償権の償却を行った部分を除く。）である者。

（漁業信用保険業務）

○ 大口保険引受案件に関する情報の共有

- ・ 大口保険引受案件68件について、基金協会からの提出資料又は対面により全て事前協議を実施した（27年度76件）。このうち、基金協会との対面での協議は5件であった（27年度11件）。
- ・ 事前協議については、被保証者の財務内容、償還可能性等を総合的に勘査した協議を実施し、当該基金協会との間で被保証者の現況や当該地域・漁業の事情等に係る情報の共有、情報の蓄積に努めることにより審査の一層の効率化・厳格化を図った。
- ・ 大口保険引受案件の事前協議を通じて得られた情報及び知見を各基金協会にフィードバックすることにより、基金協会の保証審査能力の向上、事故の回避を図った。

○ 大口保険金請求案件に関する情報の共有

- ・ 大口保険金請求案件38件について、基金協会からの提出資料により全て事前協議を実施した（27年度51件）。
- ・ 事前協議については、記載事項の検証、代位弁済の妥当性及び回収見込み等の審査を行っており、代位弁済の妥当性や標準処理期間の短縮に寄与し

た。

○ 求債権に関する情報の共有

- ・ 求債権の回収見込額及び回収経過についての情報の共有等を図るため、求債権を有する38の基金協会から28年3月末時点の「求債権分類管理表」の提出を受け、これに基づき求債権回収方針及び求債債務者の現況等に係る現地協議を13基金協会で実施した（27年度13基金協会）。
- ・ 求債権回収の一層の促進を図るため、求債権を有する38の基金協会から28年9月末時点の「求債権回収進捗状況表」の提出を受け、求債権の年間回収見込額に対する上半期の回収実績が、直近3カ年の同期回収実績の平均より算出した一定の割合（28年度55.53%）に満たない30基金協会に対して、個別協議を電話により実施した（27年度29基金協会）。

4. 主務大臣による評価

主務大臣による評価

評定

B

<評定に至った理由>

基金協会との要綱協議、事前協議や現地協議等の実施により、基金協会との間で情報共有・意見交換の実施が行われており、中期目標の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

引き続き、基金協会等関係機関との事前協議や現地協議等を実施することにより、情報共有や意見交換を通じ情報の蓄積を図り、業務に活用する必要がある。

<その他事項>

年度評価項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置）

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|--|--|--|------|------|------|-----------------------------|------|--|------|------|------|
| 第2-1 | | 事務処理の迅速化（業務処理の方法の見直し） | | | | | | | | | | | |
| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | | | | | | |
| ①主要なアウトプット（アウトカム）情報 | | | | | | | | ②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報） | | | | | |
| 指標 | 達成目標 | （参考） | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 指標 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
| | | | | | | | | | | | | | |
| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価 | | | | | | | | | | | | | |
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | | | | | 自己評価 | | | |
| | | | | 業務実績 | | | | | | | | | |
| 利用者の手続面での負担の軽減を図るために、次の事項を実施し、事務処理の迅速化を図る。 ③ 専決権限の弾力化、意思決定や業務処理の方法の見直しを行う。 | 利用者の手続面での負担及び事務コストの軽減を図るために、以下の措置を講じて、事務処理の迅速化を実現する。 (3) 専決権限の弾力化、意思決定や業務処理の方法の見直しを行う。 | 利用者の手續面での負担及び事務コストの軽減を図るために、以下の措置を講じて、事務処理の迅速化を実現する。 (3) 事務手続の明確化・簡素化など、業務処理の方法の見直しを行う。 | <主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 利用者の負担や業務の質の向上に繋がる取組を実施しているか | <主要な業務実績> (3) 業務処理の方法の見直し ○ 林業信用保証業務において、林業者等の出資者（利用者）が保有する出資持分の譲渡し等にあたっては、その都度出資に係る書式を利用者に送付していたが、利用者の利便性の向上を図るために、28年7月に出資に係る書式を信用基金ウェブサイトに掲載し、利用者が直接当該書式をダウンロードできるよう見直しを行った。 ○ 信用基金では、昭和38年の林業信用保証制度発足当初から、出資持分の引受、持分の移転及び名義人変更の都度、出資者に対し出資証券を発行してきた。昨今では、譲渡しのほぼ全ての事案で複数回に分けた分割譲渡が恒常化し、全持分の譲渡が完了するまでの間、信用基金による出資証券の回収・発行手続きが複数回に及んでいた。このことにより、出資者にとっては、度重なる信用基金への証券送付が必要となり、また、譲渡を行わない者についても証券の保管、出資名義人の変更時の提出や紛失時の届出手続きなど出資証券管理の負担が大きく、その軽減が課題だった。このため、信用基金業務システムにおける機能の充実化により、出資者情報の一元的な管理が可能と言える状況となったこともあり、持分の確認を要する出資者に残高証明書を発行することとし、28年12月に出資証券を廃止した。 なお、28年度において譲渡しを行った者は91者、譲渡しの回数は延べ182回であった。譲渡希望者が多数に上る実態から、今後も年に200件ほどの譲渡手続きが行われると想定され、今回の見直しにより、今後のこれらの手続きに際する出資者による出資証券提出の手間が解消される。 | | | | | | <自己評価> 評定：A 制度発足当初からの業務処理方法を大きく見直し、出資に係る手続きの都度要していた出資証券の提出・保管が不要となること及び残高証明書により出資持分を通知することで利用者が現持分を確実に確認できることとなるなど利用者負担の軽減につながる取組であり、また出資に係る事務手続きの簡素化により、今後の事務処理の迅速化も期待できるところから、所期の目標を上回る成果が得られたことを踏まえ、Aとする。 | | | |

今後も業務処理方法の見直しを行い、利用者負担の軽減や業務の質の向上に繋がる取組を実施する。

| 4. 主務大臣による評価 | |
|---|---|
| 主務大臣による評価 | |
| 評定 | A |
| <評定に至った理由> | |
| <p>制度発足当初からの業務処理方法を大きく見直し、出資に係る手続きの都度要していた出資証券の提出・保管が不要となったこと及び残高証明書により出資持分を通知することで利用者が現持分を確実に確認できることとなるなど利用者負担の軽減、出資に係る事務手続きの簡素化及び証券を発行することにより発生するリスク（紛失時の手続等）の軽減により、今後の事務処理の迅速化が期待できる取組がなされている。</p> <p>本取組により利用者サービスの向上が図られると考えられ、所期の目標を上回る成果が見られることから、評定をAとする。</p> | |
| <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> | |
| <p>引き続き、業務処理方法の見直し等を行い、利用者負担の軽減や業務の質の向上に繋がる取組を実施する必要がある。</p> | |
| <その他事項> | |

年度評価項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置）

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|----------------------|---|-------------------------|--|---|---------|---------|-----------------------------|------|------|--|------|--------------------------------------|------|-------------|--------------|-------------------|-------------------------|--|-------|----------------------|------|---------------------------|-------|---|------|--|-------|---|--|--|--|
| 第2—2 | 情報の提供・開示（情報開示の充実を促進） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ①主要なアウトプット（アウトカム）情報 | | | | | | | | ②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 指標 | 達成目標 | (参考) | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 指標 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ウェブサイト更新回数 | — | — | 71回 | 99回 | 113回 | 158回 | 177回 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ウェブサイトアクセス件数 | — | — | 57,888件 | 72,876件 | 65,531件 | 40,526件 | 26,375件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | | | 自己評価 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 国民一般や利用者に対する情報開示の充実及び利用者の意見の反映 ① 信用基金の業務の必要性、役割及び農林漁業者の事業活動への効果や成果について、国民一般や利用者を対象に、図表なども含めて分かりやすい形で幅広く周知するなど情報開示の充実を促進する。 | | 2 国民一般や利用者に対する情報開示の充実及び利用者の意見の反映 (1) 信用基金の業務の必要性、役割及び農林漁業者の事業活動への効果や成果について、国民一般や利用者を対象に、図表なども含めて分かりやすい形で幅広く周知するなど情報開示の充実を促進する。 | | <p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> 国民や利用者に対し、適切、かつ分かりやすい情報開示がされているか</p> | <p><主要な業務実績></p> <p>2 情報の提供・開示</p> <p>(1) 情報開示の充実を促進</p> <p>○ 28年度は信用基金ウェブサイトの更新を177回行った。主な内容は以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>掲載日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「農業信用保険、林業信用保証、漁業信用保険及び災害補償に係る業務実績」の掲載</td> <td>毎月中旬</td> </tr> <tr> <td>「平成28年度の林業信用保証における保証メニューの充実等について」の掲載</td> <td>4月1日</td> </tr> <tr> <td>運営委員会資料等の掲載</td> <td>4月、7月、10月、3月</td> </tr> <tr> <td>「東日本大震災に関する情報」の更新</td> <td>4月11日 4月12日 4月13日</td> </tr> <tr> <td>「平成28年熊本県熊本地方を震源とする地震に係る災害に伴う相談窓口の設置について」（林業部門）の掲載</td> <td>4月18日</td> </tr> <tr> <td>「林業信用保証制度のパンフレット」の掲載</td> <td>6月3日</td> </tr> <tr> <td>「独立行政法人農林漁業信用基金パンフレット」の掲載</td> <td>6月24日</td> </tr> <tr> <td>「平成28年熊本地震による営農再開の資金に係る保険料率の特例措置の適用について」（農業部門）の掲載</td> <td>8月9日</td> </tr> <tr> <td>農業信用保証保険制度のご案内」及び「農業融資保険の利用について（農信機関の皆様へ）」のパンフレットの掲載</td> <td>3月30日</td> </tr> </tbody> </table> | | | | 事 項 | 掲載日 | 「農業信用保険、林業信用保証、漁業信用保険及び災害補償に係る業務実績」の掲載 | 毎月中旬 | 「平成28年度の林業信用保証における保証メニューの充実等について」の掲載 | 4月1日 | 運営委員会資料等の掲載 | 4月、7月、10月、3月 | 「東日本大震災に関する情報」の更新 | 4月11日 4月12日 4月13日 | 「平成28年熊本県熊本地方を震源とする地震に係る災害に伴う相談窓口の設置について」（林業部門）の掲載 | 4月18日 | 「林業信用保証制度のパンフレット」の掲載 | 6月3日 | 「独立行政法人農林漁業信用基金パンフレット」の掲載 | 6月24日 | 「平成28年熊本地震による営農再開の資金に係る保険料率の特例措置の適用について」（農業部門）の掲載 | 8月9日 | 農業信用保証保険制度のご案内」及び「農業融資保険の利用について（農信機関の皆様へ）」のパンフレットの掲載 | 3月30日 | <自己評価> 評定：B 国民一般や利用者に対し適切に情報開示を行った。 また、信用基金の事業概況を取りまとめた業務報告書等を関係機関に配付、信用基金ウェブサイトで公表するとともに、関係団体との情報交換会を実施し、情報提供を図った。 以上のことから、Bとする。 | | | |
| | | 事 項 | 掲載日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 「農業信用保険、林業信用保証、漁業信用保険及び災害補償に係る業務実績」の掲載 | 毎月中旬 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 「平成28年度の林業信用保証における保証メニューの充実等について」の掲載 | 4月1日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 運営委員会資料等の掲載 | 4月、7月、10月、3月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 「東日本大震災に関する情報」の更新 | 4月11日 4月12日 4月13日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 「平成28年熊本県熊本地方を震源とする地震に係る災害に伴う相談窓口の設置について」（林業部門）の掲載 | 4月18日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 「林業信用保証制度のパンフレット」の掲載 | 6月3日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 「独立行政法人農林漁業信用基金パンフレット」の掲載 | 6月24日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 「平成28年熊本地震による営農再開の資金に係る保険料率の特例措置の適用について」（農業部門）の掲載 | 8月9日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 農業信用保証保険制度のご案内」及び「農業融資保険の利用について（農信機関の皆様へ）」のパンフレットの掲載 | 3月30日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

- 公表すべき事項14件の掲載状況は下表のとおりであった。

| 事 項 | 掲載日 |
|--|---------|
| 「平成28年度年度計画」の公表 | 4月 1日 |
| 「役員の状況」の更新 | 4月 1日 |
| 「職員に対する給与及び退職手当の支給基準」の変更 | 4月 21日 |
| 「平成27事業年度業務実績等報告書」の公表 | 6月 29日 |
| 「独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に関する業務方法書」の変更 | 8月 5日 |
| 「平成27事業年度財務諸表及び決算報告書」の公表 | 10月 3日 |
| 「平成27事業年度事業報告書」の公表 | 10月 4日 |
| 「独立行政法人農林漁業信用基金の農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に関する業務方法書」の変更 | 11月 11日 |
| 「平成26事業年度評価結果の主要な反映状況」の公表 | 11月 18日 |
| 「役員に対する給与及び退職手当の支給基準」の変更 | 12月 5日 |
| 「職員に対する給与及び退職手当の支給基準」の変更 | 12月 5日 |
| 「就業規則」の変更 | 1月 13日 |
| 「職員に対する給与の支給基準」の変更 | 1月 13日 |
| 「独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に関する業務方法書」の変更 | 3月 24日 |

- 28年度の信用基金ウェブサイトのトップページアクセス件数は、26,375件であり、利用者からの要望、意見等はなかった。

- 各業務における関係機関への主な情報提供は以下のとおりである。

(農業信用保険業務)

- ・ 27年度の事業概況を取りまとめた「業務報告書」を作成し、「都道府県農業信用基金協会等代表者連絡会議（28年6月開催）」で配付した。
- ・ 27年度の農業信用保険事業の動向を取りまとめた「農業信用保険年報」を作成し、28年8月に基金協会等関係機関へ配付した。
- ・ 基金協会等が金融機関等へ行う農業信用保証保険制度の説明、普及推進に資するため、29年3月にパンフレット（「農業信用保証保険制度のご案内」、「農業融資保険の利用について」）の改訂版を作成するとともに、信用基金ウェブサイトに掲載した。

(林業信用保証業務)

- ・ 出資に関する情報の透明性を確保し、利用者の利便性の向上を図るため、28年4月に28年4月1日現在の保証倍率を、また、7月に譲渡手続きに関する

(2) 各業務において、保険引受等の情報・データの取りまとめ、基金協会等関係機関への提供、パンフレット等を活用したPR活動の推進などの情報提供に取り組む。

る書式を信用基金ウェブサイトに掲載した。さらに28年12月に林業信用保証業務に係る出資に関する規程の制定を踏まえて更新した書式を掲載した。

- ・ 28年4月にウッド・サポート5000及びログ・プロダクト3000のリーフレットを、6月には林業信用保証制度に関する28年度版パンフレットを作成し、信用基金ウェブサイトに掲載したほか、各種会議において配付した。
- ・ 28年7月に木質バイオマス発電事業の関係者向けのリーフレットを作成し、信用基金ウェブサイトに掲載したほか、業界団体に配付するなど情報提供に努めた。
- ・ 28年10月に林業機械の購入を検討している事業者向けのリーフレットを作成し、信用基金ウェブサイトに掲載したほか、森林・林業・環境機械展示実演会において林業機械の業界団体に配付するなど情報提供に努めた。
- ・ 広く国民一般に対し保証制度を周知するため、28年5月に農林水産省・林野庁等主催の「みどりとふれあうフェスティバル」に参加し、情報提供に努めた。

(漁業信用保険業務)

- ・ 事業概況を取りまとめた「業務報告書」及び漁業信用保険業務の動向等を取りまとめた「業務統計年報（漁業信用保険業務）」を作成し、28年11月に基金協会等関係機関に配付した。

(農業災害補償関係業務)

- ・ NO SAI イントラネットを活用して、
 - ① 28年10月に信用基金の業務概要及び貸付けに係る事務手続きについて周知したほか、第2回運営委員会及び第3回運営委員会の概要を掲示した。
 - ② 28年11月及び12月に農業共済団体等の財務状況調査結果を掲示した。
- ・ 信用基金の業務統計や農業共済団体等の財務状況調査結果を収録した「農業共済財務主要統計」を作成し、29年3月に農業共済団体等関係機関に配付した。

(漁業災害補償関係業務)

- ・ 業務の概況や貸付・回収状況等を取りまとめた「業務報告書」及び漁業共済団体の概況等を取りまとめた「業務統計年報」を作成し、28年11月に漁業共済団体等関係機関に配付した。

4. 主務大臣による評価

主務大臣による評価

評定

B

<評定に至った理由>

国民一般や利用者に対し適切かつ迅速に情報開示を行っている。
また、信用基金の事業概況を取りまとめた業務報告書等を関係機関に配布、ウェブサイトで公表するとともに、関係機関との情報交換会を実施し、情報提供を図っており、中期目標の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

引き続き、適切かつ迅速な情報開示に努めるとともに、業務報告書等を関係機関に配布、公表し、情報提供を図る必要がある。

<その他事項>

年度評価項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置）

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|---|---|------|------|------|-----------------------------|------|---|------|------|------|
| 第2-2 情報の提供・開示（業務内容等に応じたセグメント情報の開示を徹底） | | | | | | | | | | | | | |
| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | | | | | | |
| ①主要なアウトプット（アウトカム）情報 | | | | | | | | ②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報） | | | | | |
| 指標 | 達成目標 | (参考) | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 指標 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
| | | | | | | | | | | | | | |
| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価 | | | | | | | | | | | | | |
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | | | | | 自己評価 | | | |
| | | | | 業務実績 | | | | | | | | | |
| ② 信用基金の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。 | (2) 信用基金の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。 | (3) 信用基金の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、ホームページを活用して、決算情報・業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。 | <主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 適切な区分に基づく情報の開示を行っているか | <主要な業務実績> (2) 業務内容等に応じたセグメント情報の開示を徹底 ○ 28年10月に、勘定区分に応じた財務諸表（28年9月27日主務大臣承認）を信用基金ウェブサイトに掲載した。 財務内容の一層の透明性を確保するため、上記財務諸表に加え、以下の情報を掲載した。 ① 「独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に係る財務及び会計に関する省令」（以下「財会省令」という）に規定された区分毎の財務諸表と併せて、決算概要を説明した資料 ② 決算情報について、経年比較や財務分析指標 ③ 事業報告書について、財会省令の区分による、 ・ 事業損益の経年比較・分析 ・ 総資産の経年比較・分析 ・ 財源構造及び財務データ ・ 業務実績等報告書と関連付けた事業説明 ○ 28年10月に実施したリスク管理態勢の確認に係る内部監査において、農業信用保険勘定の27年度財務諸表に計上した責任準備金に関して算出誤りがあり、約9百万円多く計上されていることが判明したが、この額については28年度決算において前期損益修正を行うこととした。 | | | | | | <自己評価> 評定：B 信用基金ウェブサイトにおいて、決算情報・業務内容に応じた情報の開示を行った。 また、農業信用保険勘定の27年度財務諸表における責任準備金の誤謬については、28年度決算において修正を行うこととし、その額は損益及び財務諸表利用者の判断に影響を与えるものではなかった。 以上のことから、Bとする。 | | | |

4. 主務大臣による評価

主務大臣による評価

評定

B

<評定に至った理由>

ウェブサイトにおいて、決算情報・業務内容に応じた適切な区分に基づく情報の開示を行っていること、また、農業信用保険勘定の27年度財務諸表における責任準備金の誤謬については、28年度決算において修正を行うこととしていることなどを踏まえると、中期目標の達成に向けて着実な取組が見られると考えられることから、評定をBとする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

引き続き、決算情報等を適切に開示し、財務内容等の透明性を確保していく必要がある。

<その他事項>

年度評価項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置）

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 第2-2 情報の提供・開示（利用者意見の業務運営への適切な反映、苦情への適切な対応） | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|--|---|---|---------------|---|------|------|------|------|------|---|------|--|
| 2. 主要な経年データ ①主要なアウトプット（アウトカム）情報 | | | | | | | | | | | | | | |
| 指標 | 達成目標 | （参考） | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 指標 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価 | | | | | | | | | | | | | | |
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | | | | | | | 自己評価 | | |
| | | | | 業務実績 | | | | 自己評価 | | | | | | |
| ③ 信用基金の利用者の意見募集を幅広く定期的に行い、業務運営に適切に反映させる。 | (3) アンケート調査等の実施により、信用基金の利用者の意見募集を幅広く定期的に行い、業務運営に適切に反映させる。また、苦情への適切な対応を行う。 | (4) アンケート調査等の実施により、信用基金の利用者の意見募集を幅広く定期的に行い、業務運営に適切に反映させる。また、独立行政法人農林漁業信用基金苦情対応要領に基づき、苦情への適切な対応を行う。 | <主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 信用基金の利用者から意見募集を行い、業務運営に反映させているか | <主要な業務実績> (3) 利用者意見の業務運営への適切な反映、苦情への適切な対応（運営委員会関連） ○ 28年度は、以下のとおり運営委員会を開催し、審議事項について原案のとおり了承された。 | | | | | | | | <自己評価> 評定：B 運営委員会等の各種会議における意見交換及びアンケート調査により、利用者等から意見を収集し、業務運営に反映したことから、Bとする。 <課題と対応> 引き続き、運営委員会等の各種会議やアンケート調査における利用者等からの意見を業務運営に適切に反映させるよう取り組むとともに、苦情が寄せられた場合には、苦情対応要領に基づき適切な対応を行う。 なお、林業者等から出資持分の払戻しを求める要望が非常に強く、林業 | | |
| | | | | 第2回 (農業信保業務) | 28年6月 | ・ 信用保険業務及び信用保証業務に関する業務方法書の一部変更（案）についての審議（農業信保業務） [農業信保業務の保険料率について、災害による被災農業者等が農業経営の再建を図らうとする場合の特例保険料率を規定するため、所要の変更を行うもの] | | | | | | | | |
| | | | | 第2回（※） (5業務) | 28年9月 ～10月 | ・ 災害補償関係業務に関する業務方法書の一部変更（案）についての審議（漁業災害補償関係業務） [漁業災害補償関係業務における貸付利率の最高限度について、昨今の金利情勢を鑑みても高水準の利率は現実的ではないことから、農業災害補償関係業務と同様の年8.5%以内とするもの] ・ 平成27年度に係る業務の実績に関する評価及び決算等についての報告 | | | | | | | | |
| | | | | 第3回（※） (5業務) | 29年2月 ～3月 | ・ 29年度年度計画（案）についての審議 ・ 信用保険業務及び信用保証業務に関する業務方法書の一部変更（案）についての審議（農業信保業務及び漁業信保業務） [農業信保業務について、保険収支等の業務実績を踏まえた保険料率の見直し等のための変更を行うもの] ・ 漁業信保業務について、中小漁業者保証法第77条の規定に基づき生息大臣が指定する資金を定める件に新たに第11項が追加されることに伴う変更を行うもの] | | | | | | | | |
| ※ 農業信保業務は、第3回、第4回 | | | | | | | | | | | | | | |
| ○ 運営委員会における委員からの意見を踏まえ業務運営に反映させた事項は以下のとおりである。 ・ 28年10月開催の運営委員会における委員からの「現在の低金利情勢から、農業災害補償関係業務の貸付利率について検討してもいい時期にきているの | | | | | | | | | | | | | | |

信用保証業務に係る出資者の持分の払戻しのあり方にについて検討する。

ではないか」との意見を踏まえ、農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務の貸付金利について検討を行った。

検討の結果、日本銀行によるマイナス金利政策の導入後、一層低下している市中金利の状況に鑑み、また、市中金利の動向をより弾力的に反映させるため、貸付金利の設定について、これまでの随時見直しから、市中金利連動型のルールに基づいた設定方法に見直し、29年4月から適用することとした。

(苦情対応関連)

- 利用者等から信用基金の業務に関して寄せられた不平・不満等の苦情に対し、必要な手続き等を苦情対応要領に定めているところであり、28年度は以下のとおり対応した。

林業信用保証業務に係る出資持分については、従来より林業者等の出資者から払戻しができないかという問い合わせや要望が寄せられていたところであるが、特に28年度は、成城宿舎の処分による出資持分の一部払戻しの通知をしたこと为契机として、出資持分を全額払い戻すべきという要望が数多く寄せられた。これに対して「独立行政法人通則法の規定により不要財産に係る払戻しを行う場合を除き、出資持分の払戻しを行うことは、法律で禁止されている」旨を丁寧に説明するなど、誠実な対応に努めたが、十分な理解を得られなかつたもの（苦情）があった。

- 苦情対応要領について、これまででは苦情のみの対応としていたが、金融検査マニュアルに「顧客サポート」の概念が取り入れられたことから、苦情だけでなく、問い合わせ、相談、要望にも対応するよう、29年2月に改正した。

(各業務における取組)

- 運営委員会及び苦情対応関連以外の事項について、各業務で取り組んだ事項は以下のとおりである。

(農業信用保険業務)

- ・ 政府以外の出資者である基金協会等に対し農業信用保険業務に関する重要な事項の情報提供を行うため、「都道府県農業信用基金協会等代表者連絡会議」を28年6月（27年度決算及び業務の概況等について報告）及び29年3月（29年度年度計画、業務方法書の一部変更（案）及び業務の概況等について報告）に開催したが、信用基金の業務に係る意見・要望はなかった。

- ・ 28年11月に、基金協会の保証利用の現状・動向を把握するための「保証引受等基本動向調査」と、農協及び銀行等金融機関に対して保証・保険制度や農業融資に対する意識等を把握するための「金融機関貸出等に関する基本動向調査」を実施し、基金協会及び金融機関から、保険料率の引下げや無担保無保証人の範囲拡大に関する意見があつた。

なお、調査結果は、報告書としてとりまとめ、業務遂行の参考とともに、29年3月に基金協会等関係機関に配付し情報の共有を図った。

(林業信用保証業務)

- 28年6月及び11月に林業者等を対象に「林材業の業況動向調査」を実施し、6月及び11月時点での関係業界における売上げ、純利益、資金繰り、設備投資等の現況・見通し及び実績を調査した結果、九州などで売上見通しが向上しており、資金需要が見込まれるため、保証拡大に向けて当該地域の金融機関を重点的に訪問し、保証制度について周知した。
- 関係業界の動向を把握とともにその意見を聴取するため、従来より木材関係中央団体との情報交換を行っているところである。28年6月に（一社）全国木材組合連合会と、29年2月に（株）日本政策金融公庫との情報交換会を実施したが、信用基金の業務に係る意見・要望はなかった。
- 都道府県林業信用保証担当者及び相談員（注）会議は、27年度までは年に一度47都道府県からの出席者が一堂に会して実施していたところであるが、出席者からの情報提供、相互の情報交流を深化させるため、28年度から4ブロックに分けて、28年6月及び7月に開催した。
各地域において動きの活発な業態（素材生産、木質バイオマス等）の状況について情報提供のあったことを参考に、現地訪問先や保証メニューの検討を行った。
(注) 地域の林業・木材産業に関する情報収集や基金制度の普及等を図るために、都道府県から推薦を受けた者に相談員委嘱を行う。
- 28年6月に情報収集用に公開アドレスを設定し、都道府県担当者や相談員に対して情報提供を依頼した。28年度において、本メールアドレスを活用した特段の情報提供はなかった。
- (漁業信用保険業務)
28年9月～11月に開催された基金協会主催のブロック会議に出席し、意見交換を行った。
基金協会から、保険料率の設定についての検討、漁業近代化資金の協調融資資金の保険料率の引下げの意見・要望があり、国と相談しながら検討していくこととした。
- (漁業灾害補償関係業務)
漁業共済組合に対して、共済金支払資金に係る借入実績、借入条件及び漁業灾害補償関係業務に係る改善要望についてのアンケート調査を29年1月に実施したが、信用基金の業務に係る意見・要望はなかった。
なお、調査結果を取りまとめ、29年3月に漁業共済組合に配付した。

4. 主務大臣による評価

主務大臣による評価

B

評定

<評定に至った理由>

運営委員会等の各種会議における意見交換及びアンケート調査により、利用者等から意見・苦情を把握し、より利用者の意見を取り入れた業務改善に向けた取組を行っており、中期目標の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

引き続き、運営委員会等の各種会議における意見交換やアンケート調査により把握した利用者等からの意見を業務運営に適切に反映させるよう取り組むとともに、苦情が発生した際には適切に対応していく必要がある。

<その他事項>

年度評価項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置）

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|------------------------------------|--|--|------|------|------|--|------|------|------|------|------|
| 第2-2 | 情報の提供・開示（職員の勤務条件の公表） | | | | | | | | | | | | |
| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | | | | | | |
| ①主要なアウトプット（アウトカム）情報 | | | | | | | | ②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報） | | | | | |
| 指標 | 達成目標 | (参考) | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 指標 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
| | | | | | | | | | | | | | |
| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価 | | | | | | | | | | | | | |
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | | | | | | | | |
| | | | | 業務実績 | | | | 自己評価 | | | | | |
| ④ 特定独立行政法人に準じ、その職員の勤務時間その他の勤務条件を公表するよう努める。 | (4) 特定独立行政法人に準じ、その職員の勤務時間その他の勤務条件を規定した就業規則を公表する。 | (5) 職員の勤務時間その他の勤務条件を規定した就業規則を公表する。 | <主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 改正後速やかに公表しているか | <主要な業務実績> (4) 職員の勤務条件の公表 ○ 職員の勤務時間その他の勤務条件を規定した就業規則については、改正の都度、信用基金ウェブサイトで公表した（最新29年1月1日付け）。 | | | | <自己評価> 評定：B 改正の都度、公表したことから、Bとする。 <課題と対応> 引き続き、改正後公表する。 | | | | | |
| 4. 主務大臣による評価 | | | | | | | | | | | | | |
| 主務大臣による評価 | | | | | | | | | | | | | |
| 評定 | B | | | | | | | | | | | | |
| <評定に至った理由> 職員の勤務条件については、改正の都度、公表しており、中期目標の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。 | | | | | | | | | | | | | |
| <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、職員の勤務条件について、改正の都度、公表していく必要がある。 | | | | | | | | | | | | | |
| <その他事項> | | | | | | | | | | | | | |

年度評価項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | | | | | | |
|--|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-----------------------------|
| 第3-1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定（保険料率算定委員会における保険料率水準の点検及び必要に応じた見直し（農業信用保険業務）） | | | | | | | | |
| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | |
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | (参考) | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| 業務収支（百万円） (A-B) | — | — | 2,985 | 1,917 | 3,035 | 2,491 | 518 | |
| 収益合計（A） | — | — | 7,613 | 7,049 | 6,961 | 6,240 | 5,959 | |
| 政府事業交付金収入 | — | — | 1,146 | 732 | 564 | 324 | 324 | |
| 事業収入 | — | — | 6,467 | 6,317 | 6,397 | 5,915 | 5,636 | |
| 保険料収入 | — | — | 3,557 | 3,469 | 3,433 | 3,278 | 3,075 | |
| 回収金収入 | — | — | 2,910 | 2,848 | 2,963 | 2,637 | 2,561 | |
| 費用合計（B） | — | — | 4,628 | 5,131 | 3,926 | 3,749 | 5,441 | |
| 事業費 | — | — | 4,628 | 5,131 | 3,926 | 3,749 | 5,441 | |
| 保険金 | — | — | 4,628 | 5,131 | 3,926 | 3,749 | 5,441 | |

注) 政府事業交付金収入は、損益ベース。それ以外は、現金ベースである。

| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 自己評価 |
|--|---|---|--|---|---|------|
| | | | | 業務実績 | | |
| 第4 財務内容の改善に関する事項 1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定 ① 保険料率・保証料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、農林漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 その際、制度資金の政策効果の発揮や農林漁業者の負担増加にも配慮しつつ、引き続き、業務収支の状況や保険事故等の発生状況の実態を踏まえ、毎年度、料率算定委員会において | 第3 財務内容の改善に関する事項 1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定 (1) 保険料率・保証料率については、引受審査能力の向上等による適正な業務運営を行うことを前提として、農林漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 このため、引き続き、業務収支の状況や保険事故等の発生状況の実態を踏まえ、料率算定委員会において保険料率・保証料率の水準を点検し、必要に応じて、 | 第3 財務内容の改善に関する事項 1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定 (1) 保険料率・保証料率については、引受審査能力の向上等による適正な業務運営を行うことを前提として、農林漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 このため、引き続き、業務収支の状況や保険事故等の発生状況の実態を踏まえ、料率算定委員会において保険料率・保証料率の水準を点検し、必要に応じて、 | <主な定量的指標> 業務収支 <その他の指標> なし <評価の視点> 業務収支の状況や保険事故等の発生状況の実態を踏まえた料率の点検、検討は行われているか | <主要な業務実績> 第3 財務内容の改善に関する事項 1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定 (1) 保険料率算定委員会における保険料率水準の点検及び必要に応じた見直し（農業信用保険業務） ○これまで、大規模災害時には、その都度、国から関係機関に対して、被災農業者に対する資金の円滑な融通に向けた対応が要請され、また、被災地の基金協会からも信用基金に対して、被災農業者の資金調達に係る負担軽減のための支援措置が要望されてきたところである。 このため、被災農業者が経営再建を図るために、保険料率の特例措置（通常保険料率の5割程度引下げ）を講じるため、必要な業務方法書の変更を行い、28年4月14日（平成28年熊本地震発生日）から適用し、被災農業者の経営再建のための支援措置を講じた。 ○ 28年11月に開催した農業信用保険料率算定委員会において、以下のとおり検討を行った。 ・ 今回の見直しに当たっては、 ① 28年6月に閣議決定された政府の成長戦略である「日本再興戦略2016」において、新たに講ずべき施策として、民間金融機関による農業融資の活性化を掲げ、「民間金融機関からの資金調達に際して信用保証制度が幅 | <自己評価> 評定：A 被災地の基金協会からの災害関係資金に係る負担軽減措置の要望を踏まえ、被災農業者が農業経営の再建を図るための資金について災害特例保険料率を導入するとともに、国が示す農業融資活性化の方向に即して、農業者の負担軽減を図るため、保険料率水準を2割程度引き下げたこと、また、信用リスクに応じた保険料率 | |
| | | | | | | |

| | | | | |
|--|--|--------------------------|---|--|
| <p>て保険料率・保証料率の水準を点検し、必要に応じて、保険料率・保証料率の見直しを行う。なお、林業信用保証業務については、業務収支の黒字を目指し、代位弁済率の低減を図るとともに、保証料収入について中期目標期間終了時までに平成24年度比で1.6%の増を目指す。</p> | <p>料率算定委員会において保険料率・保証料率の水準を点検し、必要に応じて、保険料率・保証料率の見直しを行う。なお、林業信用保証業務については、業務収支の黒字を目指し、代位弁済率の低減を図るとともに、保証料収入について中期目標期間終了時までに平成24年度比で1.6%の増を目指す。</p> | <p>保険料率・保証料率の見直しを行う。</p> | <p>広く利用可能となるよう保証制度を見直す」とされたこと、 ② こうした国の施策方向を踏まえ、農業融資の活性化を図る観点から、保険料率の全体水準を見直し、農業者の負担軽減を図り、農業経営の改善に資する必要があること、 から、資金全体での見直し（前年度までは保険料率区分毎）を行うこととし、「資金区分全体での平均現行保険料率」と「資金区分全体での平均収支均衡料率」で平均0.04%乖離しているため、これを踏まえて引下げを検討することとした。 ・ 具体的な見直しについては、基金協会を交えた検討会での協議を経て、検討していくこととした。 ・ 信用リスクに応じた保険料率については、今後の信用リスク評価の精緻な計測に向けて、検討を行うこととした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 基金協会を交えた検討会において保険料率の見直しを検討した結果、農業者の負担軽減を図り民間金融機関による農業融資の活性化に資する必要があることから、資金全体として保険料率を平均0.04%引き下げることが了承された。 保険料率の見直し等に係る業務方法書の一部変更（案）について、29年2月開催の第4回運営委員会で審議を受け、了承されたことから、3月3日付けで主務大臣に認可申請を行い、3月21日付けで申請のとおり認可された。この業務方法書の変更は、4月から適用する。 ○ 29年1月に開催したリスク管理委員会において、上記の料率算定委員会の検討結果を報告したが、意見はなかった。 | <p>及び28年度に措置した災害特例保険料率の引下げ（0.02%）を行い、農業経営の改善に資する見直しを積極的に講じたことから、Aとする。</p> <p>＜課題と対応＞ 業務収支の状況や保険事故等の発生状況の実態を踏まえ、農業信用保険料率算定委員会において保険料率の水準を点検し、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。</p> |
|--|--|--------------------------|---|--|

4. 主務大臣による評価

主務大臣による評価

A

評定

＜評定に至った理由＞

被災地の基金協会からの災害関係資金に係る負担軽減措置の要望を踏まえ、被災農業者が農業経営の再建を図るために資金について災害特例保険料率を導入するとともに、農業融資活性化の方向に即して、農業者の負担軽減を図るため、保険料率水準を2割程度引き下げたこと、また、信用リスクに応じた保険料率及び28年度に措置した災害特例保険料率の引下げ（0.02%）を行い、農業経営の改善に資する見直しを積極的に講じており、所期の目標を上回る成果が見られることから、評定をAとする。

＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞

引き続き、業務収支の状況や保険事故等の発生状況の実態を踏まえ、農業信用保険料率算定委員会において保険料率の水準を点検し、必要に応じて、保険料率の見直しを行う必要がある。

＜その他事項＞

年度評価項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | | | | | | |
|--|------|------|-------|-------|------|-------|------|-----------------------------|
| 第3-1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定（保証料率算定委員会における保証料率水準の点検及び必要に応じた見直し（林業信用保証業務）） | | | | | | | | |
| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | |
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | (参考) | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| 業務収支（百万円） (A-B) | — | — | ▲546 | ▲105 | 173 | ▲169 | 19 | |
| 収益合計（A） | — | — | 1,798 | 1,320 | 753 | 1,008 | 707 | |
| 政府事業交付金収入 | — | — | 1,048 | 446 | 134 | 532 | 208 | |
| 事業収入 | — | — | 750 | 874 | 619 | 476 | 499 | |
| 保証料収入 | — | — | 411 | 362 | 344 | 320 | 302 | |
| 求償権回収収入 | — | — | 339 | 512 | 275 | 156 | 197 | |
| 費用合計（B） | — | — | 2,344 | 1,425 | 581 | 1,177 | 687 | |
| 事業費 | — | — | 2,344 | 1,425 | 581 | 1,177 | 687 | |
| 代位弁済費 | — | — | 2,344 | 1,425 | 581 | 1,177 | 687 | |

注) 政府事業交付金収入は、損益ベース。それ以外は、現金ベースである。

| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 自己評価 |
|---|--|--|--|--|--|---|
| | | | | 業務実績 | | |
| 第4 財務内容の改善に関する事項 1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定 ① 保険料率・保証料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、農林漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 その際、制度資金の政策効果の発揮や農林漁業者の負担増加にも配慮しつつ、引き続き、業務収支の状況や保険事故等の発生状況の実態を踏まえ、毎年度、料率算定委員会において、保険料率・保証料率の水準を点検し、必要に応じて、 | 第3 財務内容の改善に関する事項 1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定 (1) 保険料率・保証料率については、引受審査能力の向上等による適正な業務運営を行うことを前提として、農林漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 その際、制度資金の政策効果の発揮や農林漁業者の負担増加にも配慮しつつ、引き続き、業務収支の状況や保険事故等の発生状況の実態を踏まえ、料率算定委員会において、保険料率・保証料率の水準を点検し、必要に応じて、 | 第3 財務内容の改善に関する事項 1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定 (1) 保険料率・保証料率については、引受審査能力の向上等による適正な業務運営を行うことを前提として、農林漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 このため、引き続き、業務収支の状況や保険事故等の発生状況の実態を踏まえ、料率算定委員会において、保険料率・保証料率の水準を点検し、必要に応じて、 | <主な定量的指標> 業務収支 <その他の指標> なし <評価の視点> 業務収支の状況や保険事故等の発生状況の実態を踏まえた料率の点検、検討は行われているか | <主要な業務実績> (2) 保証料率算定委員会における保証料率水準の点検及び必要に応じた見直し（林業信用保証業務） ○ 28年12月に開催した林業信用保証料率算定委員会において、業務収支の状況や事故の発生状況を踏まえ、制度資金の政策効果の発揮や林業者等の負担増加にも配慮しつつ、保証料率の点検とその妥当性の検討を行った。 この結果、次のことから、保証料率は据え置くとともに、保証料率の体系を維持することとした。 ・ 木材供給量の増大が大きな政策目標とされる一方、木材・木製品製造業に対する金融機関の貸出残高は減少傾向にあることから、林業者等の投資を促すためには、保証料率を引き下げるこによる林業者等の保証料負担の軽減が有効と考えられるが、現時点で保証料率の引下げは「業務収支の黒字を目指す」という方針に合致しないこと ・ 林業者等の経営環境は依然として厳しく、保証料の負担増加は避けるべき状況にあること ・ 保証料収入と求償権回収収入によって代位弁済額を賄うとして保証料率を算定するとした場合の理論値は近年大きく変化していないこと ・ 制度資金等の政策的に重要な資金の保証料率を低減する必要性に変化はなく、また、財務状況に応じた格付け毎の保証料率の水準を見直すべき状況は認められないこと | <自己評価> 評定：B 制度資金の政策効果の発揮や林業者等の負担増加にも配慮しつつ、業務収支の状況や代位弁済等の発生状況を踏まえて料率の見直しを検討したことから、Bとする。 | |
| | | | | | | <課題と対応> 業務収支の状況や事故の発生状況の実態を踏まえ、制度資金の政策効果の発揮や林業者の負担、情勢の変化 |

| | | | | |
|---|--|-------------------|---|--|
| て保険料率・保証料率の水準を点検し、必要に応じて、保険料率・保証料率の見直しを行う。なお、林業信用保証業務については、業務収支の黒字を目指し、代位弁済率の低減を図るとともに、保証料収入について中期目標期間終了時までに平成24年度比で1.6%の増を目指す。 | 料率算定委員会において保険料率・保証料率の水準を点検し、必要に応じて、保険料率・保証料率の見直しを行う。 | 保険料率・保証料率の見直しを行う。 | ○ 29年1月に開催したリスク管理委員会において、上記の料率算定委員会の検討結果を報告したが、意見はなかった。 | 等を考慮しつつ、林業信用保証料率算定委員会において保証料率の水準を点検し、必要に応じて、保証料率の見直しを行う。 |
|---|--|-------------------|---|--|

4. 主務大臣による評価

主務大臣による評価

評定

B

<評定に至った理由>

保証料率算定委員会において、業務収支の状況や代位弁済等の発生状況を踏まえた保証料率の点検、見直しの検討が行われており、中期目標の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

保証料率を林業者等の特性を踏まえたリスクを勘案した適切な水準とするため、引き続き、林業信用保証料率算定委員会において保証料率の水準を点検し、必要に応じた見直しを行う必要がある。

<その他事項>

年度評価項目別評定調査（財務内容の改善に関する事項）

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | | | | | | |
|--|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-----------------------------|
| 第3-1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定（保険料率算定委員会における保険料率水準の点検及び必要に応じた見直し（漁業信用保険業務）） | | | | | | | | |
| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | |
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | (参考) | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| 業務収支（百万円） (A-B) | — | — | 756 | 945 | 617 | 553 | ▲676 | |
| 収益合計（A） | — | — | 2,606 | 2,584 | 2,670 | 2,670 | 2,293 | |
| 政府事業交付金収入 | — | — | 822 | 606 | 709 | 1,078 | 748 | |
| 事業収入 | — | — | 1,784 | 1,978 | 1,961 | 1,593 | 1,545 | |
| 保険料収入 | — | — | 1,072 | 1,042 | 985 | 939 | 867 | |
| 回収金収入 | — | — | 712 | 936 | 975 | 653 | 679 | |
| 費用合計（B） | — | — | 1,850 | 1,639 | 2,053 | 2,118 | 2,969 | |
| 事業費 | — | — | 1,850 | 1,639 | 2,053 | 2,118 | 2,969 | |
| うち保険金 | — | — | 1,850 | 1,639 | 1,810 | 1,926 | 2,854 | |

注) 政府事業交付金収入は、損益ベース。それ以外は、現金ベースである。

| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 自己評価 |
|---|---|---|--|--|---|------|
| | | | | 業務実績 | | |
| 第4 財務内容の改善に関する事項 1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定 ① 保険料率・保証料率について、適正な業務運営を行うことを前提として、農林漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 その際、制度資金の政策効果の発揮や農林漁業者の負担増加にも配慮しつつ、引き続き、業務収支の状況や保険事故等の発生状況の実態を踏まえ、毎年度、料率算定委員会において | 第3 財務内容の改善に関する事項 1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定 (1) 保険料率・保証料率については、引受審査能力の向上等による適正な業務運営を行うことを前提として、農林漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 その際、制度資金の政策効果の発揮や農林漁業者の負担増加にも配慮しつつ、引き続き、業務収支の状況や保険事故等の発生状況の実態を踏まえ、料率算定委員会において保険料率・保証料率の水準を点検し、必要に応じて、 | 第3 財務内容の改善に関する事項 1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定 (1) 保険料率・保証料率については、引受審査能力の向上等による適正な業務運営を行うことを前提として、農林漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 このため、引き続き、業務収支の状況や保険事故等の発生状況の実態を踏まえ、料率算定委員会において保険料率・保証料率の水準を点検し、必要に応じて、 | <主な定量的指標> 業務収支 <その他の指標> なし <評価の視点> 業務収支の状況や保険事故等の発生状況の実態を踏まえた料率の点検、検討は行われているか | <主要な業務実績> (3) 保険料率算定委員会における保険料率水準の点検及び必要に応じた見直し（漁業信用保険業務） ○ 28年12月に開催した漁業信用保険料率算定委員会において、20年4月に改定した保険料率の基礎とした理論値（19年度理論値）と27年度保険事業実績を加えて算定した理論値（28年度理論値）の比較により、19年度理論値に基づき設定した現行の保険料率が適正であるかを検証した結果、いずれの資金・区分においても、28年度理論値は現行の保険料率を上回っているが、 <ul style="list-style-type: none">・ 漁業者等の負担が過度に大きくなることがないよう、低い保険料率を維持するため、設定保険料率との差の部分について漁業信用保険事業交付金の交付がなされ、また、保証人や担保に依存しない融資への保証に係る回収金減少見合として無保証人型漁業融資促進事業交付金等の措置がなされていることにより、単年度の保険収支が近年の漁業信用保険業務の保険収支は黒字となっている・ 漁業経営を巡る厳しい情勢（養殖用配合飼料の原料コスト高騰、高船齢化など）が続いていること等を踏まえると、現段階において、保険料率を引き上げることは適当ではないと考えられ、引き続き現行保険料率を維持することとした。 ○ 29年1月に開催したリスク管理委員会において、上記の料率算定委員会の検 | <自己評価> 評定：B 現行保険料率の基礎とした19年度理論値と28年度理論値とを比較検証するとともに、政策的背景や近年の情勢を踏まえた経済対策の効果を鑑み、料率の見直しを検討したことから、Bとする。 <課題と対応> 漁業経営を取り巻く環境の変動や事故率の変化、保証保険業務の収支の状況等を踏まえ、 | |
| | | | | | | |

| | | | | | |
|---|---|-------------------|--|--------------------|--|
| て保険料率・保証料率の水準を点検し、必要に応じて、保険料率・保証料率の見直しを行う。なお、林業信用保証業務については、業務収支の黒字を目指し、代位弁済率の低減を図るとともに、保証料収入について中期目標期間終了時までに平成24年度比で1.6%の増を目指す。 | 料率算定委員会において保険料率・保証料率の水準を点検し、必要に応じて、保険料率・保証料率の見直しを行う。なお、林業信用保証業務については、業務収支の黒字を目指し、代位弁済率の低減を図るとともに、保証料収入について中期目標期間終了時までに平成24年度比で1.6%の増を目指す。 | 保険料率・保証料率の見直しを行う。 | | 討結果を報告したが、意見はなかった。 | 漁業信用保険料率算定委員会において保険料率の水準を点検し、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。 |
|---|---|-------------------|--|--------------------|--|

| 4. 主務大臣による評価 | |
|--|-----------|
| 評定 | 主務大臣による評価 |
| <評定に至った理由> | B |
| 保険料率算定委員会において、現行保険料率の基礎とした19年度理論値と28年度理論値について比較検証を行っている。 また、漁業経営を巡る厳しい情勢等を踏まえて保険料率水準の点検等を行っており、中期目標の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。 | |
| <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> | |
| 引き続き、漁業の特性を踏まえつつ、漁業金融を取り巻く情勢や業務収支の状況の変化等を勘案した適切な水準となるよう、漁業信用保険料率算定委員会において、現行の保険料率水準の点検及び現行の保険料率の見直しについて検討を行い、必要に応じて見直しを行う必要がある。 | |
| <その他事項> | |

年度評価項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報

| | |
|------|--|
| 第3-1 | 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定（業務収支の黒字化に向けた保証料収入の増（平成24年度対比1.6%増）（林業信用保証業務）） |
|------|--|

2. 主要な経年データ

| 評価対象となる指標 | 達成目標 | (参考) 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報 |
|---------------------|-------------|--------------------|-------|-------|-------|-------|------|-----------------------------|
| 保証料収入計画(百万円) (A) | 24年度対比1.6%増 | (443) (24年度見込額) | 387 | 437 | 441 | 445 | 450 | |
| 保証料収入実績(百万円) (B) | — | 411 | 362 | 344 | 320 | 302 | | |
| 達成率(B/A) | — | — | 93.5% | 78.7% | 72.7% | 67.8% | | |

| 評価対象となる指標 | 達成目標 | (参考) 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報 |
|--------------------|------|--------------|-------|------|-------|------|------|-----------------------------|
| 業務収支(百万円) (A-B) | — | ▲546 | ▲105 | 173 | ▲169 | 19 | | |
| 収益合計(A) | — | 1,798 | 1,320 | 753 | 1,008 | 707 | | |
| 政府事業交付金収入 | — | 1,048 | 446 | 134 | 532 | 208 | | |
| 事業収入 | — | 750 | 874 | 619 | 476 | 499 | | |
| 保証料収入 | — | 411 | 362 | 344 | 320 | 302 | | |
| 求償権回収収入 | — | 339 | 512 | 275 | 156 | 197 | | |
| 費用合計(B) | — | 2,344 | 1,425 | 581 | 1,177 | 687 | | |
| 事業費 | — | 2,344 | 1,425 | 581 | 1,177 | 687 | | |
| 代位弁済費 | — | 2,344 | 1,425 | 581 | 1,177 | 687 | | |

注) 政府事業交付金収入は、損益ベース。それ以外は、現金ベースである。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 自己評価 |
|--|---|---|--|---|---|------|
| | | | | 業務実績 | | |
| 第4 財務内容の改善に関する事項 1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定 ① 保険料率・保証料率について、適正な業務運営を行うことを前提として、農林漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 | 第3 財務内容の改善に関する事項 1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定 (1) 保険料率・保証料率については、引受審査能力の向上等による適正な業務運営を行うことを前提として、農林漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した | 第3 財務内容の改善に関する事項 1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定 (1) 保険料率・保証料率については、引受審査能力の向上等による適正な業務運営を行うことを前提として、農林漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した | <主な定量的指標> 保証料収入、業務収支 <その他の指標> なし <評価の視点> 業務収支の黒字化のため、保証料収入の目標を達成しているか | <主要な業務実績> (4) 業務収支の黒字化に向けた保証料収入の増（平成24年度対比1.6%増）（林業信用保証業務） ○ 保証料収入実績及び目標未達成の要因等 28年度の保証料収入目標額4億45百万円に対し、当該実績は3億02百万円であり、達成率は67.8%（27年度実績72.7%）となった。 目標未達成の要因は、日本銀行の金融緩和の流れの中で金融機関による低利率プロパー融資が増加したこと、その利率と比較した保証料率の割高感から一般資金より低保証料率に設定している木材安定供給保証等の引受けが増加したこと、格付けの低位な者に対する保証の減少により適用保証料率（平均）が低下したこと、また、長期資金の約定償還が進み、28年度末の保証残高が367億87百万円（27年度末401億42百万円）に減少したことによるものである。 | <自己評価> 評定：C 代位弁済が抑制されたことから業務収支は黒字となつたこと、保証の引受けの増減は景気動向に左右される面が強く、林業・木材産業における借入残高全体が減少する中で、本業務 | |

| | | | | |
|--|--|--|--|---|
| <p>その際、制度資金の政策効果の発揮や農林漁業者の負担増加にも配慮しつつ、引き続き、業務収支の状況や保険事故等の発生状況の実態を踏まえ、毎年度、料率算定委員会において保険料率・保証料率の水準を点検し、必要に応じて、保険料率・保証料率の見直しを行う。なお、林業信用保証業務については、業務収支の黒字を目指し、代位弁済率の低減を図るとともに、保証料収入について中期目標期間終了時までに平成24年度比で1.6%の増を目指す。</p> | <p>適切な水準に設定する。この際、制度資金の政策効果の発揮や農林漁業者の負担増加にも配慮しつつ、引き続き、業務収支の状況や保険事故等の発生状況の実態を踏まえ、料率算定委員会において保険料率・保証料率の水準を点検し、必要に応じて、保険料率・保証料率の見直しを行う。</p> | | <p>なお、保証料収入が低位にとどまる一方で、代位弁済の発生も抑えられたことから、28年度の業務収支は黒字となった。</p> | <p>の活用が当初の想定よりも低位となり、それに伴い保証料収入も低位であったものの、保証利用拡大の取組を進めたこと、更なる保証利用拡大に向けた改善の取組を進めていることを考慮して、Cとする。</p> <p>○ 林業信用保証の利用拡大への取組等 林業信用保証の利用拡大を図るため、「林業信用保証利用拡大プロジェクトチーム」を28年7月に設置し、林業者等及び金融機関を対象とした「林業保証普及キャラバン」を実施するとともに、普及対象者の特質に応じた促進ペーパーの作成・配付を行った。この「林業保証普及キャラバン」では、28年度に各地で開催（24カ所）された会議や研修会に参加して林業信用保証制度についての説明を行うとともに、事業活動が活発な地域を重点的に、金融機関113店舗に対して保証制度の周知のための現地説明を行った（27年度135店舗）。</p> <p>また、政策効果発揮に資する保証利用の拡大の観点から、平成29年度の林野庁予算における重点である「林業成長産業化地域創出モデル事業」を促進するための保証商品として林業成長産業化モデル地域支援保証（注）を創設し、29年度以降の保証利用拡大策にも取り組んだ。</p> <p>さらに、格付けの低位な者に対する保証は代位弁済になる可能性が高くなるため、厳格な審査を行い、部分保証での取組等を検討し、代位弁済率の低減を図った。</p> <p>なお、引受審査の厳格化、モラルハザード対策の実施等については、第3の2の(5)「林業信用保証業務における審査の厳格化、債務保証先のフォローアップ」及び第3の3の(3)「林業信用保証業務について部分保証の拡充などの収支均衡に向けた取組」を参照。</p> <p>(注) 林業成長産業化モデル地域支援保証とは、林野庁が指定した「林業成長産業化地域」におけるビジョンの実現に必要な設備資金及び運転資金を対象に、既存借入（与信額）とは別枠で1億円を貸付限度額とする保証商品である。</p> <p><課題と対応> 保証残高が減少し、保証料収入が低位で推移していることから、第3期中期目標期間終了時の黒字化に向けて、29年度に創設した「林業成長産業化モデル地域支援保証」の積極的な普及を図るとともに、保証利用の拡大が見込まれる地域・業界・金融機関に対して、これまで以上に積極的な取組を行って、保証料収入の増大に努める。</p> |
|--|--|--|--|---|

| 4. 主務大臣による評価 | |
|--------------|--|
| 主務大臣による評価 | C |
| 評定 | |
| <評定に至った理由> | <p>長期資金の約定償還を主因とした既保証残高の減少や、適用保証料率（平均）の低下などから、28年度の保証料収入目標の達成率は67.8%となっており所期の目標を下回ってはいるものの、保証料収入の増加に向け、事業者等や金融機関への制度の普及や利用拡大の取組を進めたことを踏まえ、評定をCとする。</p> |

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

引き続き、第3期中期目標期間終了時の黒字化に向けて、これまで以上に制度周知、利用促進のための取り組みを積極的に行うなど、保証料収入の確保に努める必要がある。

<その他事項>

年度評価項目別評定調査（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報

第3-1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定（適切な貸付金利の設定（農業・漁業信用保険業務））

2. 主要な経年データ

| 評価対象となる指標 | 達成目標 | (参考) | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報 |
|-------------------|------|------|------|----------------|---------------|---------------|----------------|-----------------------------|
| (農業信用保険業務) | | | | | | | | |
| 長期資金 | 貸付金利 | — | — | 0.0160% | 0.0155% | 0.0155% | 0.0155% | 0.0075% |
| | 貸付件数 | — | — | 115件 | 73件 | 116件 | 73件 | 161件 |
| 短期資金 | 貸付金利 | — | — | 0.0125～0.0160% | 0.0125% | 0.0125% | 0.0115～0.0125% | 0.0070～0.0110% |
| | 貸付件数 | — | — | 58件 | 54件 | 47件 | 42件 | 44件 |
| (漁業信用保険業務) | | | | | | | | |
| 長期資金 | 貸付金利 | — | — | 0.0130～0.0160% | 0.013～0.0155% | 0.013～0.0155% | 0.0125～0.0155% | 0.0080～0.0085% |
| | 貸付件数 | — | — | 350件 | 318件 | 160件 | 81件 | 123件 |
| 短期資金 | 貸付金利 | — | — | 0.0125～0.0130% | 0.0125% | 0.0125% | 0.0115～0.0125% | 0.0070～0.0075% |
| | 貸付件数 | — | — | 8件 | 7件 | 7件 | 14件 | 11件 |

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 自己評価 | |
|---|---|---|--|--|--|------|--|
| | | | | 業務実績 | | | |
| ② 基金協会及び共済団体等に対する貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。 | (2) 基金協会及び共済団体等に対する貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。 | (2) 基金協会及び共済団体等に対する貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。 | <主な定量的指標> 貸付金利 <その他の指標> なし <評価の視点> 貸付金利は、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準であるか | <主要な業務実績> (5) 適切な貸付金利の設定（農業・漁業信用保険業務） ○ 基金協会に対して行う、保証能力の維持増大及び保証債務の円滑な履行に資するための貸付金については、基金協会が預金等で管理し、その利息収入を基金に繰り入れることにより、基金協会の保証能力の維持増大が図られることを目的として行っている。当該貸付金の貸付金は、日本銀行が公表している「預金種類別店頭表示金利の平均年利率について」における預入期間毎の利率に2分の1を乗じて得た利率を貸付金利として設定しており、市中金利を考慮した適切な水準に設定している。 (農業信用保険業務) ・ 長期資金：貸付金利0.0075%、貸付件数161件 (27年度：貸付金利0.0155%、貸付件数73件) ・ 短期資金：貸付金利0.0070%～0.0110%、貸付件数44件 (27年度：貸付金利0.0115%～0.0125%、貸付件数42件) (漁業信用保険業務) ・ 長期資金：貸付金利0.0080%～0.0085%、貸付件数123件 (27年度：貸付金利0.0125%～0.0155%、貸付件数81件) ・ 短期資金：貸付金利0.0070%～0.0075%、貸付件数11件 (27年度：貸付金利0.0115%～0.0125%、貸付件数14件) | <自己評価> 評定：B 貸付目的や市中金利等を踏まえ、適切な貸付金利を設定していることから、Bとする。 <課題と対応> 貸付目的や市中金利等を踏まえ、適切な貸付金利を設定する。 | | |

4. 主務大臣による評価

主務大臣による評価

評定

B

<評定に至った理由>

貸付目的や市中金利等を踏まえ、適切な貸付金利を設定しており、中期目標の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

引き続き、市中金利を踏まえ、適切な貸付金利を設定する必要がある。

<その他事項>

年度評価項目別評定調査（財務内容の改善に関する事項）

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | | | | | | |
|--|---|---|--|-------------------------------|--|------|---|-----------------------------|
| 第3-1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定（適切な貸付金利の設定（農業・漁業災害補償関係業務）） | | | | | | | | |
| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | |
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | (参考) | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| (農業災害補償関係業務・漁業災害補償関係業務共通) | | | | | | | | |
| 3月以内 | — | — | 0.3% | 0.3% | 0.3% | 0.3% | 0.3% | |
| 3月超6月以内 | — | — | 0.5% | 0.5% | 0.5% | 0.5% | 0.5% | |
| 6月超1年以内 | — | — | 0.8% | 0.8% | 0.8% | 0.8% | 0.8% | |
| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価 | | | | | | | | |
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | | | |
| ② 基金協会及び共済団体等に対する貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。 | (2) 基金協会及び共済団体等に対する貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。 | (2) 基金協会及び共済団体等に対する貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。 | <p><主な定量的指標> 貸付金利 <その他の指標> なし <評価の視点> 貸付金利は、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準であるか</p> | <主要な業務実績> | | | <自己評価> | |
| | | | | (6) 適切な貸付金利の設定（農業・漁業災害補償関係業務） | <ul style="list-style-type: none"> ○ 共済団体等に対して行う資金の貸付は、共済金等の支払のセーフティネットとして行っていることから、貸付金利については市中金利と同程度の水準に設定するため、日本銀行公表の「貸出約定平均金利（都市銀行及び地方銀行・短期・新規）」等を考慮した利率としている。 | | 評定：B 貸付目的や市中金利等を踏まえ、適切な貸付金利を設定していることから、Bとする。 | |
| <p>(農業災害補償関係業務)</p> <p>28年度0.8%を適用した貸付件数1件</p> <p>(27年度：0.3%を適用した貸付件数2件、0.8%を適用した貸付件数1件)</p> <p>(漁業災害補償関係業務)</p> <p>28年度貸付実績なし（27年度貸付実績なし）</p> <p>○ 28年10月開催の運営委員会における委員からの「現在の低金利情勢から、農業災害補償関係業務の貸付利率について検討してもいい時期にきていているのではないか。」との意見を踏まえ、農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務の貸付金利について検討を行った。</p> <p>検討の結果、日本銀行によるマイナス金利政策の導入後、一層低下している市中金利の状況に鑑み、また、市中金利の動向をより弹力的に反映させるため、貸付金利の設定について、市中金利連動型のルールに基づいた設定方法に見直し、29年4月から適用することとした。</p> <p>具体的には、借入申込み受理案件毎に、申込み受理日前に公表されている直近の借入申込み期間に相当する全銀協日本円TIBORレートに一定の率を上</p> | | | | | | | | |

乗せして貸付金利を設定することとした。

4. 主務大臣による評価

主務大臣による評価

評定

B

<評定に至った理由>

貸付目的や市中金利等を踏まえ、適切な貸付金利を設定しており、中期目標の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

引き続き、市中金利を踏まえ、適切な貸付金利を設定する必要がある。

<その他事項>

年度評価項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 第3-2 引受審査の厳格化等（基金協会との事前協議の実施及び事前協議対象の拡大への取組（農業信用保険業務）） | | | | | | | | |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | |
|-----------------|------|------|-------------|------------|------------|------------|------------|-----------------------------|
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | (参考) | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| 保証要綱等改正協議 | — | — | 193件 13件 | 167件 4件 | 248件 2件 | 225件 1件 | 168件 3件 | |
| うち東日本大震災資金に係るもの | — | — | | | | | | |
| 大口保険引受事前協議 | — | — | 357件 | 320件 | 332件 | 438件 | 476件 | |
| 大口保険金請求事前協議 | — | — | 21件 | 23件 | 14件 | 14件 | 16件 | |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価 | | | | | |
|---|---|---|--|--|---|
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | |
| | | | | 業務実績 | |
| 2 引受審査の厳格化等 ① 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務において、基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議を実施する。また、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を引き続き実施するとともに、審査を厳格化する観点から、事故率の高い資金等を中心に、事前協議対象を拡大する。 | 2 引受審査の厳格化等 (1) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務において、基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議を実施する。また、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を引き続き実施するとともに、審査を厳格化する観点から、速やかに基金協会と協議の上、事故率の高い資金等を中心に、事前協議対象を拡大する。 | 2 引受審査の厳格化等 (1) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務において、基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議を実施する。また、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を引き続き実施するとともに、審査を厳格化する観点から、速やかに基金協会と協議の上、事故率の高い資金等を中心に、事前協議対象を拡大する。 | <主な定量的指標> 協議実績件数 <その他の指標> なし <評価の視点> 基金協会との協議を確実に実施するとともに、事前協議の対象資金等の拡大に係る検討を行ったか | <主要な業務実績> 2 引受審査の厳格化等 (1) 基金協会との事前協議の実施及び事前協議対象の拡大への取組（農業信用保険業務） ○ 基金協会が定めている債務保証要綱等の制定・改定168件について、基金協会からの提出資料又は対面により協議を実施した（27年度225件）。このうち、基金協会との対面での協議は13件であった（27年度13件）。 ○ 大口保険引受案件の事前協議 ・ 大口保険引受案件476件（条件変更を含む）について、基金協会からの提出資料又は対面により全て事前協議を実施した（27年度438件）。このうち、基金協会との対面での協議は16件であった（27年度11件）。 ・ 事前協議については、被保証者の財務内容、資金の償還可能性等を総合的に勘査した協議を実施しており、大口保険引受案件事前協議476件（条件変更を含む）のうち、取り下げは10件であった（27年度11件）。 ・ 28年12月に開催した「農業信用保証保険業務あり方検討会」において、事前協議を含めたモラルハザード防止対策の検討を行った。 検討の結果、基金協会との情報の共有に努め、大口保険引受に関して事前協議を徹底することで、保険事故発生の抑制に取り組むこと、また、政策性が高い既存債務の返済に充てるための資金については農業者が必要とする資金の融通が滞ることのないよう配慮しつつ、事前協議を行っていくことが必要であることを確認した。 事前協議の対象範囲については、26年度に事故率の高い長期の農業経営改善資金、27年度に事故率が高くなると見込まれる営農維持資金及び農業再生資金について事前協議対象を拡大したところであり、近年の保険収支は毎年度黒字となっていることから、28年度においては対象資金の拡大を行う状況 | <自己評価> 評定：B 要綱協議や大口保険引受案件及び大口保険金請求案件に係る事前協議を着実に実施したことから、Bとする。 <課題と対応> 引き続き要綱協議や事前協議を着実に実施するとともに、事前協議の対象資金等の拡大について検討を行う。 |

ではないとの結論となった。

また、同検討会において、大口保険引受案件の事前協議の効果の検証を行った結果、事前協議対象範囲の拡大により各基金協会における審査目線の統一等が図られ、保険事故が減少していることから、近年の保険収支は毎年度黒字であり、事前協議を含めた現行のモラルハザード防止対策が收支均衡に一定の効果をもたらしているとの取りまとめを行った。

○ 部分保証の実施

大口保険引受案件事前協議415件（条件変更を除く）のうち部分保証の対象となる畜特資金12件、農業経営負担軽減支援資金1件について部分保証が実施されていることを確認した（営農維持資金及び農業再生資金の実績はなし）（27年度は畜特資金19件、農業経営負担軽減支援資金1件、営農維持資金0件、農業再生資金0件）。

○ 大口保険金請求案件の事前協議

大口保険金請求案件16件について、基金協会からの提出資料により全て事前協議を実施した（27年度14件）。

具体的には、記載事項の検証や保険金請求をしようとする額の妥当性等の審査を行った。なお、免責に該当するものはなかった。

4. 主務大臣による評価

主務大臣による評価

B

評定

<評定に至った理由>

基金協会との要綱協議や事前協議を着実に実施したことのほか、基金協会との検討を経て、26年度及び27年度において大口保険引受案件の事前協議対象範囲を拡大し、審査の厳格化を図り、事故発生の抑制に努めており、中期目標の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

引き続き、基金協会との要綱協議、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件に係る事前協議を着実に実施していくとともに、事前協議の対象範囲の拡大の必要性を検証する必要がある。

<その他事項>

年度評価項目別評定調査（財務内容の改善に関する事項）

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | | | | | | |
|---|---|--|---|---|--|------|------|-----------------------------|
| 第3-2 引受審査の厳格化等（基金協会との事前協議の実施及び事前協議対象の拡大への取組（漁業信用保険業務）） | | | | | | | | |
| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | |
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | (参考) | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| 大口保険引受事前協議 | — | — | 58件 | 81件 | 88件 | 76件 | 68件 | |
| 大口保険金請求事前協議 | — | — | 33件 | 48件 | 45件 | 51件 | 38件 | |
| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価 | | | | | | | | |
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | | | 自己評価 |
| 2 引受審査の厳格化等 ① 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務において、基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議を実施する。また、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を引き続き実施するとともに、審査を厳格化する観点から、事故率の高い資金等を中心に、事前協議対象を拡大する。 | 2 引受審査の厳格化等 (1) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務において、基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議を実施する。また、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を引き続き実施するとともに、審査を厳格化する観点から、速やかに基金協会と協議の上、事故率の高い資金等を中心に、事前協議対象を拡大する。 なお、検証結果を踏まえ、引き続き対象資金等の拡大について基金協会と検討・協議を行う。 | 2 引受審査の厳格化等 (1) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務において、基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議を実施する。また、26年度において事故率の高い資金について事前協議の対象範囲を拡大したところであり、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を確実に実施するとともに、これまでの取組の効果を検証する。 なお、検証結果を踏まえ、引き続き対象資金等の拡大について基金協会と検討・協議を行う。 | <主な定量的指標> 協議実績件数 <その他の指標> なし <評価の視点> 基金協会との協議を確実に実施するとともに、事前協議の対象範囲を拡大したところであり、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を確実に実施するとともに、これまでの取組の効果を検証する。 | <主要な業務実績> (2) 基金協会との事前協議の実施及び事前協議対象の拡大への取組（漁業信用保険業務） ○ 大口保険引受案件の事前協議 ・ 大口保険引受案件68件について、基金協会からの提出資料又は対面により全て事前協議を実施した（27年度76件）。このうち、基金協会との対面での協議は5件であった（27年度11件）。 ・ 事前協議については、被保証者の財務内容、償還可能性等を総合的に勘査した協議を実施し、当該基金協会との間で被保証者の現況や当該地域・漁業の事情等に係る情報の共有、情報の蓄積に努めることにより審査の一層の効率化・厳格化を図っており、大口保険引受案件事前協議68件のうち、保証条件が変更された案件はなかった（27年度なし）。 ・ 事前協議について、保証保険取扱要領においては、基金協会は信用基金に「保証決定予定日の一月前までに」協議書を提出する旨を規定しているが、東日本大震災により被災した中小漁業者等を対象とする漁業者等緊急保証対策事業に係る案件については、早急に対応できるよう1か月を切る案件においても協議の受付をする旨を29年3月に基金協会に通知した。 ○ 大口保険引受案件の事前協議の範囲拡大への取組 ・ 借替緊急融資資金について、27年1月より保証の額が30百万円を超えるものに事前協議の対象範囲を拡大したところであるが、本基準に該当し実施した事前協議は、5件であった（27年度3件）。 ・ 28年12月に開催した「漁業信用保険業務あり方検討会」において、事前協議を含めたモラルハザード防止対策の検討を行った。 検討の結果、近年の保険収支は黒字基調であり、現行のモラルハザード対策が収支均衡に一定の効果をもたらしていると推察されるとのとりまとめを行った。また、事前協議の対象範囲については、27年1月に借替緊急融資資金の基準額を拡大したところであり、近年の保険収支は黒字となっていることから、28年度においては対象資金の拡大を行う状況ではないとの結論とな | <自己評価> 評定：B 大口保険引受案件及び大口保険金請求案件に係る事前協議を着実に実施したことから、Bとする。 <課題と対応> 引き続き、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件に係る事前協議を着実に実施するとともに、事前協議の対象資金等の拡大について検討を行う。 | | | |

った。

○ 大口保険金請求案件の事前協議

大口保険金請求案件38件について、基金協会からの提出資料により全て事前協議を実施した（27年度51件）。

具体的には、記載事項の検証、代位弁済の妥当性及び回収見込み等の審査を行った。なお、免責に該当するものはなかった。

4. 主務大臣による評価

主務大臣による評価

評定

B

<評定に至った理由>

大口保証引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議について、基金協会からの提出資料又は対面により、基金協会との情報の共有・蓄積に努め、審査の一層の効率化・厳格化を図っている。

また、大口保険引受案件の事前協議の範囲拡大への取組については、事前協議を含めたモラルハザード防止対策の検証を行っており、中期目標の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

引き続き、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件に係る事前協議を着実に実施していくとともに、事前協議の対象範囲の拡大の必要性を検証する必要がある。

<その他事項>

年度評価項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | | | | | |
|---|---|---|--|--|-------|-------|-----------------------------|
| 第3-2 引受審査の厳格化等（保証審査や求償権管理回収に係る研修会の開催） | | | | | | | |
| 2. 主要な経年データ | | | | | | | |
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | (参考) | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
| (農業信用保険業務) | | | | | | | (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| 保証審査研修満足度 | — | — | 95.0% | 90.0% | 87.0% | 89.0% | 93.0% |
| 求償権回収研修満足度 | — | — | 90.0% | 99.0% | 96.0% | 97.0% | 97.0% |
| (漁業信用保険業務) | | | | | | | |
| 研修満足度 | — | — | — | 98.0% | 80.0% | 82.0% | 96.0% |
| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価 | | | | | | | |
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | | 自己評価 |
| | | | | 業務実績 | | | |
| (2) 信用基金職員及び基金協会職員向けの保証審査・求償権管理回収に係る研修会を開催する。 | (2) 信用基金職員及び基金協会職員向けの保証審査・求償権管理回収に係る研修会を開催する。 | <主な定量的指標> 研修満足度 <その他の指標> なし <評価の視点> 受講者等のニーズを踏まえた研修となっているか | <主要な業務実績> (3) 保証審査や求償権管理回収に係る研修会の開催 (農業信用保険業務) ○ 外部講師等による保証審査実務担当者研修会を信用基金職員及び基金協会職員に向けて28年9月に開催した（参加者：基金協会職員53名（参加率87%（41協会／47協会）、信用基金職員15名）。研修内容は、経営改善計画の策定手法とその審査（事例研究含む）他5項目であり、参加者の満足度は93%であった。 なお、28年度も27年度に引き続き、基金協会の職員を講師とした事例発表を行い、多くの研修生から「効果的」との意見をもらっている。 ○ 外部講師（弁護士）による求償権管理回収等事務研修会を信用基金職員及び基金協会職員に向けて28年9月に開催した（参加者：基金協会職員50名（参加率89%（42協会／47協会）、信用基金職員15名）。研修内容は、①回収のための法的措置（支払督促、仮差押）と競売に関する留意点について、②求償権管理回収の事例研究であり、求償権回収の事例研究として、研修会出席者を5～6人の班に分けて、講師からの設問に対する解決策を班毎に作成するグループ討議を取り入れていることもあり、参加者の満足度は97%であった。 (林業信用保証業務) ○ 国立研究開発法人森林総合研究所元理事による林業・製材業に関する研修会を信用基金職員に向けて28年5月に開催した（参加者：信用基金職員26名）。本研修は、主要保証先である中小製材業者の経営改善に資する知見と取材・調査のノウハウの向上等を図ることを目的として実施した。 ○ 林野庁森林・林業基本計画検討室担当者による森林・林業基本計画研修会を | <自己評価> 評定：B 信用基金職員及び基金協会職員向けの保証審査・求償権管理回収に係る研修会を開催し、参加者の満足度や研修に対するニーズは高く、資質向上にも寄与しているものと考えられることから、Bとする。 <課題と対応> 受講者等のニーズやその時々の時勢を踏まえた研修内容を検討し、参加者の満足度や能力向上に繋がる研修を開催する。 | | | |

| | | | | |
|--|--|--|---|--|
| | | | <p>信用基金職員に向けて28年6月に開催した（参加者：信用基金職員34名）。研修内容は、保証審査の予備知識とすべき森林・林業・木材産業に関する動向や今後の施策展開に関する理解を深めるものであり、参加者の満足度は100%であった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 林野庁企画課林業信用保証担当専門職による林業合理化計画作成支援研修会を信用基金職員に向けて28年7月に開催した（参加者：信用基金職員27名）。研修内容は、合理化計画に関する保証審査や、被保証者に対する合理化計画認定取得の助言に資するものであり、参加者の満足度は95%であった。 <p>（漁業信用保険業務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成28年度全国研修会を信用基金職員及び基金協会職員に向けて29年2月に（一社）漁業信用基金中央会との共催で開催した（参加者：基金協会職員52名（参加率86%（36協会／42協会））、信用基金職員15名）。研修内容は、漁業保証保険契約及び大口保証に係る事前協議の留意事項並びに年度末に向けての留意事項についてであり、参加者の満足度は96%であった。 <p>（業務共通）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 上記研修については、信用基金職員及び基金協会職員のニーズも高く、職員の資質向上に寄与しているものと考えられる。 | |
|--|--|--|---|--|

4. 主務大臣による評価

主務大臣による評価

評定

B

<評定に至った理由>

信用基金職員及び基金協会職員向けの保証審査・求償権管理回収に係る研修会については、参加者の満足度や研修に対するニーズも高く、資質向上にも寄与しているものと考えられる。中期目標の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

引き続き、受講者等のニーズやその時々の時勢を踏まえた研修内容を検討し、参加者の満足度や能力向上に繋がる研修を開催する必要がある。

<その他事項>

年度評価項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | | | | | | |
|--------------------|--|-------------------------|--|--|--|--|--|--|
| 第3-2 | | 引受審査の厳格化等（信用基金の相談機能の強化） | | | | | | |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | |
|-------------------|------|--------------|------|------|------|------|------|-----------------------------|
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | (参考) 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| (農業信用保険業務) | | | | | | | | |
| 保険引受に関する相談件数 | — | 49件 | 57件 | 47件 | 57件 | 61件 | 43件 | |
| 保険金支払・回収に関する相談件数 | — | — | — | 18件 | 11件 | 19件 | 15件 | |
| 大口保険引受案件等現地協議 | — | 5協会 | 11協会 | 13協会 | 12協会 | 11協会 | 14協会 | |
| 保険金支払・回収現地協議 | — | 10協会 | 8協会 | 9協会 | 9協会 | 9協会 | 7協会 | |
| (林業信用保証業務) | | | | | | | | |
| 現地訪問等での相談件数 | — | — | — | — | 4件 | 38件 | 48件 | |
| (漁業信用保険業務) | | | | | | | | |
| 保険金支払・回収現地協議 | — | 9協会 | 12協会 | 13協会 | 13協会 | 13協会 | 13協会 | |

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 自己評価 |
|--|--|------|--|--|--|------|
| | | | | 業務実績 | | |
| (3) 研修等による信用基金職員の資質の向上、現地協議の推進等により、信用基金の相談機能を強化する。 | (3) 研修等による信用基金職員の資質の向上、現地協議の推進等により、信用基金の相談機能を強化する。 | | <p><主な定量的指標> 相談・協議件数</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> 現地協議等の実施により、相談機能の強化が図られているか</p> | <p><主要な業務実績></p> <p>(4) 信用基金の相談機能の強化 (農業信用保険業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 基金協会等からの保険引受に関する電話等の相談43件の対応を行った（27年度61件）。 ○ 大口保険引受案件について、基金協会との個別協議（大口保険引受に係る事前協議476件（うち対面での協議16件））を実施した。 ○ 基金協会との対面を通じて事故防止等に関する情報の共有化を図るために、大口保険引受案件等に係る経営状況や期中管理状況に係る現地協議を28年9月～10月にかけて14基金協会で実施した（27年度11基金協会）。このうち7基金協会については、銀行等融資の保証引受の取組状況等に係る情報を共有した（27年度3基金協会）。 | <p><自己評価></p> <p>評定：B</p> <p>基金協会との事前協議及び現地協議等を実施するとともに、適宜相談窓口を開設し、信用基金の相談機能の強化を図ったことから、Bとする。</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き、信用基金の相談機能の強化を図るため、基</p> | |

- 基金協会等からの保険金の支払・回収等に関する電話等の相談15件の対応を行った（27年度19件）。
- 保険金の支払・回収について、求償権の管理・回収等の強化及び事故防止等を図るための基金協会との現地協議を28年9月に7基金協会で実施し、保険金残高が10百万円以上の求償債務者の回収見込額及び回収方針について、情報の共有を図った（27年度9基金協会）。
- 基金協会が銀行等に対して行う制度説明に同行し、融資保険制度の説明及び情報収集を3基金協会で実施した。

金協会との事前協議及び現地協議等を実施する。

(林業信用保証業務)

- 林業信用保証業務については、直接林業者等の保証をしていることから、28年度も引き続き、東日本大震災復旧等緊急保証等についての相談窓口を常時開設した。
また、機会のある毎に林野庁各課との勉強会や、研修等への参加により職員の専門性の向上を図るとともに、相談機能の強化に努めた。
その他必要な場合には相談窓口を開設、信用基金ウェブサイトに掲載しており、28年度は以下のとおりであった。

| 相談窓口 | 開設月 |
|----------------------------------|-----|
| 平成28年熊本県熊本地方を震源とする地震に係る災害に伴う相談窓口 | 4月 |
| 平成28年台風第7号、9号及び11号による災害に伴う相談窓口 | 8月 |
| 平成28年台風10号による災害に伴う相談窓口 | 9月 |
| 平成28年台風第10号による災害に伴う相談窓口 | 10月 |
| 年末金融の相談窓口 | 12月 |
| 年度末金融の相談窓口 | 3月 |

- 金融機関との保証引受に関する現地訪問で受けた相談48件の対応を行った。
- (漁業信用保険業務)
 - 大口保険引受案件について、基金協会との個別協議（大口保険引受に係る事前協議68件）を実施した。
 - 保険金の支払・回収について、大口保険金請求に係る事前協議を38件実施したほか、求償権の管理・回収の強化等を図るため、求償権を有する38の基金協会から28年3月末時点の「求償権分類管理表」の提出を受け、これに基づき求償権回収方針及び求償債務者の現況等に係る現地協議を13基金協会で実施した

(27年度13基金協会)。

- 求償権回収の一層の促進を図るため、求償権を有する38の基金協会から28年9月末時点の「求償権回収進捗状況表」の提出を受け、求償権の年間回収見込額に対する上半期の回収実績が、直近3カ年の同期回収実績の平均より算出した一定の割合（28年度55.53%）に満たない30基金協会に対して、個別協議を電話により実施した（28年度29基金協会）。

4. 主務大臣による評価

主務大臣による評価

評定

B

<評定に至った理由>

基金協会との事前協議及び現地協議等を実施するとともに、適宜相談窓口を開設し、信用基金の相談機能の強化を図っており、中期目標の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

引き続き、基金協会等関係機関及び利用者が相談しやすい体制で取り組み、信用基金の相談機能の強化を図っていく必要がある。

<その他事項>

年度評価項目別評定調査（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報

| | |
|------|---|
| 第3-2 | 引受審査の厳格化等（審査の厳格化、債務保証先のフォローアップ（林業信用保証業務）） |
|------|---|

2. 主要な経年データ

| 評価対象となる指標 | 達成目標 | (参考) 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報 |
|-----------------------|------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-----------------------------|
| 保証引受審査件数 (条件変更を含む) | — | 1,944件 | 1,765件 | 1,800件 | 1,680件 | 1,547件 | 1,417件 | |
| うち審査協議件数 | — | 429件 | 632件 | 466件 | 385件 | 420件 | 427件 | |
| うち取り下げ等件数 | — | 89件 | 93件 | 93件 | 74件 | 46件 | 12件 | |
| 保証引受件数 (条件変更を除く) | — | 1,562件 | 1,359件 | 1,380件 | 1,235件 | 1,203件 | 1,121件 | |
| うち部分保証件数 部分保証割合 | — | 355件 19.1% | 277件 20.4% | 315件 22.8% | 321件 26.0% | 346件 28.8% | 364件 32.5% | |

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 自己評価 |
|--|---|---|---|---|---|------|
| | | | | 業務実績 | 自己評価 | |
| ② 林業信用保証業務においては、財務状況の的確な判断等による審査の厳格化、木材関係団体を通じた優良事業体への保証利用促進の働きかけ等による優良保証の確保、金融機関との情報共有の取組を講ずるほか、債務保証先の財務状況のフォローアップの在り方について専門家を交えた経営診断・指導等を引き続き実施する。また、中期目標期間中に部分保証を拡充するなど、収支均衡に向けて引き続き取り組む。 | (4) 林業信用保証業務においては、財務状況の的確な判断等による審査の厳格化、木材関係団体を通じた優良事業体への保証利用促進の働きかけ等による優良保証の確保、金融機関との情報共有の取組を講ずるほか、債務保証先の財務状況のフォローアップの在り方について専門家を交えた経営診断・指導等を引き続き実施する。また、中期目標期間中に部分保証の拡充、審査の厳格化などの多様な手法により収支均衡に向けて引き続き取り組む。 | (4) 林業信用保証業務においては、財務状況の的確な判断等による審査の厳格化、木材関係団体を通じた優良事業体への保証利用促進の働きかけ等による優良保証の確保、金融機関との情報共有の取組を講ずるほか、債務保証先の財務状況のフォローアップの在り方について専門家を交えた経営診断・指導等を引き続き実施する。また、中期目標期間中に部分保証の拡充、審査の厳格化などの多様な手法により収支均衡に向けて引き続き取り組む。 | <主な定量的指標> 審査件数 <その他の指標> なし <評価の視点> 収支均衡に向けた取組は実施されているか | <p><主要な業務実績></p> <p>(5) 審査の厳格化、債務保証先のフォローアップ（林業信用保証業務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 引受審査の厳格化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全体の審査件数1,417件（条件変更を含む）のうち新規・増額・財務内容不良案件等427件について、総括調整役（林業担当）等を構成員とする債務保証審査協議会に付議した（27年度は全体の審査件数1,547件のうち420件）。この結果、財務内容不良等による取り下げ等は12件であった（27年度46件）。また、債務保証審査協議会に付議した案件以外についても、チェックリストに基づき確実に審査を行った。 ・ 保証引受審査に当たっては、定量要因について、当該申請企業等の財務諸表等を詳細に分析するとともに、必要に応じて当該申請企業等の保証取扱金融機関へのヒアリングを行いながら、信用基金が保有する資産査定データも活用して的確に評価した。 ・ 定性要因については、林業者等の特性を踏まえ、規模・生産性・経営体制・品質管理・金融機関の融資姿勢及び事業の発展性等の分析を行った。 ○ 優良事業体への保証利用促進の働きかけ等の取組 <ul style="list-style-type: none"> 素材生産事業体等の木材関係団体の総会などにおいて、財務内容の良好な者等を対象とするウッド・サポート5000（26年10月より取扱開始）やログ・プロダクト3000（28年4月より取扱開始）を説明する等、優良事業体への保証利用促進の働きかけを行った。また、林業保証制度の周知のために訪問した金融機関113店舗（27年度135店舗）に対し、林業者等への融資状況を聴取し、ウッドバンクミーティング | <p><自己評価></p> <p>評定：B</p> <p>債務保証審査協議会で厳格な審査を行うとともに、優良事業体への保証利用の働きかけ、金融機関との情報共有を進めた。また、部分保証の拡大の取組を行ったことから、Bとする。</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き厳格な審査や部分保証の拡大等を行うとともに、保証先のフォローアップとしてパンクミーティング</p> | |

・サポート5000及びログ・プロダクト3000を推奨したり、融資に積極的な姿勢が見られる金融機関に対してはより詳しく説明する等、優良事業体への保証利用促進の働きかけを行った。

また、都道府県のブロック会議や連絡協議会に参加し優良事業体への保証利用促進の働きかけを行った。

○ 金融機関との情報共有への取組

保証審査時に金融機関に対し、事案の内容や支援方針等を聴取する一方で、信用基金からも林業・木材産業の状況や保証利用に係る要件等を説明し、事案に対する双方の理解を深めつつ、審査に必要な情報の共有化を図った。

○ 適切な期中管理と専門家を交えた経営診断・指導等

実質管理案件について管理表を作成し、半年毎に金融機関を通じて収集した財務状況や借入金の弁済状況等をチェックし、的確な期中管理を行った。

また、経営状況が悪化した保証先に対して、専門家を交えたバンクミーティングや事業再生計画の策定及び策定した事業再生計画の進捗等を話し合う再生支援協議会主催の会議23件に出席した（27年度19件）。さらに、金融機関協調支援の場合には保証機関として協調する等、保証先の経営健全化への支援に向けた管理も行った。

○ 部分保証の実施

部分保証は、金融機関の責任を求めるにより引受審査の厳格化や債務保証先のフォローアップにも資するものと位置づけてその拡大の取組を行った。

（取組内容は、第3の3の(3)「モラルハザード対策（部分保証の拡充などの収支均衡に受けた取組（林業信用保証））」のとおり）

4. 主務大臣による評価

主務大臣による評価

評定

B

<評定に至った理由>

審査件数は減少したが、債務保証審査協議会で十分な審査協議を行っていること、保証引受審査時には申込者の財務諸表を分析しているほか、必要に応じて保証取扱金融機関へのヒアリングを実施していること、また、バンクミーティング等への出席や専門家を交えた経営診断等を通じて、被保証者に対し経営健全化への支援等の取組を行っており、中期目標の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

引き続き、厳格な審査等を行うとともに、金融機関との連携強化を図り被保証者のフォローアップに向けた取組を実施する必要がある。

<その他事項>

年度評価項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報

第3-3 モラルハザード対策（モラルハザード防止対策の導入効果の検証及び部分保証等の拡充の検討（農業信用保険業務））

2. 主要な経年データ

| 評価対象となる指標 | 達成目標 | (参考) 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報 |
|----------------|------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|-----------------------------|
| 保険引受 うち部分保証 | — | 68,043件 314件 | 68,592件 354件 | 72,287件 168件 | 68,944件 182件 | 57,180件 125件 | 57,577件 58件 | |

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 自己評価 |
|--|---|---|---|--|---|------|
| | | | | 業務実績 | | |
| 3 モラルハザード対策 ① 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務について、金融機関におけるモラルハザード防止の観点から、農漁業者の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を金融機関が負担する方式）などモラルハザード防止対策に関して、導入効果を検証の上、引き続き実施するとともに、部分保証の拡充に関しても検討し、必要に応じて実施する。 | 3 モラルハザード対策 (1) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務について、金融機関におけるモラルハザード防止の観点から、農漁業者の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を金融機関が負担する方式）などモラルハザード防止対策に関して、導入効果を検証の上、引き続き実施するとともに、基金協会等との意見交換等の連携を深めながら部分保証の拡充についても検討し、必要に応じて実施する。 | 3 モラルハザード対策 (1) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務について、金融機関におけるモラルハザード防止の観点から、農漁業者の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を金融機関が負担する方式）などモラルハザード防止対策に関して、導入効果を検証の上、引き続き実施するとともに、基金協会等との意見交換等の連携を深めながら部分保証の拡充についても検討し、必要に応じて実施する。 | <主な定量的指標> 部分保証件数 <その他の指標> なし <評価の視点> モラルハザード防止について、現状の取組に加え、関係団体等と連携を図り新たな取組を検討しているか | <p><主要な業務実績></p> <p>3 モラルハザード対策 (1) モラルハザード防止対策の導入効果の検証及び部分保証等の拡充の検討（農業信用保険業務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 金融機関に対するモラルハザード対策の実施 畜特資金、農業経営負担軽減支援資金、営農維持資金及び農業再生資金については、既存債務の返済に充てるための資金であり事故率が高いことから、モラルハザード防止対策として基金協会の債務保証に部分保証が実施されており、28年度は58件であった（27年度125件）。 ○ あり方検討会における検討結果 <ul style="list-style-type: none"> • 28年12月に「農業信用保証保険業務あり方検討会」を開催し、モラルハザード防止対策の導入効果の検証及び部分保証の拡充等の検討を行った。 検討の結果、基金協会においては、保険収支の悪化要因となっている資金に対する部分保証や、事故率の高い資金を中心に、代位弁済時に金融機関に対して負担措置を求めるペナルティー方式を導入している。信用基金においては、事前協議を行っていることから、かなりの対策が講じられ、保険収支も毎年度黒字であることから、現在講じられているモラルハザード対策が一定の効果をもたらしていると判断され、保険収支動向等を注視しながら引き続き検討していくこととした。 • 29年1月に開催したリスク管理委員会において、上記あり方検討会の検討結果を報告したが、意見はなかった。 | <p><自己評価></p> <p>評定：B モラルハザード防止対策は適切に実施されており、また、農業信用保険業務あり方検討会において、モラルハザード防止対策について検討を行ったことから、Bとする。</p> <p><課題と対応></p> <p>モラルハザード防止対策を引き続き実施するとともに、農業信用保険業務あり方検討会においてモラルハザード防止対策の導入効果の検討を行う。</p> | |

4. 主務大臣による評価

主務大臣による評価

B

評定

<評定に至った理由>

畜特資金、農業経営負担軽減支援資金、營農維持資金及び農業再生資金については、既存債務の返済に充てるための資金であり事故率が高いことから、モラルハザード防止対策として基金協会の債務保証に部分保証が実施されており、また「農業信用保証保険業務あり方検討会」において、既に導入しているモラルハザード防止対策についての効果の検証を行っており、中期目標の達成に向けて着実な取組が見られる事から、評定をBとする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

引き続き、モラルハザード防止対策の導入効果の検証及び部分保証等の拡充の検討を行い、必要に応じて部分保証を拡充するとともに、モラルハザード防止対策を着実に実施する必要がある。

<その他事項>

年度評価項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|--------------|--------------|-----------------------------|
| 第3-3 モラルハザード対策（モラルハザード防止対策の導入効果の検証及び部分保証等の拡充の検討（漁業信用保険業務）） | | | | | | | | |
| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | |
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | (参考) 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| 保険引受 うち部分保証 | — — | 4,465件 314件 | 4,985件 0件 | 5,283件 0件 | 5,474件 1件 | 4,847件 0件 | 4,851件 0件 | |
| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価 | | | | | | | | |
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | | | 自己評価 |
| 3. モラルハザード対策 ① 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務について、金融機関におけるモラルハザード防止の観点から、農漁業者の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を金融機関が負担する方式）などモラルハザード防止対策に関して、導入効果を検証の上、引き続き実施するとともに、部分保証の拡充に関しても検討し、必要に応じて実施する。 | 3 モラルハザード対策 (1) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務について、金融機関におけるモラルハザード防止の観点から、農漁業者の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を金融機関が負担する方式）などモラルハザード防止対策に関して、導入効果を検証の上、引き続き実施するとともに、基金協会等との意見交換等の連携を深めながら部分保証の拡充についても検討し、必要に応じて実施する。 | 3 モラルハザード対策 (1) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務について、金融機関におけるモラルハザード防止の観点から、農漁業者の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を金融機関が負担する方式）などモラルハザード防止対策に関して、導入効果を検証の上、引き続き実施するとともに、基金協会等との意見交換等の連携を深めながら部分保証の拡充についても検討し、必要に応じて実施する。 | <主な定量的指標> 部分保証件数 <その他の指標> なし <評価の視点> モラルハザード防止について、現状の取組に加え、関係団体等と連携を図り新たな取組を検討しているか | <p><主要な業務実績></p> <p>(2) モラルハザード防止対策の導入効果の検証及び部分保証等の拡充の検討（漁業信用保険業務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 金融機関に対するモラルハザード対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急融資資金について、金融機関に対して貸し手としての一定の責任を求めるため、代位弁済があった際に金融機関が代位弁済額の5～15%を基金協会に対し出資する「特別出資」（28年度6件22百万円）を実施した。加えて、20年4月から経営安定資金に部分保証（保証割合80%）を導入し、27年1月から借替緊急融資資金について大口保険事前協議の対象となる引受額の引下げを実施し、事前協議の対象範囲を拡大した。 ・ 事故率が高い緊急融資資金及び経営安定資金については、年度当初に基金協会と締結する漁業保証保険契約の対象から原則として除外し、該当案件が生じた際に、個別に基金協会と協議の上、保証保険契約金額を変更しており、28年度は借替緊急融資資金について契約金額の変更を13件実施した（27年度は借替緊急融資資金について14件変更を実施）。 ・ なお、変更契約の際には、対象案件について融資しようとする金融機関が作成した書類を添えて変更理由を説明する書類が協会から提出され、金融機関の審査内容を信用基金が確認の上、契約変更の可否を決定することとしている。 ○ あり方検討会における検討結果 <ul style="list-style-type: none"> ・ 28年12月に「漁業信用保険業務あり方検討会」を開催し、現状のモラルハザード対策の導入効果の検証及び部分保証の拡充等の検討を行った。 ・ 検討の結果、緊急融資資金について金融機関が代位弁済額の5～15%を基金協会に対し出資する「特別出資」、20年4月からの事故率の高い経営安定資金に対する部分保証の導入の対策を講じてきた。その中で部分保証の導入により経営安定資金の引受けが減少したが、漁業経営維持安定資金に需要がシフトしており、漁業経営の改善措置等を記載した再建計画の認定を受ける必要のある本資金は経営安定資金よりも比較的事故率が低く、また信用基金の保 | <自己評価> 評定：B モラルハザード防止対策は適切に実施されており、また、漁業信用保険業務あり方検討会において、モラルハザード防止対策について検討を行ったことから、Bとする。 <課題と対応> モラルハザード防止対策を引き続き実施するとともに、漁業信用保険業務あり方検討会においてモラルハザード防止対策の導入効果の検討を行う。 | | | |

険収支も黒字基調であり、結果として、経営安定資金への部分保証の導入は、現在講じられているモラルハザード防止対策が一定の効果をもたらしていると推察されるとの取りまとめを行った。

なお、部分保証の導入効果の検証については、部分保証の導入前後の債務整理資金の引受け案件の事故率の動向等を長期的に分析する必要があることから、現行のモラルハザード防止対策を着実に実施しながら、今後の動向を注視し、部分保証の拡充についても効果の検証後に必要に応じて検討を行うとの結論を得た。

・ 29年1月に開催したリスク管理委員会において、上記あり方検討会の検討結果を報告したが、意見はなかった。

4. 主務大臣による評価

主務大臣による評価

評定

B

<評定に至った理由>

緊急融資資金について、金融機関に対して貸し手としての一定の責任を求めるための特別出資を実施したほか、20年4月から経営安定資金に部分保証（保証割合80%）を導入し、27年1月から借替緊急融資資金について大口保険事前協議の対象となる引受け額の引下げを実施し、事前協議の対象範囲を拡大しており、また「漁業信用保険業務あり方検討会」において、既に導入しているモラルハザード防止対策についての効果の検証を行っており、中期目標の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

引き続き、モラルハザード防止対策の導入効果の検証及び部分保証等の拡充の検討を行い、必要に応じて部分保証を拡充するとともに、モラルハザード防止対策を着実に実施する必要がある。

<その他事項>

年度評価項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報

| | |
|------|---|
| 第3-3 | モラルハザード対策（部分保証の拡充などの収支均衡に向けた取組（林業信用保証業務）） |
|------|---|

2. 主要な経年データ

| 評価対象となる指標 | 達成目標 | (参考) 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報 |
|---------------------|--------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-----------------------------|
| 保証引受件数 (条件変更を除く) | — | 1,562件 | 1,359件 | 1,380件 | 1,235件 | 1,203件 | 1,121件 | |
| うち部分保証 部分保証割合 | — — | 355件 19.1% | 277件 20.4% | 315件 22.8% | 321件 26.0% | 346件 28.8% | 364件 32.5% | |

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | |
|---|---|---|---|---|--|
| | | | | 業務実績 | 自己評価 |
| ② 林業信用保証業務について、中期目標期間中に部分保証を拡充するなど、収支均衡に向けた取組を実施する。 | (2) 林業信用保証業務について、中期目標期間中に部分保証を拡充するなど、収支均衡に向けた取組を実施する。 | (2) 林業信用保証業務について、中期目標期間中に部分保証を拡充するなど、収支均衡に向けた取組を実施する。 | <主な定量的指標> 部分保証件数実績 保証収支 <その他の指標> なし <評価の視点> 収支均衡に向けた取組は実施されているか | <p><主要な業務実績></p> <p>(3) 部分保証の拡充などの収支均衡に向けた取組（林業信用保証業務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 金融機関の責任も求めることにより代位弁済のリスク軽減が期待される部分保証（80%保証）の拡大に努めた。具体的には、審査に当たり、対象資金・新規・増額案件で部分保証が妥当と判断される案件、更新案件で財務内容の悪化等により100%保証から部分保証とすることが妥当と判断される案件等について、部分保証とすることを基本に引き続き取り組んだ。 ○ 財務内容が良好な者を対象に、保証料率低減等のインセンティブを付した新たな部分保証であるウッド・サポート5000及びログ・プロダクト3000の利用を促進することとし、木材事業者や金融機関に対して積極的な普及活動を行った結果、28年度の引受実績はウッド・サポート5000は22件 6億34百万円、ログ・プロダクト3000は24件 3億26百万円となった（27年度はウッド・サポート5000は24件 5億68百万円）。 ○ 以上のこと等から、28年度の保証引受1,121件（条件変更を除く）のうち364件について、部分保証（80%保証）を実施した（27年度の保証引受1,203件のうち部分保証346件）。 | <p><自己評価></p> <p>評定：B</p> <p>保証引受件数に占める部分保証の割合は高まったことから、Bとする。</p> <p><課題と対応></p> <p>保証料収入を増加させつつ、収支の改善を図るために、「木材安定供給保証」や「素材生産推進保証」等を積極的に普及するとともに、さらなる部分保証の拡大方策を検討する。</p> |

4. 主務大臣による評価

主務大臣による評価

| | |
|------------|---|
| 評定 | B |
| <評定に至った理由> | |

金融機関の責任も求めることにより代位弁済のリスク軽減が期待される部分保証（80%保証）の拡大に努めたほか、財務内容が良好な者を対象に、保証料率低減等のインセンティブを付した部分保証であるウッド・サポート5000及びログ・プロダクト3000の利用を促進しており、中期目標の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

保証料収入を増加させつつ、収支の改善を図るため、ウッド・サポート5000及びログ・プロダクツ3000等を積極的に普及するとともに、部分保証の拡大方策を検討するなど、収支均衡に向けた方策を的確に実施する必要がある。

<その他事項>

年度評価項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | | | | | | |
|--|------|---------------|--------|-------|-------|-------|------|----------------------------|
| 第3—4 求償権の管理・回収の強化等（回収金の実績及び回収実績向上のための取組（農業信用保険業務）） | | | | | | | | |
| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | |
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | (参考) 第2期累計 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | (参考情報) 25~28年度（第3期）の累積値 |
| 回収金収入目標(百万円) | — | 15,097 | 2,833 | 3,193 | 3,399 | 3,372 | | 12,797 |
| 回収金収入実績(百万円) | — | 15,494 | 2,848 | 2,963 | 2,637 | 2,561 | | 11,009 |
| 達成率 | — | 102.6% | 100.5% | 92.8% | 77.6% | 75.9% | | 86.0% |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価 | | | | | | | | |
|--------------------------------------|-----------------|-----------------|---|---|--|--|------|--|
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | | 自己評価 | |
| | | | | 業務実績 | | | | |
| 4 求償権の管理・回収の強化等 | 4 求償権の管理・回収の強化等 | 4 求償権の管理・回収の強化等 | <主な定量的指標> 回収金額 <その他の指標> なし <評価の視点> 基金協会との連携やサービスの適切な活用により、回収金収入は目標を達成しているか | <主要な業務実績> 4 求償権の管理・回収の強化等 (1) 回収金の実績及び回収実績向上のための取組（農業信用保険業務） ○ 28年度の回収金収入目標額33億72百万円に対し、当該実績は25億61百万円であり、達成率は75.9%（27年度実績77.6%）となった。 ○ 目標未達成の要因は、保険金支払額が目標設定時の想定を下回ったこと、回収の対象となる保険金支払に係る基金協会の求償権残高が減少している中、返済計画に基づく約定弁済等の小口回収の占める割合が増加し（構成比：25年度54.0%、26年度50.6%、27年度57.2%、28年度58.0%）、資産処分等による大口回収が減少していることが考えられる。 しかしながら、回収率（累計保険金支払額に対する累計納付金（元本）の割合）でみれば、下記の回収促進の取組もあり、4ヶ年連続で伸びている（24年度末41.06%・25年度末41.39%・26年度末42.01%・27年度末42.48%・28年度末42.50%）。 なお、資産処分が進まない要因としては、農業者の高齢化等に伴い離農する農家や規模拡大を志向する農家が増える中、農地の流動化はリース（賃貸）が主流で行われていることに加え、農地の売却価格も低下していると考えられる。 ○ 回収促進のための取組 求償権の回収主体は基金協会であることから、信用基金では、毎年、業務計画を立てるとともに、現地協議等を実施しながら、基金協会と回収促進に向けた情報共有及び連携を図り、求償権回収に取り組んだ。 28年度においては、以下の取組を行った。 ・ 納付金実績の進捗管理 各基金協会の納付金実績については、これまでの毎月の前年度同期実績との比較、進捗管理に加え、28年度からは、11月末納付実績確定時及び保険金 | <自己評価> 評定：C 保険金の増加を想定して設定された回収金収入の目標について、保険金支払額が当初の想定よりも抑制された結果、目標には達しなかったものの、様々な回収促進のための取組を講じたこともあり、回収率は4ヶ年連続で伸びていることから、Cとする。 | <課題と対応> 更なる回収金収入の増加を図るために、29年度は以下の事項に取り組む。 ・ 左記の「回収促進のための取組」を継続して実施し、基金協会との情報共有及び連携に努め | | |

る。
・ 求債権残高別
や回収原資等の
情報・内容を踏
まえて、現地協
議先の選定を行
い、求債権の回
収促進について
協議を行うこと
で、より効率的
に回収実績の向
上を図る。

・ 回収費用に係
る助成金につい
ては、基金協会
から要請が上が
っているコンビニ
収納代行サー
ビスについて検
討し、より効果
的な費用助成を
行う。

等見込調査時に、前年同期の納付実績を比較し大幅に減少している基金協会に対して、納付額の減少要因について照会を行い、状況把握をするとともに、基金協会に対して、求債権の一層の回収努力を依頼し、求債権回収の促進を図っていくための取組を始めた。

・ 求債権に関する情報の共有

基金協会から、28年3月末時点の「大口求債債務者の現況及び今後の回収方針等の報告書」の提出を受け、大口求債債務者の現況等を把握した。

また、上記報告書中、回収見込のある案件について、納付実績を確認するとともに、必要に応じて、基金協会に照会を行い、状況把握するとともに求債権の回収努力を依頼し、情報の連携に努めた。

・ 現地協議

保険金残高が10百万円以上の求債債務者の回収見込額及び回収方針について、求債権の管理・回収等の強化及び事故防止等を図るため基金協会との現地協議を28年9月に7基金協会で実施した（27年度9基金協会）。

また、上記基金協会について、現地協議において聴取した納付見込額をもとに、適宜、納付金実績の進捗管理を行うとともに、27年度の納付金実績と比較し大幅に減少している基金協会に対し照会を行い、求債権回収の一層の促進を図るための協議を行った。

・ 法務相談の実施

基金協会からの求債権の管理・回収保全に係る法務相談に対応し、その中で、全国の基金協会に対して参考になると思われる事例について、求債権管理回収等事務研修会において、事例研究として取上げ基金協会に情報提供した。

・ 求債権回収事例の収集

回収納付金が1,000万円以上の案件について、その回収方法について、特徴的な点等を基金協会に聴取する取組を始めた。

今後、聴取した中で、全国の基金協会に対して参考になると思われる事例があればとりまとめ、求債権管理回収等事務研修会及び機関誌等を通じて、基金協会に情報提供していく。

・ 求債権管理回収等事務研修会の開催

外部講師（弁護士）による求債権管理回収等事務研修会を基金協会及び信用基金の職員に向けて28年9月に実施した。

・ 助成金の交付

① 求債権管理回収助成金

近年、基金協会において、求債権に係る債権管理費が増加傾向にある中、回収等の実績に応じ各基金協会に助成金を交付した（28年度28百万円）。

② 法的措置事業に対する助成金

基金協会が保険金支払に係る求債権の回収のために行った訴訟等法的措置について、基金協会の負担となった訴訟費用等の実績に応じ、各基金協会に助成金を交付した（28年度20百万円）。

③ サービサーへの回収委託に対する助成金

基金協会が保険金支払に係る求債権の回収をサービサーに委託し、回収があった求債権についての委託経費の実績に応じ、各基金協会に助成金を

交付した（28年度 8百万円）。

4. 主務大臣による評価

主務大臣による評価

評定

C

<評定に至った理由>

回収の対象となる保険金支払に係る基金協会の求償権残高が目標設定時の想定を下回ったこと、資産処分等による大口回収が減少していることから、28年度の回収金収入目標の達成率は75.9%となっており所期の目標を下回ってはいるものの、回収率が4ヶ年連続で伸びていることを踏まえ、評定をCとする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

29年度は、基金協会との情報共有及び連携に引き続き努めるほか、求償権残高別や回収原資等の情報・内容を分析した上で現地協議先の選定を行い、求償権の回収促進について協議を行うことで、より効率的に回収実績の向上を図るなど、目標達成に向けて改善に取り組む必要がある。

<その他事項>

年度評価項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報

第3-4 求償権の管理・回収の強化等（回収金の実績及び回収実績向上のための取組（林業信用保証業務））

2. 主要な経年データ

| 評価対象となる指標 | 達成目標 | (参考) 第2期累計 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | (参考情報) 25~28年度（第3期）の累積値 |
|--------------|------|---------------|--------|-------|-------|-------|------|----------------------------|
| 回収金収入目標(百万円) | - | 2,315 | 343 | 346 | 350 | 353 | | 1,392 |
| 回収金収入実績(百万円) | - | 1,917 | 512 | 275 | 156 | 197 | | 1,140 |
| 達成率 | - | 82.8% | 149.3% | 79.5% | 44.4% | 55.9% | | 81.9% |

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 自己評価 |
|---|--|--|--|--|---|------|
| | | | | 業務実績 | | |
| 4. 求償権の管理・回収の強化等 回収実績の向上と経費の効率化を図るために、基金協会との連携を強化するほか、債権回収業者（サービサー）等の活用による回収策については、費用対効果を検証の上、回収委託基準の明確化等を実施する。また、保険料・保証料・貸付金利息を確実に徴収する。 | 4. 求償権の管理・回収の強化等 回収実績の向上と経費の効率化を図るために、基金協会との連携を強化するほか、債権回収業者（サービサー）等の活用による回収策については、費用対効果を検証の上、回収の可能性、債権額の規模や委託に要する経費に照らし、指標の設定を含め回収委託基準の明確化等を実施する。また、保険料・保証料・貸付金利息を確実に徴収する。 | 4. 求償権の管理・回収の強化等 (1) ア. 回収実績の向上と経費の効率化を図るために、基金協会との連携を強化するほか、債権回収業者（サービサー）等の活用による回収策については、費用対効果を検証の上、回収の可能性、債権額の規模や委託に要する経費に照らし、指標の設定を含め回収委託基準の明確化等を実施する。 イ. 平成28年度における回収金収入については、農業信用保険業務においては3,372百万円、林業信用保証業務においては353百万円、漁業信用保険業務においては612百万円をそれぞれ見込む。 | <p><主な定量的指標> 回収金額</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> 基金協会との連携やサービサーの適切な活用により、回収金収入は目標を達成しているか</p> | <p><主要な業務実績></p> <p>(2) 回収金の実績及び回収実績向上のための取組（林業信用保証業務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 28年度の求償権回収目標額3億53百万円に対し、当該実績は1億97百万円であり、達成率は55.9%（27年度実績44.4%）となった。 ○ 目標未達成の主な要因は、回収に大きく関係する求償権の取得額（代位弁済額）が目標設定時の想定を大きく下回ったこと、担保不動産の売却による回収額も目標設定時と比較して減少していることによる。 なお、求償権残高に対する回収額の割合は、28年度は4.0%と、第2期中期目標期間（20~24年度）における同割合の平均3.6%を上回る水準となっている。また、25年度から28年度までの回収金収入累積は目標13億92百万円に対し、当該実績は11億40百万円であり、達成率は81.9%である。 ○ 回収促進のための取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ 求償権先の実情に応じた対応 回収の対象となる求償権先毎の債務者現況、弁済状況、事業実態、担保の有無及び処分状況等の特質を精査し、回収難易度別に分類した上で個々に目標とする回収額を設定し、必要に応じて催告書、現地訪問、法的手続等の回収方策を講じた。 ・ 回収促進検討会の開催 回収の進捗状況を月別管理表により随時確認するとともに、回収の進まない求償権先に対しては、担当部署内で28年12月に回収促進検討会を開催し、求償権先毎に今後措置すべき回収方策の見直しを行った。 ・ 各回収方策の実施状況 28年度においては以下の取組を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ① 弁済が滞っている先及び弁済があってもその額が弁済能力に比し低調な先を対象に28年7月に29件、29年1月に34件の催告書を送付して弁済の開始又は再開を促した。 | <p><自己評価> 評定：C</p> <p>回収に大きく関係する求償権の取得額（代位弁済額）が目標設定時の想定を大きく下回ったこと等から、達成率は55.9%となつたが、求償権先の特質に応じた回収、回収促進検討会の開催等の回収促進のための取組を実施したこと考慮し、Cとする。</p> <p><課題と対応> 29年度は引き続き、左記の「回収促進のための取組」を継続して実施し、求償権先の実情に応じた対応に努め、求償権の回収促進を図る。</p> | |

また、弁済を中断している先1件を対象に訴訟等法的手続への移行を視野に入れ、内容証明郵便による催告書を28年11月に送付し、弁済交渉に応じるよう強く促した。

② 電話や書面による督促に加え、代位弁済後も事業継続し直接の面談が可能な先等15件を対象に、現地訪問を実施し、債務者現況の把握に努めるとともに面談交渉を実施して弁済を強く促した。

③ 督促を行うも何ら反応を示さない先、弁済があってもその額が弁済能力に比し低調な先など弁済に非協力的な先や担保不動産の売却により回収が見込める先を対象に、27年度からの継続を含め、保証債務履行請求訴訟、不動産競売申立て等11件を実施した。

④ 回収促進検討会においてサービスー委託が有効と判断した先1件を対象に28年12月に追加委託を実施した。

求償権回収に係る研修

回収担当職員の資質向上を図るために、農業部門において実施した「求償権管理回収等事務研修会」に職員2名を参加させ、専門的な知識の習得に努めた。

4. 主務大臣による評価

主務大臣による評価

評定

C

<評定に至った理由>

回収の対象である求償権残高が目標設定時に想定した残高を大きく下回ったこと、担保不動産の売却による回収額も減少していることから、28年度の回収金収入目標の達成率は55.9%となっており所期の目標を下回ってはいるものの、28年度の求償権残高に対する回収率は4.0%と、前中期目標期間における同率の平均3.6%を上回っていること、催告書や担保処分の促進、サービスーへの委託等の取組を進めていることを踏まえ、評定をCとする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

29年度は、引き続き回収実績向上のため、回収の対象となる求償権先毎の債務者現況、弁済状況、事業実態、担保の有無及び処分状況等の特質を精査し、回収難易度別に分類した上で個々に目標とする回収額を設定し、必要に応じて催告書、現地訪問、法的手続等の回収方策を継続して実施し、求償権先の実情に応じた対応を行い、求償権の回収促進を図る必要がある。

<その他事項>

年度評価項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報

第3-4 求債権の管理・回収の強化等（回収金の実績及び回収実績向上のための取組（漁業信用保険業務））

2. 主要な経年データ

| 評価対象となる指標 | 達成目標 | (参考) 第2期累計 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | (参考情報) 25~28年度（第3期）の累積値 |
|--------------|------|---------------|--------|--------|--------|--------|------|----------------------------|
| 回収金収入目標（百万円） | - | 5,131 | 446 | 506 | 561 | 612 | | 2,125 |
| 回収金収入実績（百万円） | - | 5,090 | 936 | 975 | 653 | 679 | | 3,243 |
| 達成率 | - | 99.2% | 209.7% | 192.8% | 116.5% | 110.8% | | 152.6% |

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | |
|--|---|---|--|--|--|
| | | | | 業務実績 | 自己評価 |
| 4 求債権の管理・回収の強化等 回収実績の向上と経費の効率化を図るために、基金協会との連携を強化するほか、債権回収業者（サービサー）等の活用による回収策については、費用対効果を検証の上、回収委託基準の明確化等を実施する。また、保険料・保証料・貸付金利息を確実に徴収する。 | 4 求債権の管理・回収の強化等 回収実績の向上と経費の効率化を図るために、基金協会との連携を強化するほか、債権回収業者（サービサー）等の活用による回収策については、費用対効果を検証の上、回収の可能性、債権額の規模や委託に要する経費に照らし、指標の設定を含め回収委託基準の明確化等を実施する。また、保険料・保証料・貸付金利息を確実に徴収する。 | 4 求債権の管理・回収の強化等 (1) ア. 回収実績の向上と経費の効率化を図るために、基金協会との連携を強化するほか、債権回収業者（サービサー）等の活用による回収策については、費用対効果を検証の上、回収の可能性、債権額の規模や委託に要する経費に照らし、指標の設定を含め回収委託基準の明確化等を実施する。 イ. 平成28年度における回収金収入については、農業信用保険業務においては3,372百万円、林業信用保証業務においては353百万円、漁業信用保険業務においては612百万円をそれぞれ見込む。 | <主な定量的指標> 回収金額 <その他の指標> なし <評価の視点> 基金協会との連携やサービサーの適切な活用により、回収金収入は目標を達成しているか | <p><主要な業務実績></p> <p>(3) 回収金の実績及び回収実績向上のための取組（漁業信用保険業務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 28年度の回収金収入目標額6億12百万円に対し、当該実績は6億79百万円であり、達成率は110.8%（27年度実績116.5%）となった。 ○ 求債権を有する38の基金協会から28年3月末時点の「求債権分類管理表」の提出を受け、これに基づき求債権回収方針及び求債債務者の現況等に係る現地協議を13基金協会で実施した（27年度13基金協会）。 ○ 求債権回収の一層の促進を図るため、求債権を有する38の基金協会から28年9月末時点の「求債権回収進捗状況表」の提出を受け、求債権の年間回収見込額に対する上半期の回収実績が、直近3カ年の同期回収実績の平均より算出した一定の割合（28年度55.53%）に満たない30基金協会に対して、個別協議を電話により実施した（27年度29基金協会）。 ○ 各基金協会に対し、前年度の回収実績に応じて一定率（2%相当）の回収奨励金を交付しており、28年度は13百万円を交付した（27年度20百万円）。27年度の回収実績が26年度より3億30百万円減少したことから、28年度の回収奨励は27年度より7百万円減少）。 | <p><自己評価></p> <p>評定：B</p> <p>個別協議等を通じて基金協会と密に連携し、回収実績の向上を図ったことにより目標を達成したことから、Bとする。</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き、基金協会との個別協議等を通じて密に連携し、回収実績の向上を図る。</p> |

4. 主務大臣による評価

主務大臣による評価

| | |
|---|---|
| 評定 | B |
| <評定に至った理由> | |
| 基金協会からの「求償権分類管理表」に基づく求償権回収方針や求償権債務者の現況等についての現地協議を実施したこと、また、基金協会から「求償権回収進捗状況表」の提出を受け、上半期の求償権回収実績が一定水準に満たない基金協会には一層の促進を図るために個別協議を実施したことにより、28年度の回収金目標6億12百万円に対し、実績は6億79百万円と、達成率は110.8%となっており、中期目標の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。 | |
| <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> | |
| 引き続き、求償権を有する基金協会と個別協議等を通じて連携を強化し、回収実績の向上に努める必要がある。 | |
| <その他事項> | |

年度評価項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 第3-4 求債権の管理・回収の強化等（サービサー等の活用による回収策について費用対効果の検証及び回収委託基準の明確化等（林業信用保証業務）） | | | | | | | | |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | |
|------------------------|----------|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 評価対象となる指標 | 26年度達成目標 | (参考) 22年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | (参考情報) |
| 回収総額（A）（百万円） | — | 413 | 339 | 512 | 275 | 156 | 197 | |
| うちサービサー回収額 (B)（百万円） | — | 35 | 44 | 41 | 60 | 48 | 35 | |
| サービサー委託経費（C） (百万円) | — | 12 | 13 | 14 | 21 | 20 | 13 | |
| サービサーによる回収割合 (B/A) | — | 8.4% | 13.1% | 8.0% | 21.8% | 30.9% | 17.8% | |
| 経費率（C/B） | — | 35.2% | 29.8% | 34.0% | 35.4% | 41.7% | 37.6% | |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価 | | | | |
|--|---|---|---|--|
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 |
| | | | | 業務実績 |
| 4 求債権の管理・回収の強化等 回収実績の向上と経費の効率化を図るために、基金協会との連携を強化するほか、債権回収業者（サービサー）等の活用による回収策については、費用対効果を検証の上、回収委託基準の明確化等を実施する。また、保険料・保証料・貸付金利息を確実に徴収する。 | 4 求債権の管理・回収の強化等 回収実績の向上と経費の効率化を図るために、基金協会との連携を強化するほか、債権回収業者（サービサー）等の活用による回収策については、費用対効果を検証の上、回収の可能性、債権額の規模や委託に要する経費に照らし、指標の設定を含め回収委託基準の明確化等を実施する。また、保険料・保証料・貸付金利息を確実に徴収する。 | 4 求債権の管理・回収の強化等 (1) ア、回収実績の向上と経費の効率化を図るために、基金協会との連携を強化するほか、債権回収業者（サービサー）等の活用による回収策については、費用対効果を検証の上、回収の可能性、債権額の規模や委託に要する経費に照らし、指標の設定を含め回収委託基準の明確化等を実施する。また、保険料・保証料・貸付金利息を確実に徴収する。 | <主な定量的指標> 回収金額 <その他の指標> なし <評価の視点> 新たな回収委託基準に沿って、サービサーの活用による回収策は、平成25年度に改正された新たな回収委託基準に沿って実施する。 イ、平成28年度における回収金収入については、農業信用保険業務においては3,372百万円、林業信用保証業務においては353百万 | <主要な業務実績> (4) サービサー等の活用による回収策について費用対効果の検証及び回収委託基準の明確化等（林業信用保証業務） ○ 回収実績の向上と経費の効率化を図るために、28年3月に締結した委託契約（契約期間3年）に基づき、新たな回収委託基準（注）に沿って52件の求債権（28年度期首残高725百万円）の回収委託を実施し、28年度の回収額は35百万円となつた。 ○ 回収促進検討会においてサービサー委託が有効と判断した先1件を対象に28年12月に追加委託を実施した。 ○ 28年7月及び29年2月にサービサーと打合せを行い、委託した全求債権の進捗状況を確認するとともに、回収方策等必要な措置につき指示を行った。 (注) 過去の回収実績を踏まえ、効果的な回収が図られるよう、代位弁済から5年以内の先であって、弁済交渉の頻度の増加、早急な不動産の任意処分交渉や法的手段の実施必要な先を委託の対象とすることを新たな回収委託基準として明確化した（26年3月改正）。 |
| | | | | <自己評価> 評定：B サービサーへの回収委託については、回収委託基準に沿って実施しており、Bとする。 <課題と対応> 引き続き、明確化した回収委託基準に沿ってサービサーへの回収委託を実施し、回収実績の向上と経費の効率化を図る。 |

| | | |
|--|--|--|
| | 円、漁業信用保険 業務においては612 百万円をそれぞれ 見込む。 | |
|--|--|--|

| | |
|--|---|
| 4. 主務大臣による評価 | |
| 主務大臣による評価 | |
| 評定 | B |
| <評定に至った理由> | |
| サービスへの回収委託にあたっては、回収委託基準に沿って委託を行っており、中期目標の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。 | |
| <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> | |
| 引き続き、回収委託基準に基づくサービスの活用により、回収困難先からの回収実績の向上と経費の効率化を図る必要がある。 | |
| <その他事項> | |

年度評価項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | | | | | | |
|--|---|------------------------------|--------------------------------|---|-------|-------|-------|--|
| 第3→4 求償権の管理・回収の強化等（保険料・保証料、貸付金利息の確実な徴収） | | | | | | | | |
| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | |
| 評価対象となる指標 | 26年度達成目標 | (参考) 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | (参考情報) |
| (農業信用保険業務) | | | | | | | | |
| 保険料（百万円） | — | 3,660 | 3,557 | 3,469 | 3,433 | 3,278 | 3,075 | |
| 貸付金利息（百万円） | — | 30 | 13 | 9 | 6 | 6 | 6 | |
| (漁業信用保険業務) | | | | | | | | |
| 保険料（百万円） | — | 1,010 | 1,072 | 1,042 | .985 | 939 | 867 | |
| 貸付金利息（百万円） | — | 13 | 6 | 4 | 4 | 4 | 4 | |
| (林業信用保証業務) | | | | | | | | |
| 保証料（百万円） | — | 486 | 411 | 362 | 344 | 320 | 302 | |
| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価 | | | | | | | | |
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | | | 自己評価 |
| 4 求償権の管理・回収の強化等 回収実績の向上と経費の効率化を図るために、基金協会との連携を強化するほか、債権回収業者（サービサー）等の活用による回収策については、費用対効果を検証の上、回収委託基準の明確化等を実施する。また、保険料・保証料・貸付金利息を確実に徴収する。 | 4 求償権の管理・回収の強化等 回収実績の向上と経費の効率化を図るために、基金協会との連携を強化するほか、債権回収業者（サービサー）等の活用による回収策については、費用対効果を検証の上、回収の可能性、債権額の規模や委託に要する経費に照らし、指標の設定を含め回収委託基準の明確化等を実施する。また、保険料・保証料・貸付金利息を確実に徴収する。 | (2) 保険料・保証料、貸付金利息の確実な徴収に努める。 | <主な定量的指標> 保険料、保証料、貸付金利息の徴収額 | <主要な業務実績> (5) 保険料・保証料、貸付金利息の確実な徴収 | | | | <自己評価> 評定：C 保証料の未徴収及び過徴収事案が発生したことから、Cとする。 |
| | | | <その他の指標> なし | ○ 保険料・保証料、貸付金利息については、定められた納入期日に徴収したが、林業信用保証業務において以下の事案が発生した。 ・ 27年11月に判明した保証料の過徴収及び一部未徴収事案を踏まえ過去5年に同様の事案がないか確認したところ判明した保証料の過徴収（109,067円）及び一部未徴収（41,846円）事案について、保証料の過徴収事案は28年3月に返戻したが、一部未徴収事案については、納付交渉を行ったものの、保証利用者の理解は得られず、保証契約は24年度中に終了していること、信用基金からの請求金額通り納付されていることから、弁護士と相談した結果、これ以上の請求は行わないこととした。 ・ 28年4月に長期保証案件1件の2年目以降の保証料（3,133,472円）が未収となっていることが判明し、5月に全額の納付を受けた。これは、保証料の未納を防ぐためのチェック体制及び未収保証料のデータ作成処理方法に不備な点があったことによるものである。 | | | | <課題と対応> 27年度から28年度にかけて、保険料計算システムの不具合や検証体制の不備等により保険料・保証料の誤請求や未徴収・過徴収事案が発生したことから、各部室で見直した事務の検証方法に基づき、再発防止対策を徹底し、保険料・保証料・貸付金利息の確実な徴収に努 |

める。

| | |
|---|---|
| 4. 主務大臣による評価 | |
| 主務大臣による評価 | |
| 評定 | C |
| <評定に至った理由> | |
| 林業信用保証業務において、保証料の過徴収及び一部未徴収事案のほか、長期保証案件1件の2年目以降の保証料の未収事案が発生しており、保険料等の確実な徴収等ができていないことから、評定をCとする。 | |
| <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> | |
| 27年度から28年度にかけて、保険料計算システムの不具合や検証体制の不備等により保険料・保証料の誤請求や未徴収・過徴収事案が発生したことから、各部室で見直した事務の検証方法に基づき、再発防止対策を徹底し、目標達成に向けて改善に取り組む必要がある。 | |
| <その他事項> | |

年度評価項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報

第3-5 代位弁済率・事故率の低減（事故率の低減（農業信用保険業務））

2. 主要な経年データ

| 評価対象となる指標 | 達成目標 | (参考) 前中期目標期間 目標値 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | (参考情報) |
|-----------------|---------|------------------------|------|-------|-------|-------|------|--------|
| 農業信用保険業務 事故率 | 0.12%以下 | 0.12%以下 | - | 0.00% | 0.03% | 0.04% | | |

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 自己評価 |
|--|--|---|--|--|--|------|
| | | | | 業務実績 | | |
| 5 代位弁済率・事故率の低減 2及び3の取組により、中期目標期間中に保証契約・保険契約を締結した案件については、林業信用保険業務においてはその代位弁済率を2.94%以下とし、また、基金協会の代位弁済が保険事故となる農業信用保険業務にあってはその事故率を0.12%以下、漁業信用保険業務にあってはその事故率を1.15%以下とする。この場合、代位弁済率・事故率は、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。 | 5 代位弁済率・事故率の低減 2及び3の取組により、中期目標期間中に保証契約・保険契約を締結した案件については、林業信用保険業務においてはその代位弁済率を2.94%以下とし、また、基金協会の代位弁済が保険事故となる農業信用保険業務にあってはその事故率を0.12%以下、漁業信用保険業務にあってはその事故率を1.15%以下とする。この場合、代位弁済率・事故率は、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。 | <主な定量的指標> 事故率・代位弁済率 <その他の指標> なし <評価の視点> 引受審査の厳格化等モラルハザード防止に向けた取組により、代位弁済率や事故率が目標を達成しているか | <主要な業務実績> 5 代位弁済率・事故率の低減 ※ 代位弁済率・事故率の評価に当たっては、代位弁済率・事故率が、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮するものとする。 (1) 事故率の低減（農業信用保険業務） ○ 第3期中期目標期間である25年4月から29年3月までの事故率は、0.04%であった（目標値：中期目標期間中に0.12%以下）。 | <自己評価> 評価：B 事故率は目標値を達成しており、中期目標の達成に向けての進捗状況の把握に努めたことから、Bとする。 <課題と対応> 目標値は、第3期中期目標期間5年間の実績の累計であり、今後の事故の動向に注視しつつ、引き続き引受審査の厳格化等、モラルハザード防止に向けた取組を着実に実施し、中期目標の達成に努める。 | | |

| 第3期中期目標 | 28年度末 | | |
|---------|---------------|---------------------|-------|
| | 事故率 | 今期引受額 (今期引受案件のみ) | 事故率 |
| 0.12%以下 | 1,385,631,592 | 426,074 | 0.04% |

4. 主務大臣による評価

主務大臣による評価

評定

B

<評定に至った理由>

28年度末における事故率は0.04%であり、中期目標期間4年目終了時では目標（事故率0.12%以下）を達成していることから、評定をBとする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

今期においては目標の水準を満たしているが、中期目標期間5年間の実績の累計においても目標を達成する取組を実施していく必要がある。

<その他事項>

年度評価項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報

| | |
|------|----------------------------------|
| 第3—5 | 代位弁済率・事故率の低減（代位弁済率の低減（林業信用保証業務）） |
|------|----------------------------------|

2. 主要な経年データ

| 評価対象となる指標 | 達成目標 | (参考) 前中期目標期間 目標値 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | (参考情報) |
|-------------------|---------|------------------------|-------|-------|-------|-------|------|--------|
| 林業信用保証業務 代位弁済率 | 2.94%以下 | 2.94%以下 | 0.33% | 0.38% | 0.95% | 1.07% | | |

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 自己評価 |
|---|---|---|---|--|-----------|--|
| | | | | 業務実績 | | |
| 5 代位弁済率・事故率の低減 2 及び 3 の取組により、中期目標期間中に保証契約・保険契約を締結した案件については、林業信用保証業務においてはその代位弁済率を2.94%以下とし、また、基金協会の代位弁済が保険事故となる農業信用保険業務にあってはその事故率を0.12%以下、漁業信用保険業務にあってはその事故率を1.15%以下とする。この場合、代位弁済率・事故率は、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。 | 5 代位弁済率・事故率の低減 2 及び 3 の取組により、中期目標期間中に保証契約・保険契約を締結した案件については、林業信用保証業務においてはその代位弁済率を2.94%以下とし、また、基金協会の代位弁済が保険事故となる農業信用保険業務にあってはその事故率を0.12%以下、漁業信用保険業務にあってはその事故率を1.15%以下とする。この場合、代位弁済率・事故率は、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。 | 5 代位弁済率・事故率の低減 代位弁済率及び事故率については、中期目標期間中に保証契約・保険契約を締結した案件については、林業信用保証業務においてはその代位弁済率を2.94%以下とし、また、基金協会の代位弁済が保険事故となる農業信用保険業務にあってはその事故率を0.12%以下、漁業信用保険業務にあってはその事故率を1.15%以下とする。この場合、代位弁済率・事故率は、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。 | <主な定量的指標> 事故率・代位弁済率 <その他の指標> なし <評価の視点> 引受審査の厳格化等モラルハザード防止に向けた取組により、代位弁済率や事故率が目標を達成しているか | <主要な業務実績> 5 代位弁済率・事故率の低減 ※ 代位弁済率・事故率の評価に当たっては、代位弁済率・事故率が、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮するものとする。 (2) 代位弁済率の低減（林業信用保証業務） ○ 第3期中期目標期間である25年4月から29年3月までの代位弁済率は、1.07%であった（目標値：中期目標期間中に2.94%以下）。 | (単位：千円、%) | <自己評価> 評価：B 代位弁済率は目標値を達成しており、中期目標の達成に向けての進歩状況の把握に努めたことから、Bとする。 <課題と対応> 目標値は、第3期中期目標期間5年間の実績の累計であり、今後の代位弁済の動向に注視しつつ、引き続き引受審査の厳格化等、モラルハザード防止に向けた取組を着実に実施し、中期目標の達成に努める。 |

4. 主務大臣による評価

主務大臣による評価

| | |
|----|---|
| 評定 | B |
|----|---|

<評定に至った理由>

28年度末における代位弁済率は1.07%であり、中期目標期間4年目終了時では目標（代位弁済率2.94%以下）を達成していることから、評定をBとする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

今期においては目標の水準を満たしているが、中期目標期間5年間の実績の累計においても目標を達成する取組を実施していく必要がある。

<その他事項>

年度評価項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|--|-------|-------|--|--------|--|--|--|--|--|--|
| 第3—5 代位弁済率・事故率の低減（事故率の低減（漁業信用保険業務）） | | | | | | | | | | | | | | |
| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | | | | | | | |
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | (参考) 前中期目標期間 目標値 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | (参考情報) | | | | | | |
| 漁業信用保険業務 事故率 | 1.15%以下 | 1.15%以下 | 0.01% | 0.05% | 0.12% | 0.60% | | | | | | | | |
| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価 | | | | | | | | | | | | | | |
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | | | | | | | | | |
| 5 代位弁済率・事故率 の低減 | 5 代位弁済率・事故率 の低減 | 5 代位弁済率・事故率 の低減 | <p><主な定量的指標> 事故率・代位弁済率</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> 引受審査の厳格化等モラルハザード防止に向けた取組により、代位弁済率や事故率が目標を達成しているか</p> | <主要な業務実績> | | | <自己評価> 評価：B 事故率は目標値を達成しており、中期目標の達成に向けての進捗状況の把握に努めたことから、Bとする。 | | | | | | | |
| 2 及び 3 の取組により、中期目標期間中に保証契約・保険契約を締結した案件については、林業信用保険業務においてはその代位弁済率を2.94%以下とし、また、基金協会の代位弁済が保険事故となる農業信用保険業務にあってはその事故率を0.12%以下、漁業信用保険業務にあってはその事故率を1.15%以下とする。この場合、代位弁済率・事故率は、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。 | 2 及び 3 の取組により、中期目標期間中に保証契約・保険契約を締結した案件については、林業信用保険業務においてはその代位弁済率を2.94%以下とし、また、基金協会の代位弁済が保険事故となる農業信用保険業務にあってはその事故率を0.12%以下、漁業信用保険業務にあってはその事故率を1.15%以下とする。この場合、代位弁済率・事故率は、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。 | 2 及び 3 の取組により、中期目標期間中に保証契約・保険契約を締結した案件については、林業信用保険業務においてはその代位弁済率を2.94%以下とし、また、基金協会の代位弁済が保険事故となる農業信用保険業務にあってはその事故率を0.12%以下、漁業信用保険業務にあってはその事故率を1.15%以下とする。この場合、代位弁済率・事故率は、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。 | | <p>※ 代位弁済率・事故率の評価に当たっては、代位弁済率・事故率が、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮するものとする。</p> <p>(3) 事故率の低減（漁業信用保険業務）</p> <p>○ 第3期中期目標期間である25年4月から29年3月までの事故率は、0.60%であった（目標値：中期目標期間中に1.15%以下）。</p> | | | <課題と対応> 目標値は、第3期中期目標期間5年間の実績の累計であり、今後の事故の動向に注視しつつ、引き続き引受審査の厳格化等、モラルハザード防止に向けた取組を着実に実施し、中期目標の達成に努める。 | | | | | | | |
| (単位：千円、%) | | | | | | | | | | | | | | |
| 第3期中期目標 | | 28年度末 | | | | | | | | | | | | |
| 事故率 | 今期引受額 | 今期支払額 (今期引受条件のみ) | 事故率 | | | | | | | | | | | |
| 1.15%以下 | 316,113,387 | 1,884,015 | 0.60% | | | | | | | | | | | |

| 4. 主務大臣による評価 | | | | | | | | |
|--------------|---|--|--|--|--|--|--|--|
| 主務大臣による評価 | | | | | | | | |
| 評定 | B | | | | | | | |
| <評定に至った理由> | | | | | | | | |

28年度末における事故率は0.60%であり、中期目標期間4年目終了時では目標（事故率1.15%以下）を達成していることから、評定をBとする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

今期においては目標の水準を満たしているが、中期目標期間5年間の実績の累計においても目標を達成する取組を実施していく必要がある。

<その他事項>

年度評価項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報

第3-6 基金協会及び共済団体等に対する貸付金の適正な審査及び回収

2. 主要な経年データ

| 評価対象となる指標 | 達成目標 | (参考) | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | (参考情報) |
|-----------|------|------|------|------|------|------|------|--------|
| | | | | | | | | |

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 自己評価 |
|--|--|--|---|--|---|------|
| | | | | 業務実績 | | |
| 6 基金協会及び共済団体等に対する貸付け 基金協会及び共済団体等に対する貸付けについては、引き続き適正な審査を行うとともに、その回収については、確実に徴収するものとする。 | 6 基金協会及び共済団体等に対する貸付け 基金協会及び共済団体等に対する貸付けについては、引き続き適正な審査を行うとともに、その回収については、確実に徴収するものとする。 | 6 基金協会及び共済団体等に対する貸付け 基金協会及び共済団体等に対する貸付けについては、引き続き適正な審査を行うとともに、その回収については、確実に徴収するものとする。 | <主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 適正な貸付審査と期日に確實な回収がされているか | <p><主要な業務実績></p> <p>6 基金協会及び共済団体等に対する貸付金の適正な審査及び回収 (農業信用保険業務・漁業信用保険業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 基金協会に対する貸付けについては、借入申込書等の審査を迅速かつ的確に行うとともに、貸付金の回収については、基金協会に対して予め償還期限、回収額及び利息を通知することにより、期日どおりに全額回収した。 <p>(農業災害補償関係業務・漁業災害補償関係業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 共済団体等に対する貸付けについては、借入申込書及び償還計画書等の審査を迅速かつ的確に行うとともに、貸付金の回収については、共済団体等に対して予め償還期限、回収額及び利息を通知することにより、期日どおりに全額回収した。 <p>なお、漁業災害補償関係業務においては、28年度は貸付・回収の実績はなかった。</p> | <p><自己評価></p> <p>評定：B</p> <p>貸付金について、迅速かつ的確な審査を行うとともに、計画どおり期日に回収しており、Bとする。</p> <p><課題と対応></p> <p>貸付審査を迅速かつ的確に行うとともに、期日に全額回収を図る。</p> | |

| (単位：百万円) | | | | |
|------------|----------------|---------|---------|-----------|
| 区分 | 27年度末貸付残高 | 28年度貸付額 | 28年度回収額 | 28年度末貸付残高 |
| 農業信用保険業務 | 長期資金 36,753 | 24,522 | 24,522 | 36,753 |
| | 短期資金 98 | 498 | 305 | 280 |
| 漁業信用保険業務 | 長期資金 27,250 | 15,528 | 15,549 | 27,229 |
| | 短期資金 992 | 1,276 | 1,390 | 878 |
| | 特別資金 138 | - | 40 | 90 |
| 農業災害補償関係業務 | 600 | 500 | 600 | 500 |
| 漁業災害補償関係業務 | - | - | - | - |

(注1) 長期資金とは、代位弁済財源貸付のうち、基金協会の近代化資金等に係る保証債務及び農協並びに漁協等保証債務に係る保証債務の額を増大させるために必要な原資となるべき資金の貸付け。

(注2) 短期資金とは、代位弁済財源貸付のうち、基金協会の近代化資金等に係る保証債務及び農協並びに漁協等保証債務に係る保証債務の履行を円滑にする

ために必要な資金の貸付け。

(注3) 特別資金とは、基金協会の漁業近代化資金等及び漁協等保証債務に係る保証債務であって著しく多額であるものの履行を円滑にするために必要な資金の貸付け。

4. 主務大臣による評価

主務大臣による評価

評定

B

<評定に至った理由>

貸付審査については、迅速かつ的確な処理が行われ、回収については期日どおりに回収しており、中期目標の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

引き続き、貸付審査を迅速かつ的確に行うとともに、期日内回収を図っていく必要がある。

<その他事項>

年度評価項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | | | | | | |
|--------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 第3-7 宿舎の廃止に関する計画 | | | | | | | | |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | |
|-------------|----------|--------------|------|------|------|------|------|-----------------------------|
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | (参考) 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| 利用戸数 | 27年度までに0 | 21戸 | 22戸 | 9戸 | 8戸 | 0戸 | - | |

| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | | 自己評価 |
|--|---|--|--|--|---|--|------|
| | | | | 業務実績 | 自己評価 | | |
| 7 宿舎の廃止に関する計画 信用基金の保有する職員宿舎について、独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画（平成24年12月14日行政改革担当大臣決定）等を踏まえ、入居者の円滑な退去等に配慮しつつ職員宿舎の廃止に関する計画を策定の上、中期目標期間中に、廃止する。 | 7 宿舎の廃止に関する計画 信用基金の保有する職員宿舎について、職員宿舎廃止に係る実施計画（平成25年6月20日付け独信基601平成25年度第50号）に基づき、職員退去後の廃止宿舎について、その処分を進める。 | <主な定量的指標> 利用戸数 <その他の指標> なし <評価の視点> 職員宿舎廃止に係る実施計画に基づき、宿舎の廃止に向けた取組は進められているか | <主要な業務実績> 7 宿舎の廃止に関する計画 ○ 職員宿舎廃止に係る実施計画に基づき27年度に廃止した宿舎（成城宿舎及びみどり寮）については、28年3月1日付けで主務省より発出された「介護施設等整備のための独立行政法人の不要資産の活用について」を踏まえ、その処分を進めた。 (成城宿舎) 介護施設としての取得要望がないことを世田谷区に確認の上、独立行政法人通則法による不要財産に係る国庫納付及び民間等出資の払戻しについての主務大臣の認可を受け、28年9月に一般競争入札により売却を行った後、28年11月に民間出資者に対して宿舎の売却代金に係る出資払戻しができる旨の催告を実施したほか、29年3月に56百万円を国庫納付した。 (みどり寮) 介護施設としての取得要望がないことを練馬区に確認したほか、28年10月に企画競争により売却業務の委託を行い、処分の準備を進めた。 | <自己評価> 評定：B 職員宿舎廃止に係る実施計画に基づき、宿舎を廃止し、成城宿舎について売却を実施したことから、Bとする。 | <課題と対応> 成城宿舎について、民間等出資の払戻し手続きを進める。みどり寮について、処分を進める。 | | |

| 4. 主務大臣による評価 | |
|--|---|
| 主務大臣による評価 | |
| 評定 | B |
| <評定に至った理由> | |
| 職員宿舎廃止に係る実施計画に基づき、宿舎を廃止しており、中期目標の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。 | |
| <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> | |
| 成城宿舎について民間等出資の払戻し手続きを進めるとともに、みどり寮について処分を進める必要がある。 | |

<その他事項>

年度評価項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | | | | | |
|--------------------|-----------------|--|--|--|--|--|--|
| 第3-8 | 農業融資資金業務に係る国庫納付 | | | | | | |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | |
|-------------|------|------|------|------|------|------|-----------------------------|
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | (参考) | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
| | | | | | | | (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報 |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価 | | | | |
|--|--|------|--|---|
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 |
| | | | | 業務実績 |
| 7 農業融資資金業務 農業融資資金業務について、「平成23年度決算検査報告」(平成24年1月2日会計検査院から国会及び内閣宛て報告)を踏まえ、農業信用基金協会がその機能を十分に發揮できることを前提としてもなお不要と見込まれると指摘された額(123億8千3百万円)については、農業信用基金協会の業務運営への影響を考慮しつつ、国庫に納付する。 | 8 農業融資資金業務 農業融資資金業務について、「平成23年度決算検査報告」(平成24年11月2日会計検査院から国会及び内閣宛て報告)を踏まえ、農業信用基金協会がその機能を十分に發揮できることを前提としてもなお不要と見込まれると指摘された額(123億8千3百万円)について、農業信用基金協会の業務運営への影響を考慮しつつ、国庫に納付する。 | | <主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> なし | <主要な業務実績> 8 農業融資資金業務に係る国庫納付 ○ 25年度措置済み。 法人の業務実績・自己評価 業務実績 自己評価 |

| 4. 主務大臣による評価 | |
|-----------------------|-----------|
| 評定 | 主務大臣による評価 |
| <評定に至った理由> | — |
| <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> | |

<その他事項>

年度評価項目別評定調査（その他の業務運営に関する重要な事項）

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | | | | | | | | | |
|--------------------|----------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 第4 | 長期借入金の条件 | | | | | | | | | | |

| 評価対象となる指標 | 達成目標 | (参考) | 24年度 | | 25年度 | | 26年度 | | 27年度 | | 28年度 | | (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報 |
|-----------|------|------|------|----------|---------|----|------|----|------|----------|------|----|-----------------------------|
| | | | 上期 | 下期 | 上期 | 下期 | 上期 | 下期 | 上期 | 下期 | 上期 | 下期 | |
| 借入時期 | - | - | なし | 24.10.15 | 25.6.18 | なし | なし | なし | なし | 27.10.14 | なし | なし | |
| 借入金額(百万円) | - | - | - | 1,483 | 761 | - | - | - | - | 2,000 | - | - | |
| 借入利率 | - | - | - | 0.137% | 0.225% | - | - | - | - | 0.100% | - | - | |
| (参考) | | | | | | | | | | | | | |
| 入札銀行数 | - | - | - | 19社 | 9社 | - | - | - | - | 5社 | - | - | |
| 国債利率 | - | - | - | 0.135% | 0.225% | - | - | - | - | 0.025% | - | - | |
| 長プラ利率 | - | - | - | 1.25% | 1.30% | - | - | - | - | 1.10% | - | - | |

※1 国債利率は5年物。残存4年程度。

2 借入利率は、平均借入率。

| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 自己評価 |
|---|---|---|---|--|---|------|
| | | | | 業務実績 | 自己評価 | |
| 第5 その他業務運営に関する重要な事項 長期借入金の条件 独立行政法人農林漁業信用基金法（平成14年法律第128号）第17条第1項（漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第196条の11第1項又は林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第7条の規定により読み替えて適用する場合）の規定に基づき、信用基金が長期借入金をするに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。 | 第4 その他業務運営に関する重要な事項 長期借入金の条件 独立行政法人農林漁業信用基金法（平成14年法律第128号）第17条第1項（漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第196条の11第1項又は林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第7条の規定により読み替えて適用する場合）の規定に基づき、信用基金が長期借入金をするに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。 | 第4 その他業務運営に関する重要な事項 長期借入金の条件 独立行政法人農林漁業信用基金法（平成14年法律第128号）第17条第1項（漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第196条の11第1項又は林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第7条の規定により読み替えて適用する場合）の規定に基づき、信用基金が長期借入金をするに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。 | <主な定量的指標> 借入利率 <その他の指標> なし <評価の視点> 極力有利な条件で借入を行っているか | <主要な業務実績> 第4 その他の業務運営に関する重要な事項 ○ 長期借入金について極力有利な条件での借入れ 28年度は、寄託返還金を長期借入金の償還財源に充当したことから、新たな長期借入金は行わなかった。 | <自己評価> 評定：一 <課題と対応> 引き続き長期借入金を行うに当たっては、有利な条件での借入れに努める。 | |

| | |
|-----------------------|---|
| 4. 主務大臣による評価 | |
| 主務大臣による評価 | |
| 評定 | — |
| <評定に至った理由> | |
| <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> | |
| <その他事項> | |

年度評価項目別評定調査（予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画）

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------------------|------------------------------------|--|---|---|---------|--------|---------|--------|------------------|--------|---------|--------|------|
| 第5 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 | | | | | | | | | | | | | |
| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | | | | | | |
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | (参考) | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | (参考情報) | 28年度における予算と決算の差額 | | | | |
| 予算 | 決算 | 予算 | 決算 | 予算 | 決算 | 予算 | 決算 | 予算 | 決算 | 予算 | 決算 | | |
| 農業信用保険勘定 (百万円) | | | | | | | | | | | | | |
| 収入合計 | — | — | 35,218 | 33,456 | 34,329 | 32,790 | 34,027 | 31,761 | 22,121 | 19,002 | 34,293 | 30,936 | |
| 支出合計 | — | — | 37,864 | 30,509 | 27,258 | 18,528 | 38,153 | 29,398 | 25,800 | 17,048 | 34,657 | 31,266 | |
| 林業信用保証勘定 (百万円) | | | | | | | | | | | | | |
| 収入合計 | — | — | 16,395 | 11,289 | 14,626 | 15,334 | 11,094 | 8,646 | 15,199 | 10,124 | 12,040 | 8,371 | |
| 支出合計 | — | — | 16,803 | 13,181 | 15,678 | 11,189 | 12,593 | 7,670 | 16,799 | 12,422 | 13,195 | 9,048 | |
| 漁業信用保険勘定 (百万円) | | | | | | | | | | | | | |
| 収入合計 | — | — | 28,115 | 29,295 | 25,457 | 23,587 | 24,819 | 21,135 | 17,787 | 15,736 | 21,207 | 19,947 | |
| 支出合計 | — | — | 24,103 | 21,395 | 23,943 | 20,951 | 24,068 | 18,911 | 17,043 | 15,727 | 21,124 | 20,183 | |
| 農業灾害補償関係勘定 (百万円) | | | | | | | | | | | | | |
| 収入合計 | — | — | 103,002 | 2,429 | 108,613 | 2,227 | 108,614 | 976 | 108,579 | 4,245 | 108,485 | 634 | |
| 支出合計 | — | — | 104,011 | 2,573 | 109,173 | 2,036 | 109,173 | 734 | 109,172 | 4,141 | 109,173 | 512 | |
| 漁業灾害補償関係勘定 (百万円) | | | | | | | | | | | | | |
| 収入合計 | — | — | 32,699 | 6,592 | 32,693 | 5,979 | 32,693 | 1,555 | 32,696 | 9 | 32,698 | 6 | |
| 支出合計 | — | — | 32,728 | 4,704 | 32,697 | 3,583 | 32,700 | 161 | 32,685 | 18 | 32,673 | 15 | |
| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価 | | | | | | | | | | | | | |
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | | | | | | | | 自己評価 |
| | | | | 業務実績 | | | | | | | | | |
| 第5 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画【別紙】 | 第5 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画【別紙】 | <主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 適正な業務運営を確保するものであるか | <主要な業務実績> 第5 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 (農業信用保険勘定) 基金協会の保証債務の履行を円滑にするために必要な資金の貸付けが減少し、当該貸付けの償還による収入が減少したこと等から、収入の決算額は予算額を下回った。また、畜産関係の対策の実施及び保険金額残高の減少等に伴い保険金の支払いが減少したこと等から、支出の決算額は予算額を下回った。 (林業信用保証勘定) 木材産業等高度化推進資金の原資となる信用基金からの都道府県に対する貸付けが減少し、当該貸付けの償還による収入が減少したこと等から、支出及び収入の決算額は予算額を下回った。 (漁業信用保険勘定) 基金協会の保証債務の履行を円滑にするために必要な資金の貸付けが減少し、当該貸付けの償還による収入が減少したこと等から、支出及び収入の決算額は予 | <自己評価> 評定：B 適正な業務運営を確保するため、年度計画における予算に基づき、適正な業務運営を実施したことから、Bとする。 <課題と対応> 引き続き、年度計画における予算に基づき、適正な業務運営に努める。 | | | | | | | | | |

算額を下回った。

(農業・漁業災害補償関係勘定)

予算では、セーフティネットという業務の特性上、大災害が発生した場合に共済金支払い原資を供給できるよう、最大規模の貸付実績を勘案して、貸付計画・借入計画を設定している。

28年度においては想定したような大災害が発生しなかったことから、予算と決算に大きな乖離が生じた。

- 収支計画に対する決算の状況は以下のとおり。

(農業信用保険勘定)

支払備金の戻入れが生じたこと等により、35億8百万円の当期総利益を計上した。

(林業信用保証勘定)

保証債務残高の減少に伴い保証債務損失引当金の戻入れが生じたこと等により、2億68百万円の当期総利益を計上した。

(漁業信用保険勘定)

大口案件の保険金の支払いが生じたこと等により、2億64百万円の当期純損失を計上した。この損失については、前中期目標期間繰越積立金を同額取り崩して充てた。

(農業災害補償関係勘定)

人件費の削減に伴い一般管理費が減少したこと等により、21百万円の当期総利益を計上した。

(漁業災害補償関係勘定)

貸付実績がなく、事業収入が減少したこと等により、9百万円の当期純損失を計上した。この損失については、前中期目標期間繰越積立金を同額取り崩して充てた。

この結果、各勘定における当期損益及び利益剰余金の状況は以下のとおりとなつた。

(単位：百万円)

| 区分 | 農業信用 保険勘定 | 林業信用 保証勘定 | 漁業信用 保険勘定 | 農業災害補 償関係勘定 | 漁業災害補 償関係勘定 | 合計 |
|-------|--------------|--------------|--------------|----------------|----------------|--------|
| 当期損益 | 3,508 | 268 | - | 21 | - | 3,797 |
| 利益剰余金 | 20,514 | 4,901 | 5,154 | 208 | 173 | 30,950 |

4. 主務大臣による評価

主務大臣による評価

| 評定 | B |
|---|---|
| <評定に至った理由> | |
| 適正な業務運営を確保するため、年度計画における予算に基づき、適正な業務運営を実施しており、中期目標の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。 | |
| <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> | |
| 引き続き、年度計画における予算に基づき、適正な業務運営に努める必要がある。 | |
| <その他事項> | |

年度評価項目別評定調書（短期借入金の限度額）

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | | | | | |
|--|--|---|--|--|------|------|------|
| 第6 | 短期借入金の限度額 | | | | | | |
| 2. 主要な経年データ | | | | | | | |
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | (参考) | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| (農業災害補償関係業務) | | | | | | | |
| 年度内残高最大値 | 1,220億円 | — | 2億円 | — | 10億円 | — | |
| (漁業災害補償関係業務) | | | | | | | |
| 年度内残高最大値 | 110億円 | — | — | — | — | — | |
| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価 | | | | | | | |
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | | 自己評価 |
| | | | | 業務実績 | | | |
| 第6 短期借入金の限度額 中期目標期間中の短期借入金は、農業災害補償関係勘定において1,220億円、漁業災害補償関係勘定において110億円を限度とする。 (想定される理由) 農業災害補償関係勘定及び漁業災害補償関係勘定における一時的に不足する貸付原資を調達するため。 | 第6 短期借入金の限度額 平成28年度の短期借入金は、農業災害補償関係勘定において1,220億円、漁業災害補償関係勘定において110億円を限度とする。 | <主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 限度額の範囲内で行われたか | <主要な業務実績> 第6 短期借入金の限度額 <input type="radio"/> 中期計画に定めた限度額の範囲内で借入れ (農業災害補償関係業務) <input type="radio"/> 実績なし。 (注) 中期計画に定める限度額 1,220億円 (漁業災害補償関係業務) <input type="radio"/> 実績なし。 (注) 中期計画に定める限度額 110億円 | <自己評価> 評定：— <課題と対応> 貸付原資として短期借入金を行う場合には、中期計画に定める限度額の範囲内で借入れを行う。 | | | |
| 4. 主務大臣による評価 | | | | | | | |
| 主務大臣による評価 | | | | | | | |
| 評定 | — | | | | | | |
| <評定に至った理由> | | | | | | | |
| <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> | | | | | | | |

<その他事項>

年度評価項目別評定調書（不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画）

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | | | | | | |
|--------------------|----------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|
| 第7 | 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画 | | | | | | | |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | |
|-------------|------|------|------|------|------|------|------|-----------------------------|
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | (参考) | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| | | | | | | | | |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価 | | | | | |
|--|------|------|--|--|-------------------------------|
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | |
| | | | | 業務実績 | |
| 第7 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画 農業融資資金業務については、「平成23年度決算検査報告」(平成24年11月2日会計検査院から国会及び内閣宛て報告)を踏まえ、農業信用基金協会がその機能を十分に發揮できることを前提としてもなお不要と見込まれると指摘された額(123億8千3百万円)について、農業信用基金協会の業務運営への影響を考慮しつつ、平成25年12月までに金銭により国庫に納付する。 | | | <主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> なし | <主要な業務実績> 第7 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画 ○ 農業融資資金業務に係る政府出資金の不要額(123億83百万円)の平成25年12月までの国庫納付 ○ 25年度措置済み。 | <自己評価> 評定：－ <課題と対応> |

| 4. 主務大臣による評価 | |
|--------------|---|
| 主務大臣による評価 | |
| 評定 | － |
| <評定に至った理由> | |

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

<その他事項>

年度評価項目別評定調書（重要な財産の譲渡等に関する計画）

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | | | | | | |
|--------------------------------------|----------------------------|------|--|--|------|------|------|-------------------------------|
| 第8 | 重要な財産の譲渡等に関する計画 | | | | | | | |
| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | |
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | (参考) | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| | | | | | | | | |
| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価 | | | | | | | | |
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | | | 自己評価 |
| | | | | 業務実績 | | | | |
| | 第8 重要な財産の譲渡等に関する計画 予定なし | | <主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> なし | <主要な業務実績> 第8 重要な財産の譲渡等に関する計画 実績なし。 | | | | <自己評価> 評定：— <課題と対応> |
| 4. 主務大臣による評価 | | | | | | | | |
| 主務大臣による評価 | | | | | | | | |
| 評定 | — | | | | | | | |
| <評定に至った理由> | | | | | | | | |
| <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> | | | | | | | | |
| <その他事項> | | | | | | | | |

年度評価項目別評定調書（剰余金の使途）

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | |
|--------------------|--------|
| 第9 | 剰余金の使途 |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | |
|-------------|------|------|------|------|------|------|------|-----------------------------|
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | (参考) | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| | | | | | | | | |

| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 自己評価 |
|------|--|------|--|--|---|------|
| | | | | 業務実績 | | |
| | 第9 剰余金の使途 農林漁業金融のセーフティ・ネット機関としての役割の向上のため、人材の育成・研修、情報システムの充実等の使途に使用。 | | <主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 目的積立金は、中期計画に定めた使途に使用されているか | <主要な業務実績> 第9 剰余金の使途 <input type="radio"/> 中期計画に定めた使途への剰余金の使用状況 目的積立金を積み立てていないことから、28年度実績なし。 <input type="radio"/> 中期計画に定めた使途に充てた結果、当該年度に得られた成果 目的積立金を積み立てていないことから、28年度実績なし。 なお、中期計画に定めた使途に係る経費は、一般管理費を充てて対応した。 また、得られた効果は、「人材の育成・研修」については第1の3の(2)「効果的な研修の実施」を、「情報システムの充実」については第1の6「業務運営の効率化等を踏まえた情報システムの整備」を参照。 | <自己評価> 評定：— <課題と対応> 目的積立金を積み立てた場合には、中期計画に定めた使途に使用する。 | |

| 4. 主務大臣による評価 | |
|-----------------------|---|
| 主務大臣による評価 | |
| 評定 | — |
| <評定に至った理由> | |
| <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> | |
| <その他事項> | |

年度評価項目別評定調書（その他主務省令で定める業務運営に関する事項）

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | | | | | | |
|--------------------|--------------|--|--|--|--|--|--|--|
| 第10-1 | 施設及び設備に関する計画 | | | | | | | |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | |
|-------------|------|------|------|------|------|------|------|-----------------------------|
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | (参考) | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| | | | | | | | | |

| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 自己評価 |
|------|---|------|--|---|------|-------------------------------|
| | | | | 業務実績 | 自己評価 | |
| | 第10 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 施設及び設備に関する計画 予定なし | | <主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> なし | <主要な業務実績> 第10 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 施設及び設備に関する計画 実績なし。 | | <自己評価> 評定：一 <課題と対応> |

| 4. 主務大臣による評価 | |
|-----------------------|-----------|
| | 主務大臣による評価 |
| 評定 | 一 |
| <評定に至った理由> | |
| <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> | |
| <その他事項> | |

年度評価項目別評定調書（その他主務省令で定める業務運営に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報
第10-2 人に関する指標（人に関する指標）

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | |
|---------------------------|----------------------------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-----------------------------|
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | (参考) 24年度 | 25年度 (第3期) | 26年度 (第3期) | 27年度 (第3期) | 28年度 (第3期) | 29年度 (第3期) | (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| 定員 | | 113 | 113 | 113 | 113 | 113 | 113 | |
| 実員（各年度期初（4月1日）時点。再雇用を含む。） | 期初（H25.4.1）の常勤職員数（定員数113）を上回らない。 | 109 | 108 | 106 | 110 | 107 | | |

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | |
|--|---|---|-----------|--------------|--|
| | | | | 業務実績 | 自己評価 |
| 2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。） (1) 方針 農林漁業金融をめぐる情勢の変化に即応して、信用基金の業務の円滑な実施を担うことができる人材を確保するため、職員に対する各種研修を効果的に実施していくとともに、高度な専門知識を有する職員を採用する。 また、業務の質や量に対応した適切な人員配置を実現する。 (2) 人員に関する指標 期末の常勤職員数は、期初を上回らないものとする。 (参考 1) 期初の常勤職員数113名 (参考 2) 中期目標期間中の人件費総額見込み 5,300百 | 第 7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 人事に関する計画 | <主な定量的指標> 定員及び実員の推移 <その他の指標> なし <評価の視点> 期初の常勤職員数を踏まえた体制となっているか | <主要な業務実績> | | <自己評価> 評定：B 期末の常勤職員見込みを踏まえた人員確保を行っておりことから、Bとする。 <課題と対応> 引き続き、期末の常勤職員見込みを踏まえた人員確保を行う。 |

万円
ただし、上記の額は、
役員報酬並びに職員基本
給、職員諸手当及び超過
勤務手当に相当する範囲
の費用である。

4. 主務大臣による評価

主務大臣による評価

評定

B

<評定に至った理由>

期末の常勤職員見込みを踏まえた人員確保を行っており、中期目標の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

引き続き、期末の常勤職員見込みを踏まえた人員確保を行う必要がある。

<その他事項>

年度評価項目別評定調書（その他主務省令で定める業務運営に関する事項）

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | | | | | | |
|-----------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 第10-2 人員に関する指標（人材の確保） | | | | | | | | |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | |
|-------------|------|------|------|------|------|------|------|-----------------------------|
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | (参考) | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| | | | | | | | | |

| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 自己評価 |
|---|---|--|---|--------------|--|------|
| | | | | 業務実績 | 自己評価 | |
| 2 職員の人事に関する 計画（人員及び人件費 の効率化に関する目標 を含む。） (3) 人材の確保及び養成 に関する計画 ① 人材の確保 金融、保険業務等の分 野において高度な専門性 を有する民間企業等の人 材を採用する。また、適 切な人事管理の構築等を 通じた魅力ある就業環境 の形成により、人材の確 保を行う。 | 1 人事に関する計画 (1) 人材の確保 金融、保険業務等の分 野において高度な専門性 を有する人材の確保に努 める | <主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 高度な専門性を有する人材 を確保しているか | <主要な業務実績> (2) 人材の確保 ○ 金融機関において資産査定等に精通し融資業務等の経験も有する者を外部か ら登用するとともに定年退職した職員を再雇用し、これらの者の専門知識・経 験を生かした配置等を行った。外部からの登用者や再雇用職員は、豊富なキャ リアを生かし指導的役割を果たしている。 | | <自己評価> 評定：B 専門知識を有する 人材を確保すること により、業務の 円滑な実施を確 保しており、Bとす る。 <課題と対応> 引き続き、専門知 識を有する人材確 保に努め、業務の 質や量に対応した 適切な人事配置を 行う。 | |

| 4. 主務大臣による評価 | |
|---|-----------|
| 評定 | 主務大臣による評価 |
| | B |
| <評定に至った理由> | |
| 専門知識を有する人材を確保することにより、業務の円滑な実施を確保しており、中期目標の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。 | |
| <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> | |
| 引き続き、専門知識を有する人材の確保に努め、業務の質や量に対応した適切な人員配置を行う必要がある。 | |

<その他事項>

年度評価項目別評定調書（その他主務省令で定める業務運営に関する事項）

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | | | | | | |
|--------------------|-----------------|--|--|--|--|--|--|--|
| 第10-2 | 人員に関する指標（人材の養成） | | | | | | | |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | |
|-------------|------|------|------|------|------|------|------|-----------------------------|
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | (参考) | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| | | | | | | | | |

| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 自己評価 |
|--|--|---|---|--|--|------|
| | | | | 業務実績 | | |
| 2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。） (3) 人材の確保及び養成に関する計画 (2) 人材の養成 個々の職員の専門性の育成に配慮した人事管理を行うとともに、職員に対する研修制度の充実等により、民間企業等から採用した人材の専門的な知見を速やかに共有させ、専門性の高い人材の早期育成を図る。 | 1 人事に関する計画 (2) 人材の養成 個々の職員の専門性の育成に配慮した人事管理を行うとともに、金融業務機能の強化を図るために研修を含め、職員に対する研修制度の充実等により、民間企業等から採用した人材の専門的な知見を速やかに共有させ、専門性の高い人材の早期育成を図る。 | <主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 人事管理や研修により、人材育成が図られているか | <主要な業務実績> (3) 人材の養成 ○ 業務の適正化を図るため、同一ポストに長期に在籍する職員を把握しつつ、日常の業務及び研修による能力向上、人事評価結果等により、業務の適性を見極め、適材適所の配置を行う人事管理を実施した。 ○ 研修により職員の能力向上を図った上で、勤務実績等を踏まえ、適材適所の人事配置を行った。 ○ 27年4月に定めた「能力開発研修（専門研修）実施要領」に基づき、採用後一定の期間内において受講する研修種類等を明確にして、審査・回収等の金融業務機能の強化を図るために行う専門研修の実効性を高めた。 | <自己評価> 評定：B 研修等により職員の能力向上を図り、業務の適性を見極め、適切な人事配置を行ことにより、業務の円滑な実施を確保しており、Bとする。 <課題と対応> 引き続き、職員に対する各種研修の実施等により高度な専門知識を有する人材の育成に努め、業務の適性を見極め、業務の質や量に対応した適切な人事配置を行う。 | | |

| 4. 主務大臣による評価 | |
|--------------|-----------|
| 評定 | 主務大臣による評価 |
| | B |

<評定に至った理由>
研修等により職員の能力向上を図り、適性の見極めを通じて、適切な人事配置を行うことにより、業務の円滑な実施を確保しており、中期目標の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとす

る。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

引き続き、職員に対する各種研修の実施等により高度な専門知識を有する人材育成に努め、適性の見極めを通じて、業務の質や量に対応した適切な人事配置を行う必要がある。

<その他事項>

年度評価項目別評定調書（その他主務省令で定める業務運営に関する事項）

| | |
|--------------------|--------------|
| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | |
| 第10-3 | 積立金の処分に関する事項 |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | |
|-------------|------|------|------|------|------|------|-----------------------------|
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | (参考) | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
| | | | | | | | (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報 |

| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 自己評価 |
|--|--|--|--|---|------|------|
| | | | | 業務実績 | 自己評価 | |
| 3 積立金の処分に関する事項 各勘定の前中期目標期間縫越積立金は、それぞれ農業信用保険業務、漁業信用保険業務、農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に充てることとする。 | 2 積立金の処分に関する事項 各勘定の前中期目標期間縫越積立金は、それぞれ農業信用保険業務、漁業信用保険業務、農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に充てることとする。 | <主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 各勘定の前中期目標期間縫越積立金は、各業務に充てられているか | <主要な業務実績> 3 積立金の処分に関する事項 ○ 漁業信用保険勘定及び漁業災害補償関係勘定に計上の前中期目標期間縫越積立金は、漁業信用保険勘定における当期純損失2億64百万円及び漁業災害補償関係勘定における同9百万円の補てんに充てた。 なお、農業信用保険勘定及び農業災害補償関係勘定に計上の同積立金は、同勘定において当期純利益を計上したことから、積立金の取崩を行っていない。 | <自己評価> 評定：B 積立金を当期純損失の補てんに充てたことから、Bとする。 <課題と対応> 各勘定の前中期目標期間縫越積立金は、それぞれ農業信用保険業務、漁業信用保険業務、農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に充てる。 | | |

| 4. 主務大臣による評価 | |
|--|---|
| 主務大臣による評価 | |
| 評定 | B |
| <評定に至った理由> | |
| 漁業信用保険勘定及び漁業災害補償関係勘定に係る積立金はそれぞれの当期純損失の補てんに充てており、中期目標の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。 | |
| <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> | |
| 引き続き、各勘定の前中期目標期間縫越積立金は、それぞれ農業信用保険業務、漁業信用保険業務、農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に充てる必要がある。 | |

<その他事項>

1. 平成28事業年度予算及び決算

(1) 収入

(単位：百万円)

| 科 目 | 総 計 | | 農業信用保険勘定 | | 林業信用保証勘定 | | 漁業信用保険勘定 | | 農業災害補償関係勘定 | | 漁業災害補償関係勘定 | |
|-----------|---------|--------|----------|--------|----------|-------|----------|--------|------------|-----|------------|----|
| | 予算 | 決算 | 予算 | 決算 | 予算 | 決算 | 予算 | 決算 | 予算 | 決算 | 予算 | 決算 |
| 受入事業交付金 | 1,825 | 1,359 | 276 | 10 | 366 | 366 | 1,183 | 984 | - | - | - | - |
| 政府補給金受入 | 20 | 5 | - | - | 20 | 5 | - | - | - | - | - | - |
| 政府出資金 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 地方公共団体出資金 | 10 | 20 | - | - | 10 | 20 | - | - | - | - | - | - |
| 民間出資金 | 15 | - | - | - | 15 | - | 0 | - | - | - | - | - |
| 事業収入 | 135,106 | 57,348 | 33,540 | 30,468 | 9,861 | 7,699 | 19,630 | 18,576 | 55,022 | 605 | 17,053 | - |
| 運用収入 | 1,195 | 1,136 | 454 | 454 | 285 | 278 | 394 | 369 | 56 | 28 | 7 | 6 |
| 借入金 | 70,528 | - | - | - | 1,483 | - | - | - | 53,406 | - | 15,639 | - |
| その他の収入 | 24 | 27 | 23 | 5 | 1 | 3 | 0 | 18 | - | 2 | 0 | 0 |
| 合 計 | 208,723 | 59,895 | 34,293 | 30,936 | 12,040 | 8,371 | 21,207 | 19,947 | 108,485 | 634 | 32,698 | 6 |

(2) 支出

(単位：百万円)

| 科 目 | 総 計 | | 農業信用保険勘定 | | 林業信用保証勘定 | | 漁業信用保険勘定 | | 農業災害補償関係勘定 | | 漁業災害補償関係勘定 | |
|------|---------|---------|----------|--------|----------|--------|----------|--------|------------|---------|------------|--------|
| | 予算 | 決算 | 予算 | 決算 | 予算 | 決算 | 予算 | 決算 | 予算 | 決算 | 予算 | 決算 |
| 事業費 | 208,968 | 59,288 | 33,852 | 30,487 | 12,652 | 8,483 | 20,708 | 19,819 | 109,107 | 500 | 32,649 | - |
| 運営経費 | 一般管理費 | 1,855 | 1,737 | 806 | 779 | 544 | 566 | 416 | 364 | 66 | 12 | 25 |
| | 直接業務費 | 255 | 258 | 166 | 187 | 39 | 38 | 44 | 32 | 5 | 1 | 1 |
| | 管理業務費 | 258 | 252 | 88 | 90 | 97 | 98 | 56 | 55 | 11 | 4 | 6 |
| | 人件費 | 1,342 | 1,226 | 551 | 503 | 407 | 429 | 316 | 276 | 49 | 8 | 18 |
| | 合 計 | 210,823 | 61,025 | 34,657 | 31,266 | 13,195 | 9,048 | 21,124 | 20,183 | 109,173 | 512 | 32,673 |
| | | | | | | | | | | | | 15 |

2. 平成28事業年度收支計画及び実績

(1) 収益

(単位：百万円)

| 科 目 | 総 計 | | 農業信用保険勘定 | | 林業信用保証勘定 | | 漁業信用保険勘定 | | 農業災害補償関係勘定 | | 漁業災害補償関係勘定 | |
|-----------------|-----------|--------|----------|--------|----------|-------|----------|-------|------------|----|------------|----|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 |
| 経常 収益 | 政府事業交付金収入 | 5,341 | 1,332 | 3,622 | 324 | 396 | 261 | 1,323 | 748 | - | - | - |
| | 政府補給金収入 | 20 | 5 | - | - | 20 | 5 | - | - | - | - | - |
| | 事業収入 | 9,039 | 7,623 | 6,931 | 5,709 | 459 | 353 | 1,565 | 1,557 | 25 | 4 | 60 |
| | 財務収益 | 1,147 | 1,097 | 426 | 427 | 279 | 272 | 384 | 363 | 52 | 29 | 7 |
| | 引当金等戻入 | - | 4,075 | - | 3,187 | - | 424 | - | 464 | - | - | - |
| | 雜益 | 5 | 7 | 4 | 3 | 1 | 3 | 0 | 0 | - | 0 | 0 |
| 臨時利益 | | - | 9 | - | 9 | - | - | - | - | - | - | - |
| 前期損益修正益 | | - | 9 | - | 9 | - | - | - | - | - | - | - |
| 前中期目標期間繰越積立金取崩額 | | - | 273 | - | - | - | - | 264 | - | - | - | 9 |
| 当期総損失 | | - | - | - | - | 1,623 | - | - | - | - | - | - |
| 合計 | | 15,552 | 14,421 | 10,982 | 9,659 | 2,778 | 1,318 | 3,272 | 3,396 | 77 | 33 | 66 |
| | | | | | | | | | | | | 15 |

(2) 費用

(単位：百万円)

| 科 目 | 総 計 | | 農業信用保険勘定 | | 林業信用保証勘定 | | 漁業信用保険勘定 | | 農業災害補償関係勘定 | | 漁業災害補償関係勘定 | |
|--------------|--------|--------|----------|--------|----------|-------|----------|-------|------------|----|------------|----|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 |
| 経常 費 用 | 事業費 | 9,978 | 8,553 | 7,242 | 5,469 | 92 | 40 | 2,644 | 3,045 | 0 | - | 0 |
| | 一般管理費 | 1,864 | 1,543 | 788 | 633 | 547 | 539 | 432 | 344 | 66 | 12 | 29 |
| | 直接業務費 | 190 | 149 | 106 | 99 | 35 | 35 | 44 | 14 | 5 | 1 | 1 |
| | 管理業務費 | 256 | 203 | 88 | 58 | 96 | 88 | 55 | 48 | 11 | 3 | 5 |
| | 人件費 | 1,418 | 1,192 | 595 | 476 | 416 | 416 | 333 | 283 | 51 | 8 | 23 |
| | 減価償却費 | 66 | 64 | 52 | 47 | 8 | 9 | 6 | 7 | 1 | 0 | 0 |
| 財務費用 | | 47 | 5 | 4 | 0 | 20 | 5 | 0 | 0 | 6 | 0 | 17 |
| 引当金等繰入 | | 2,111 | 458 | - | - | 2,111 | 458 | - | - | - | - | - |
| 臨時損失 | | 0 | 2 | 0 | 2 | - | 0 | 0 | - | 0 | 0 | - |
| 固定資産除却損 | | 0 | 2 | 0 | 2 | - | 0 | 0 | - | 0 | 0 | - |
| 当期総利益 | | 1,486 | 3,797 | 2,896 | 3,508 | - | 268 | 190 | - | 4 | 21 | 20 |
| 合計 | | 15,552 | 14,421 | 10,982 | 9,659 | 2,778 | 1,318 | 3,272 | 3,396 | 77 | 33 | 66 |
| | | | | | | | | | | | | 15 |

(注) 収支計画は、予算ベースで作成した。

3. 平成28事業年度資金計画及び実績

(1) 収入

(単位：百万円)

| 科 目 | 総 計 | | 農業信用保険勘定 | | 林業信用保証勘定 | | 漁業信用保険勘定 | | 農業災害補償関係勘定 | | 漁業災害補償関係勘定 | |
|-----------|---------|---------|----------|--------|----------|--------|----------|--------|------------|-------|------------|-------|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 |
| 業務活動による収入 | 138,118 | 59,874 | 34,284 | 30,947 | 10,529 | 8,357 | 21,200 | 19,930 | 55,046 | 633 | 17,059 | 6 |
| 投資活動による収入 | 45 | 207 | - | 0 | 4 | 205 | 7 | 0 | 33 | 2 | - | 0 |
| 財務活動による収入 | 70,572 | 38 | 19 | - | 1,508 | 20 | 0 | 18 | 53,406 | - | 15,639 | - |
| 前年度からの繰越金 | 157,430 | 161,468 | 52,552 | 60,004 | 45,434 | 41,950 | 51,232 | 50,261 | 2,202 | 3,224 | 6,011 | 6,029 |
| 合 計 | 366,165 | 221,587 | 86,854 | 90,952 | 57,475 | 50,532 | 72,439 | 70,209 | 110,687 | 3,859 | 38,709 | 6,035 |

(2) 支出

(単位：百万円)

| 科 目 | 総 計 | | 農業信用保険勘定 | | 林業信用保証勘定 | | 漁業信用保険勘定 | | 農業災害補償関係勘定 | | 漁業災害補償関係勘定 | |
|-----------|---------|---------|----------|--------|----------|--------|----------|--------|------------|-------|------------|-------|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 |
| 業務活動による支出 | 140,289 | 59,488 | 34,652 | 31,237 | 11,713 | 7,566 | 21,123 | 20,157 | 55,766 | 512 | 17,034 | 15 |
| 投資活動による支出 | 15 | 76 | 13 | 39 | 1 | 10 | 1 | 26 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 財務活動による支出 | 70,528 | 1,547 | - | - | 1,483 | 1,539 | - | 8 | 53,406 | - | 15,639 | - |
| 翌年度への繰越金 | 155,333 | 160,476 | 52,190 | 59,676 | 44,278 | 41,417 | 51,315 | 50,017 | 1,514 | 3,347 | 6,036 | 6,019 |
| 合 計 | 366,165 | 221,587 | 86,854 | 90,952 | 57,475 | 50,532 | 72,439 | 70,209 | 110,687 | 3,859 | 38,709 | 6,035 |

(注) 資金計画は、予算ベースで作成した。

平成28年度業務收支

(単位：百万円)

| 科 目 | 総 計 | | 農業信用保険勘定 | | 林業信用保証勘定 | | 漁業信用保険勘定 | | 農業災害補償関係勘定 | | 漁業災害補償関係勘定 | |
|-----------|--------|-------|----------|-------|----------|-----|----------|-------|------------|----|------------|----|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 |
| 政府事業交付金収入 | 5,288 | 1,279 | 3,622 | 324 | 343 | 208 | 1,323 | 748 | - | - | - | - |
| 事業収入 | 9,345 | 7,685 | 6,925 | 5,636 | 798 | 499 | 1,548 | 1,545 | 15 | 5 | 60 | - |
| 保険料収入 | 4,488 | 3,942 | 3,552 | 3,075 | - | - | 935 | 867 | - | - | - | - |
| 回収金収入 | 3,985 | 3,239 | 3,372 | 2,561 | - | - | 612 | 679 | - | - | - | - |
| 保証料収入 | 445 | 302 | - | - | 445 | 302 | - | - | - | - | - | - |
| 求償権回収収入 | 353 | 197 | - | - | 353 | 197 | - | - | - | - | - | - |
| 貸付金利息収入 | 75 | 5 | - | - | - | - | - | - | 15 | 5 | 60 | - |
| 収益合計 | 14,633 | 8,964 | 10,547 | 5,959 | 1,141 | 707 | 2,871 | 2,293 | 15 | 5 | 60 | - |
| 事業費 | 11,320 | 9,097 | 7,214 | 5,441 | 1,500 | 687 | 2,605 | 2,969 | - | - | - | - |
| 保険金 | 9,755 | 8,295 | 7,214 | 5,441 | - | - | 2,541 | 2,854 | - | - | - | - |
| 代位弁済費 | 1,500 | 687 | - | - | 1,500 | 687 | - | - | - | - | - | - |
| 国庫納付金 | 65 | 115 | - | - | - | - | 65 | 115 | - | - | - | - |
| 財務費用 | | | | | | | | | | | | |
| 支払利息 | 23 | - | - | - | - | - | - | - | 6 | - | 17 | - |
| 費用合計 | 11,342 | 9,097 | 7,214 | 5,441 | 1,500 | 687 | 2,605 | 2,969 | 6 | - | 17 | - |
| 収 支 差 | 3,291 | △133 | 3,332 | 518 | △359 | 19 | 265 | △676 | 9 | 5 | 43 | - |